



神奈川県

福祉子どもみらい局共生推進本部室

2023(令和5)年版 神奈川県の男女共同参画

男女共同参画年次報告書



2023(令和5)年9月



本書について

本書は、「神奈川県男女共同参画推進条例」（2002年4月施行）及び「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」（2018年3月策定）に基づく年次報告書として、本県の取組みや、進捗状況を数字で示すなど、男女共同参画の推進にかかる状況を県民のみなさまに明らかにするためのものです。

2023(令和5)年版 神奈川県男女共同参画

男女共同参画年次報告書

目次

I	神奈川県における男女共同参画の状況	
1	あらゆる分野における男女共同参画	1
2	職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	3
3	男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし	5
4	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	7
II	県の総合計画「かながわグランドデザイン」における位置付け	9
III	かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の推進状況	
1	かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の体系	11
2	かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の進捗状況と評価	13
3	かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の参考数値の状況	21
4	かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の2022(令和4)年度事業実績	24
IV	かながわDV防止・被害者支援プランの推進状況	
1	かながわDV防止・被害者支援プランの体系	67
2	かながわDV防止・被害者支援プランの進捗状況と評価	69
3	かながわDV防止・被害者支援プランの2022(令和4)年度事業実績	72
V	神奈川県男女共同参画審議会の審議状況	95
	〈参考〉2022(令和4)年度審議会等の女性委員の登用状況	97

I 神奈川県における男女共同参画の状況

1 あらゆる分野における男女共同参画

審議会等は、国や地方公共団体が重要な施策を進めるにあたって有識者等から意見を求めるため、法令や条例などにに基づき設置された機関です。

神奈川県では、審議会等における女性委員の登用率について具体的な目標を設定して取り組んでいます。

神奈川県の 2022 年度の女性委員登用率は 40.8%と、前年度より 2.0 ポイント増加しました。

なお、県では、第 10 次登用計画に基づき、2022 年度に 40%を超えることを目標として取り組んでいます。(グラフ 1)

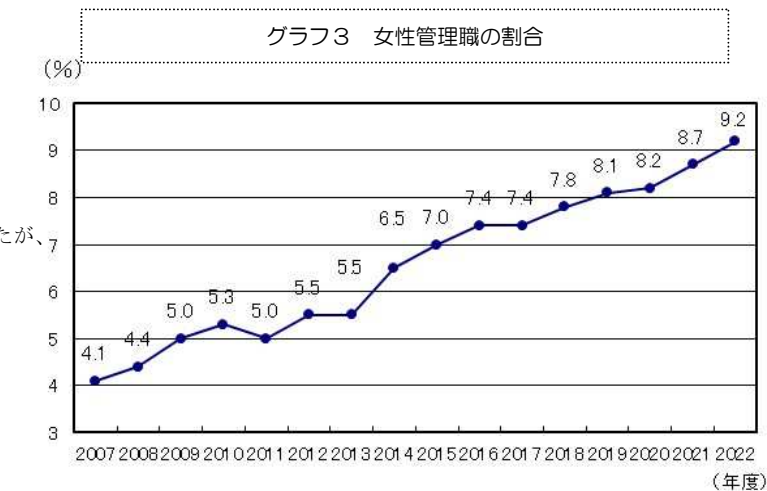
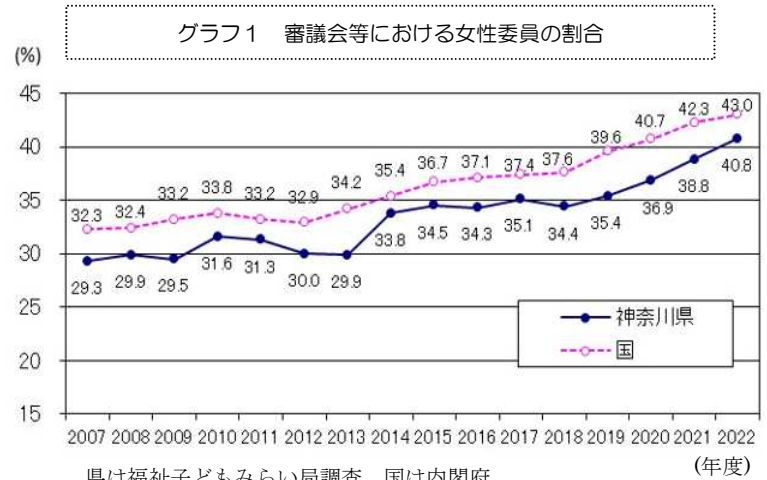
※2014 年 4 月 1 日付で「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱の運用について」を一部改正し、「法令等の規定に基づき職を指定して選出する委員」、「県議会に対して県議会議員から推薦を依頼する委員」については登用計画の対象外としたため、グラフ中、2014 年以降の登用率については、この運用に基づき算出した登用率を掲載しています。(旧基準に基づく登用率：32.2% (2014)、33.2% (2015)、33.0% (2016)、33.8% (2017)、33.2% (2018)、31.8% (2019)、31.9% (2020)、31.8% (2021)、32.8% (2022))

2022 年度の管理職に占める女性の割合(知事部局等)は、18.6%で未だに女性が少なく、政策方針決定過程での男女共同参画が不十分な状況が続いています。(グラフ 2)

※2021 年度までは「県職員(教員・警察官を除く)における幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合」として実績を報告。2022 年度からは報告の名称と併せ一部幹部職員の定義の変更もありましたが、引き続き、同グラフで推移を把握します。

県内の事業所において女性管理職の割合は、2022 年度は 9.2%と 0.5 ポイント増加していますが、依然として低い水準となっています。(グラフ 3)

*「管理職」とは、部長相当職及び課長相当職をいいます(以下同じ)。



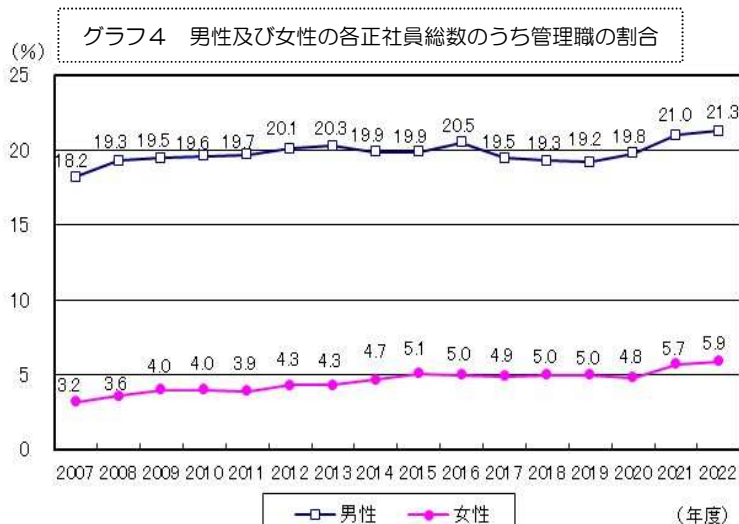
県内の事業所において、男女別の正社員総数のうち女性の管理職の割合は、2022年度は5.9%でした。

女性の管理職の割合は、近年5%前後で推移しており、男性の割合と比べて約4分の1と依然として低い状況が続いています。(グラフ4)

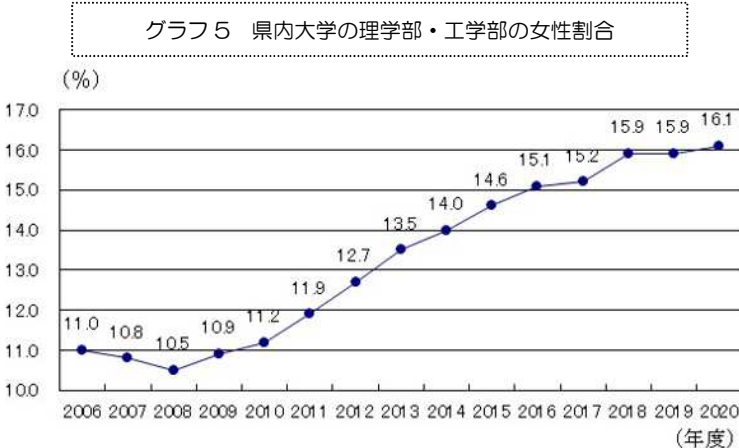
県内大学の理学部・工学部の女性割合は、2008年度以降増加の傾向にあり、2020年度は16.1%となっており、前年度より0.2ポイント増加しました。(グラフ5)

県内公立高等学校等卒業者の進学状況は、学部別に見ると、女性は男性と比べて理・工学部への進路選択が少ない状況です。

2021年度は13年前と比べると、女性は、理学部が3.6%で1.3ポイント、工学部が5.2%と1.3ポイント増加しました。(グラフ6)

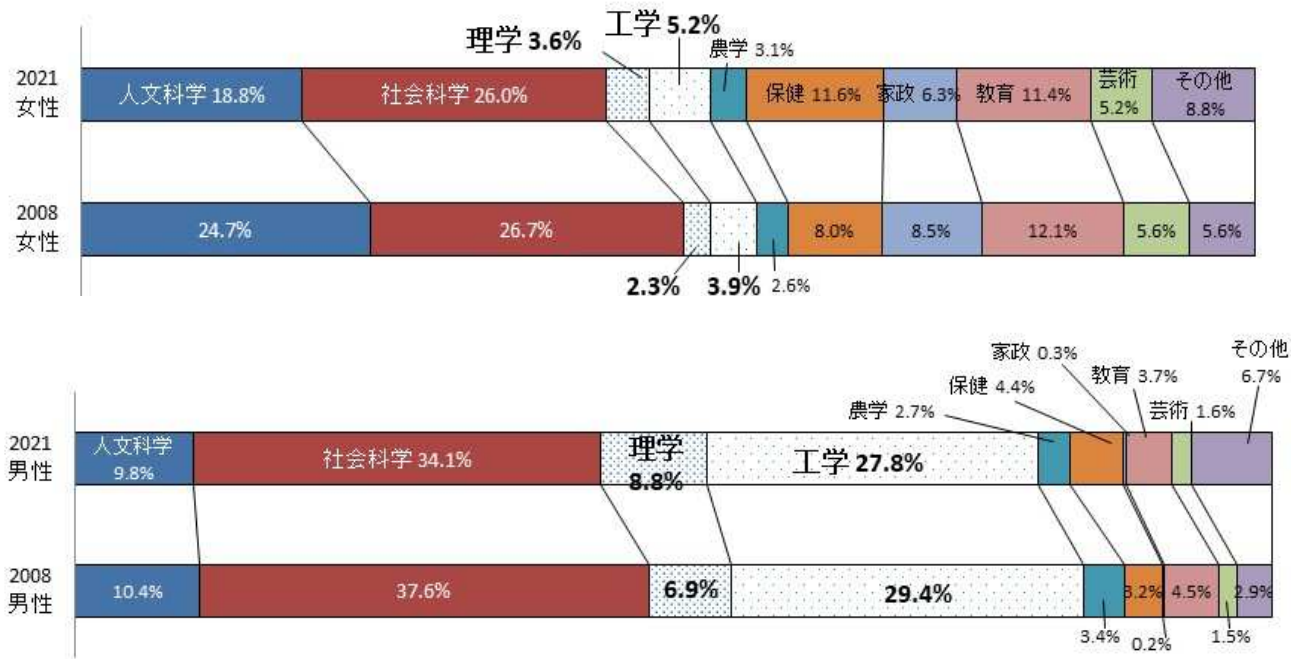


「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成 (算式：男女別各管理職人数／男女別各正社員総数)



2008までは、「神奈川の大学統計」より作成
2009以降は「神奈川県学校基本調査結果報告」により作成

グラフ6 県内公立高等学校等卒業者の大学・短期大学の進学状況



神奈川県「公立高等学校等卒業者の進路状況調査」より作成

2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

日本の女性の年齢階級別労働力率は、緩和されつつありますが「M字カーブ」を描いており、諸外国はM字の谷はほとんどありません。

また、M字の底は、35～39歳となっており、30歳代で労働力率が落ち込んでいます。

神奈川県は、約20年前（2000年）にはM字カーブの底が深くなっていましたが、近年その傾向は緩和されつつあります。しかしながら、M字カーブの底の値、深さも全国的にも低位となっています。出産子育て期にあたる女性にとって、就業の継続が難しい状況がうかがわれます。

その原因としては、長時間労働や長い通勤時間等、特に30歳代の仕事に対する負担が大きいことが挙げられます。（グラフ7）

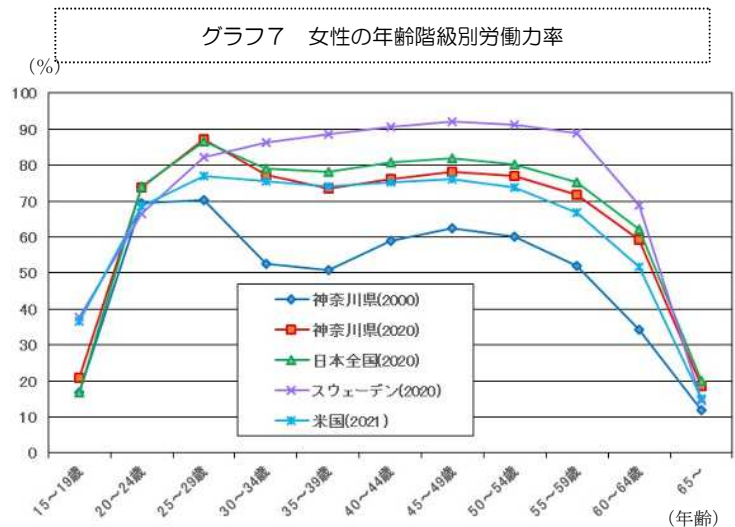
2022年の男女間の賃金格差は、男性を100とした場合、全国では、女性は75.7%と2021年を上回ったのに対し、神奈川県では、2022年は75.4%と2021年の75.6%から減少し、男女間の格差が広がりました。（グラフ8）

2022年度の県条例に基づく事業所からの届出結果では、平均勤続年数が男性は16.7年、女性は11.1年で、格差は5.6年でした。

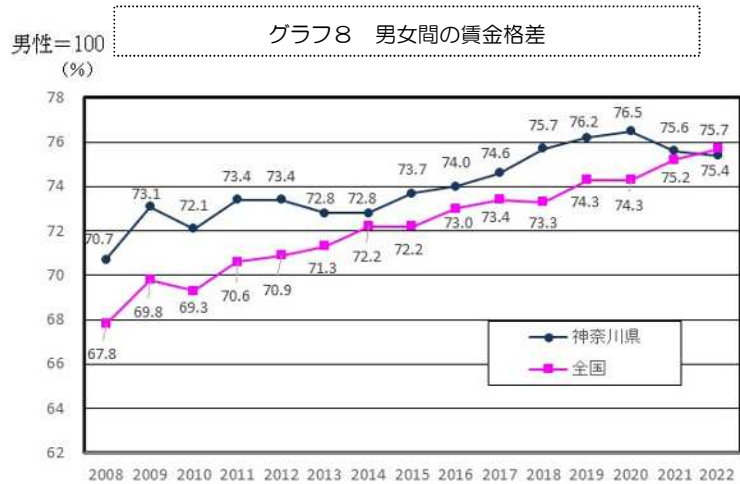
なお、2022年の賃金構造基本統計調査での神奈川県の男女別平均勤続年数の差は4.7年と、前年の4.6年から格差は0.1年拡大しています。（グラフ9）

*『条例に基づく届出』の対象：県内の従業員数300人以上の事業所（年度ごと）

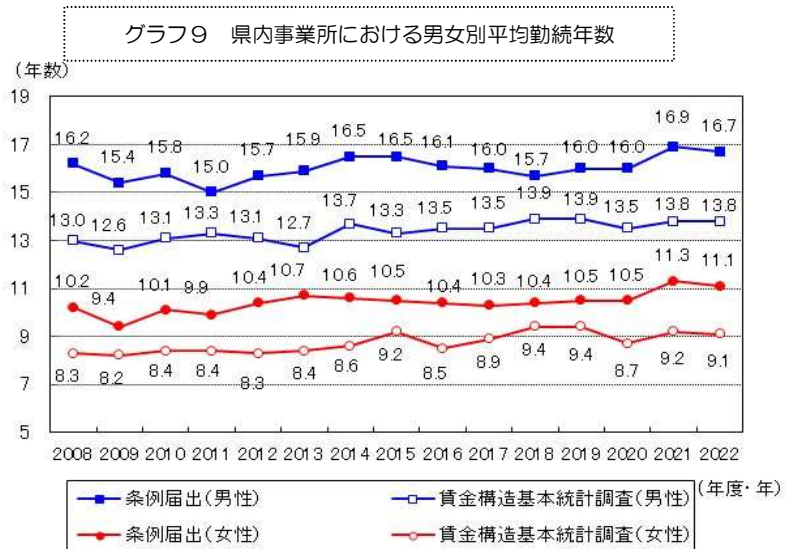
*『賃金構造基本統計調査』の対象：5人以上の常用労働者を雇用する民営企業及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業者から抽出（年ごと）



神奈川県、日本全国は「国勢調査」、米国及びスウェーデンはILO「LABORSTA」より作成。「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合



厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成（年）



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」及び厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

県内の事業所において、2022年度
の女性正社員の割合は61.8%、男性
正社員の割合は82.8%となっていま
す。

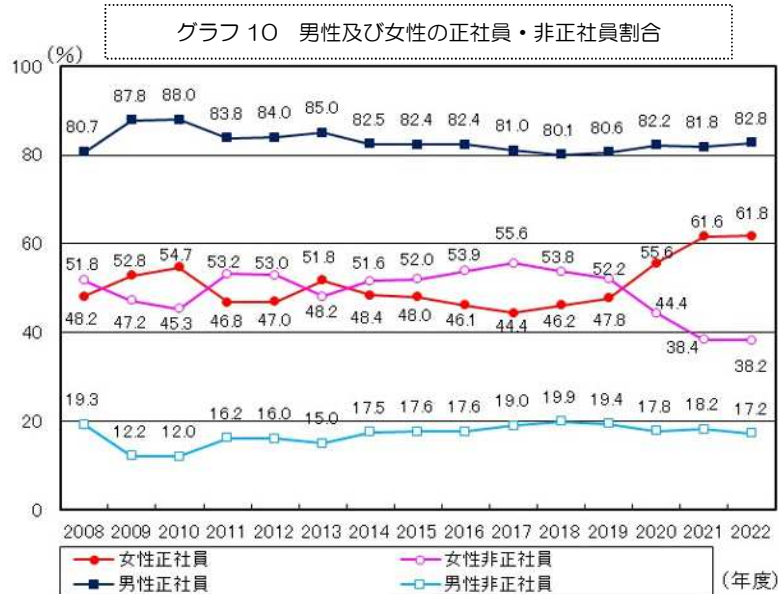
女性の正社員の割合は前年度より
0.2ポイント増加し、3年連続で正社
員が非正社員を上回りました。(グラ
フ10)

2022年度に、都道府県労働局雇用
均等室(全国)によせられたセクシ
ュアル・ハラスメントの相談件数は、
前年度より221件減少して6,849件
でした。

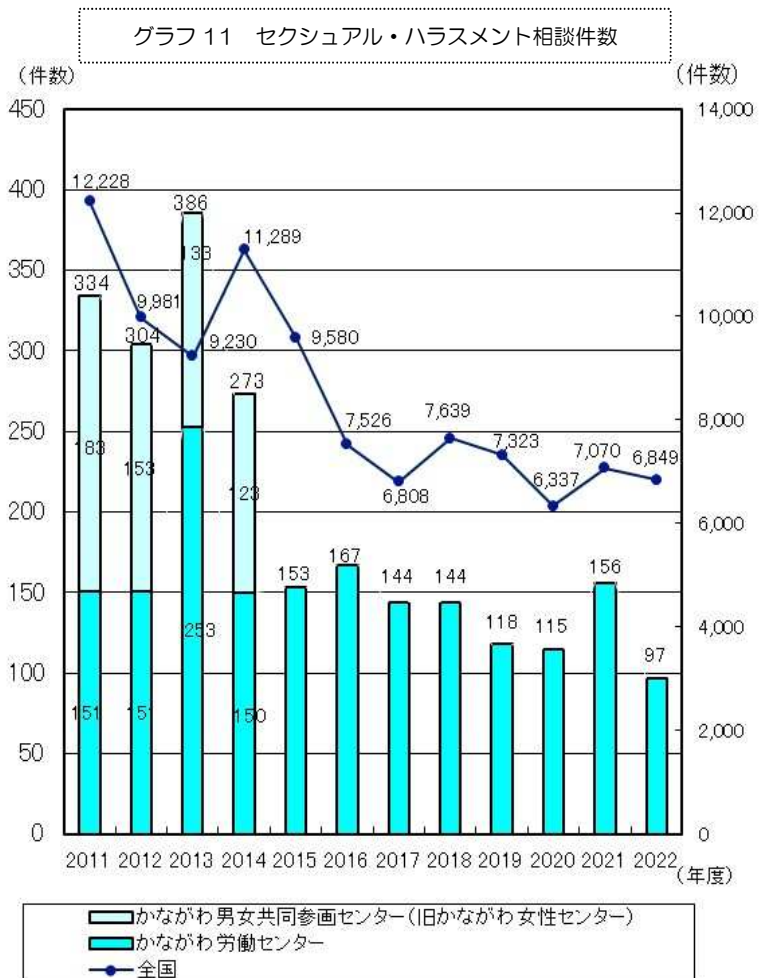
また、かながわ労働センターで受
けた相談件数は97件と、前年より
59件減少しました。(グラフ11)

*かながわ女性センターのセクシュアル・ハ
ラスメントの相談は、2014年度で終了しま
した。

*かながわ女性センターは2015年4月より相
談窓口を再編し、「かながわ男女共同参画セ
ンター」に名称変更しました。



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成



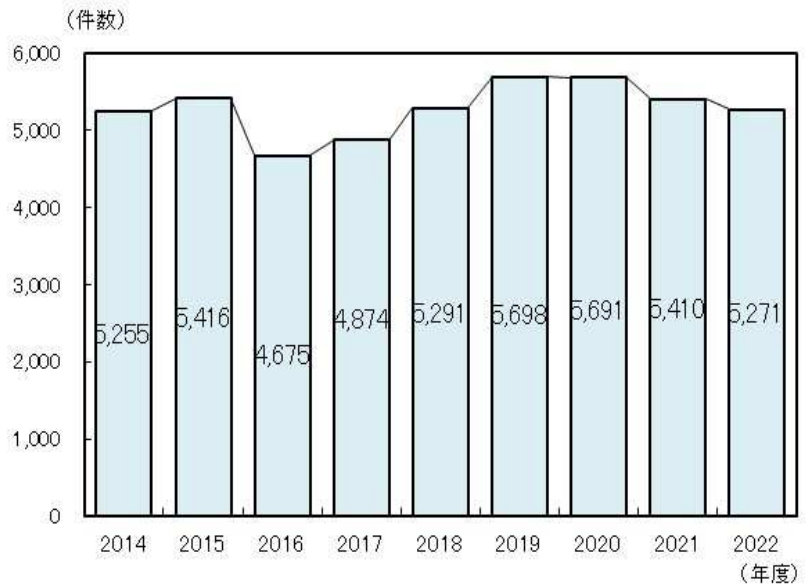
厚生労働省「雇用機会均等法の施行状況」及び
かながわ労働センター「神奈川県労働相談の概況」より作成

3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

県配偶者暴力相談支援センターによせられた、配偶者等からの暴力(DV)相談件数は、近年は5千件前後で推移しています。(グラフ12)

* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)の全面施行(2002年4月)に伴い、県は2002年度から配偶者暴力相談支援センターを設置しています。その後、2011年9月に横浜市が、2012年10月に相模原市が、2016年5月に川崎市が配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

グラフ12 配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

神奈川県で2022年度にDV防止法に基づく一時保護を行った件数は、143件となっています。

また、一時保護件数のうち、母子での保護は77件で、単身での保護は66件でした。(グラフ13)

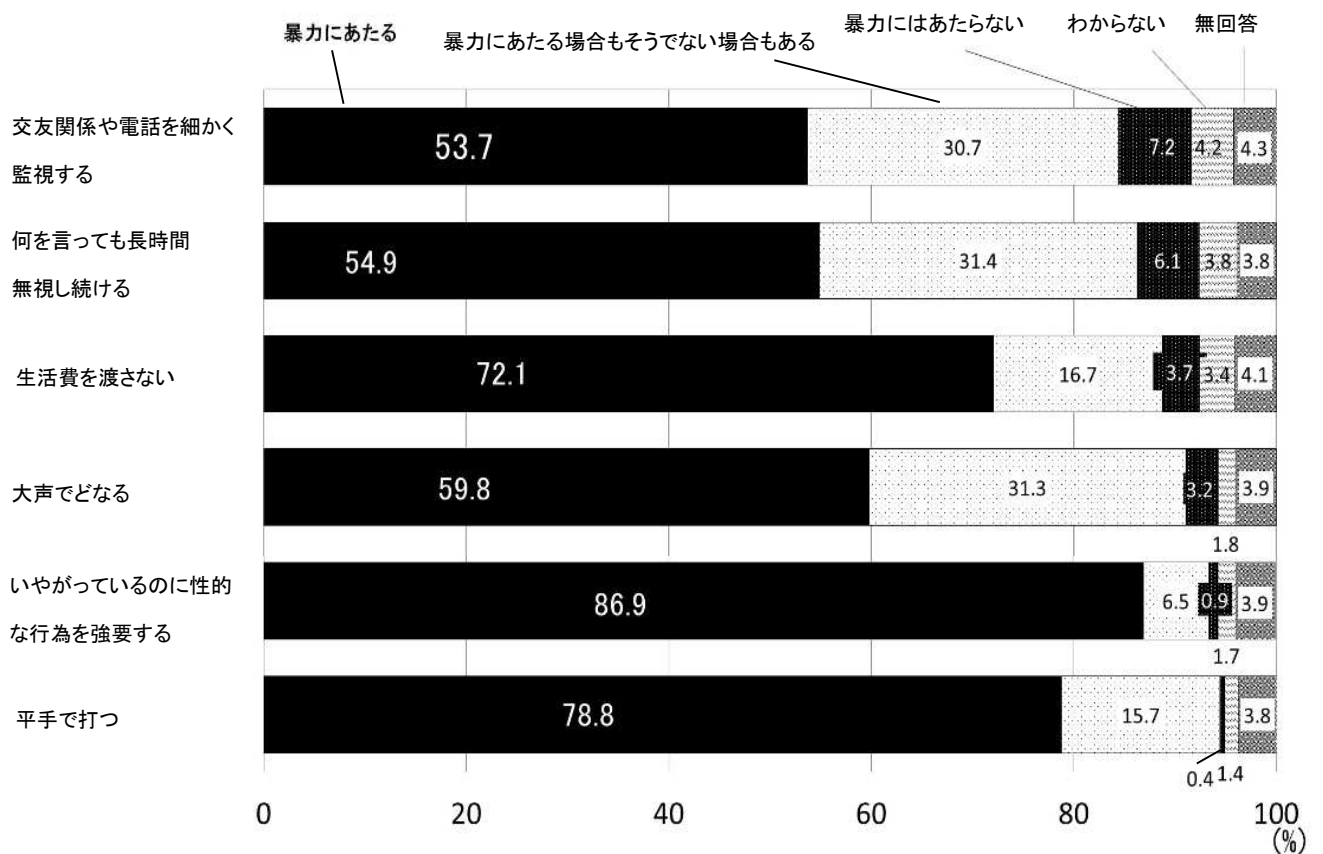
グラフ13 DV防止法に基づく一時保護件数



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

2022年度神奈川県県民ニーズ調査によると、夫婦間（事実婚や別居中も含む）で次の行為が行われた場合、それを暴力(DV)だと思うか尋ねたところ、すべての項目で「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っています。(グラフ14)

グラフ14 夫婦間での暴力(DV)についての認識



2022年度県民ニーズ調査（課題）より作成

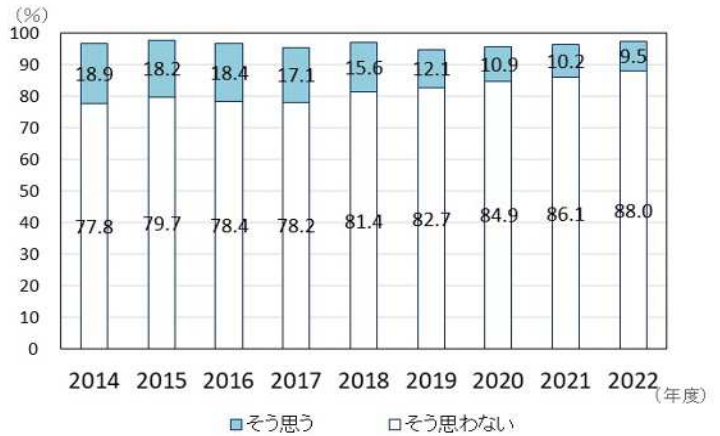
4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

県の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という意識に対して、「そう思わない」は88.0%となり、前年度より1.9ポイント増加しています。(グラフ15)

「社会通念・慣習・しきたりなどで」や「社会全体で」では、「男性の方が優遇されている」が7割と、「女性の方が優遇されている」を大きく上回っています(グラフ16)

家庭における「家事」や「介護」については、家庭内における女性の負担が大きくなっています。(グラフ17)

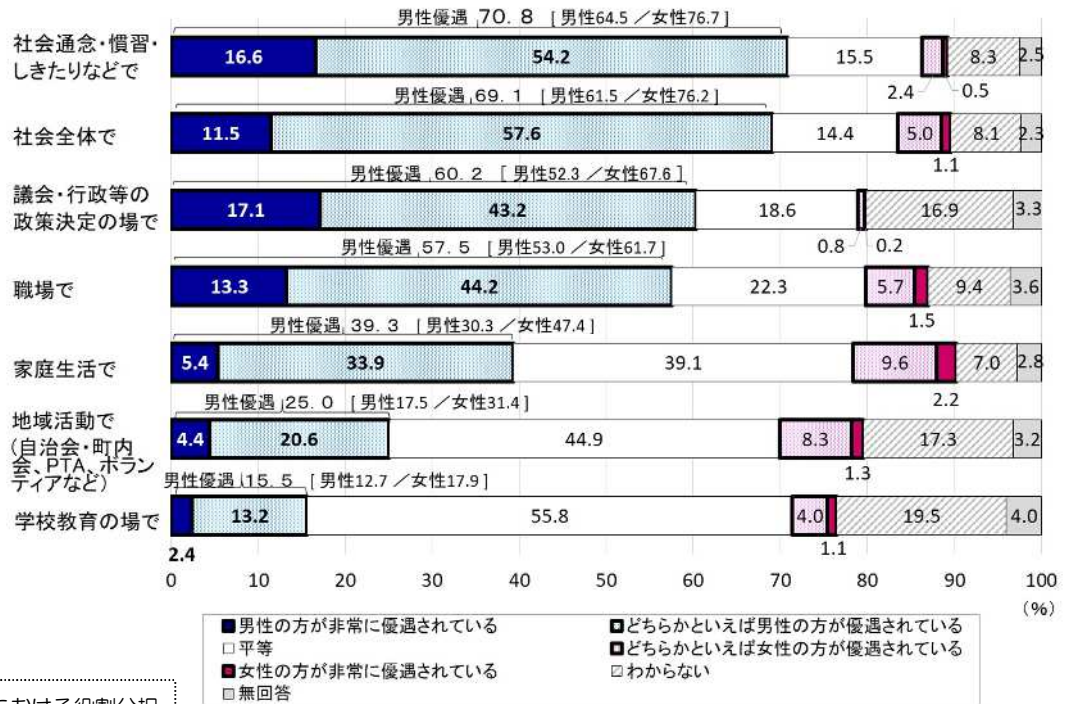
グラフ15 夫は外で働き、妻は家を守るべきとの意識



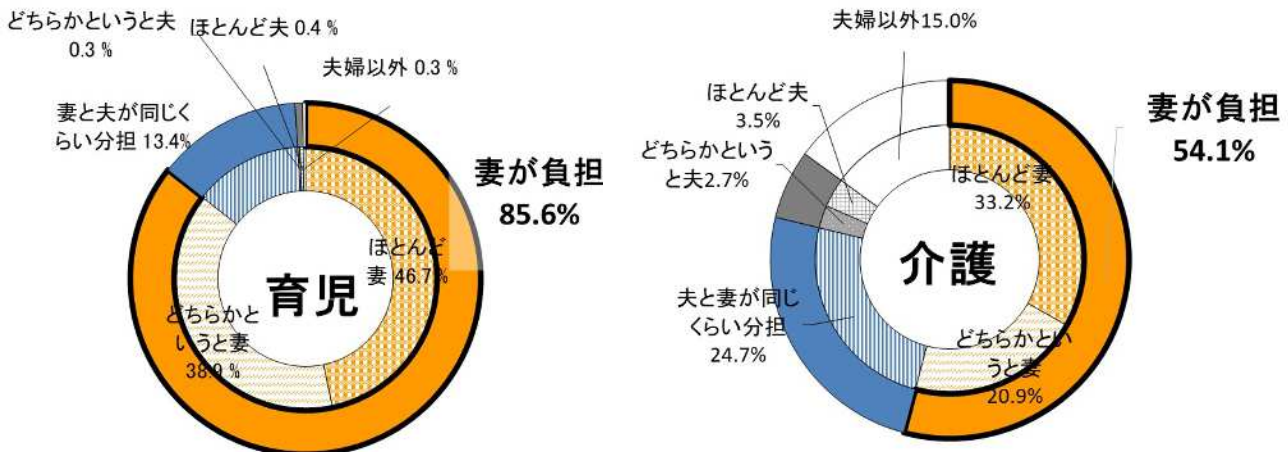
県民ニーズ調査(基本)より作成

2016年度県民ニーズ調査(課題)より作成

グラフ16 男女の地位の平等感



グラフ17 家庭における役割分担



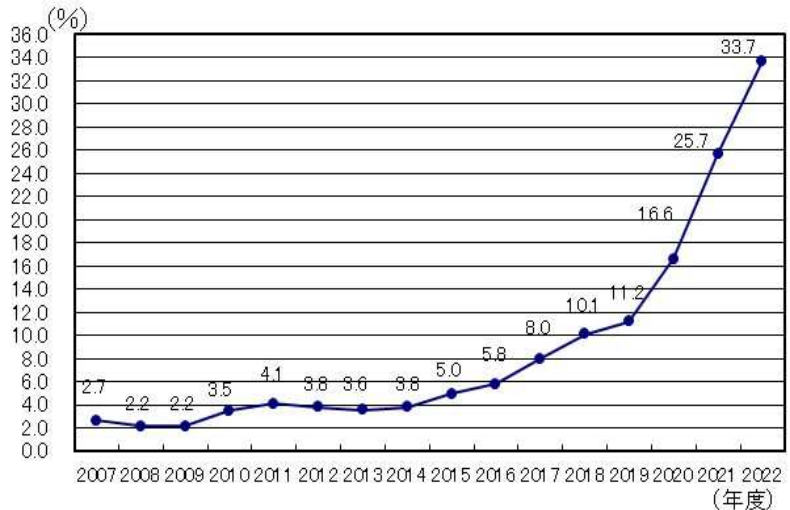
2021年度県民ニーズ調査(課題)より作成

グラフ 18 男性の育児休業利用率

事業所における男性の育児休業利用割合は、前年度に比べ 8.0 ポイントと大幅に増加して 33.7%となりました。(グラフ 18)

保育所等利用児童数は年々増加しており、2022 年度は県全体で 170,241 人と、前年より 2,651 人増加しています。

また、保育所等利用待機児童数は、2022 年度は 220 人と前年度より 86 人減少しています。(グラフ 19)

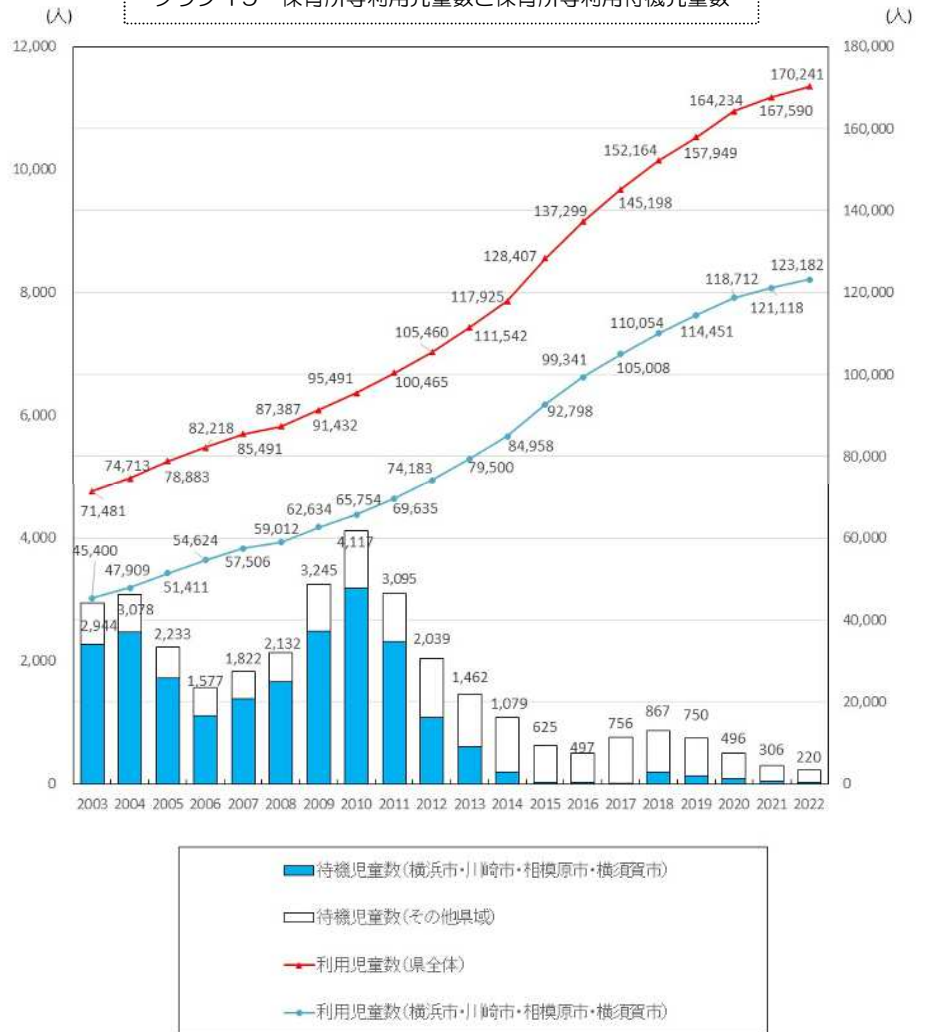


「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成

グラフ 19 保育所等利用児童数と保育所等利用待機児童数

* 保育所等：保育所、認定こども園（幼稚園機能部分を除く。）及び地域型保育事業

* 地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の各事業



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

II 県の総合計画「かながわグランドデザイン」における位置付け

神奈川県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2012年3月に「かながわグランドデザイン基本構想」及び「実施計画」、2015年7月に「第2期実施計画」をとりまとめ、基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の礎となる取組みを着実に進めてきました。

このたび、2018年度に「第2期実施計画」の計画期間が終了したことから、「第3期実施計画」を策定し、これまで取り組んできた政策を、SDGsの理念なども踏まえてさらに進化させました。

計画では、5つの「めざすべき姿」を掲げており、「ひとのチカラを最大限に生かす神奈川」を実現する柱Ⅳ「ひとのチカラ」に、プロジェクト12「男女共同参画～誰もがお互いを尊重し、共に参画し活躍できる社会づくり～」を位置付けています。

プロジェクト12 男女共同参画 ～誰もがお互いを尊重し、共に参画し活躍できる社会づくり～

様々な分野で女性の活躍が進む一方、長時間労働をはじめとする男性中心型労働慣行や性別による役割分担意識は依然として根強く残っており、出産や介護に伴う女性の就業継続やキャリア形成を難しくするとともに、家庭や地域活動への男性の参画を阻む大きな壁となっています。

そこで、あらゆる分野における男女共同参画を一層進めるため、固定的な役割分担意識の解消や企業における働き方改革の取組みを促進するとともに、配偶者等からの暴力防止や、様々な困難を抱えた女性などに対する支援に取り組み、誰もが互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、笑ってらせる社会をめざします。

■プロジェクトの指標

	2018年度実績	2022年度
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合〔県民ニーズ調査〕	81.4%	82.0%
25～44歳の女性の就業率【暦年】〔神奈川県労働力調査〕	74.5%	78.5%

■具体的な取組み

A あらゆる分野における男女共同参画

- かながわ女性の活躍応援団や神奈川なでしこブランド事業などの女性活躍推進の取組みにより、SDGsのゴールにも掲げられているあらゆる分野における男女共同参画を進めます。
- 女子高校生などの理系志望や、女性農業者の経営参画など、女性の参画が進んでいない分野への女性の参画を支援します。
- 性別を理由とした固定的な役割分担の概念、例えば「男は仕事、女は家庭」といった意識を解消するため、ライフキャリア教育の普及や様々な啓発活動を通じて、男女共に仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざします。

B 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

- 子どもを産み育てながら働き続けたい女性や再就職を希望する女性に対して、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行うとともに、誰もが多様で柔軟な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の職場環境づくりを促進します。
- 育児・介護を理由とした本人の意に反する離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭の両立が可能となるよう、保育所の整備などを進める市町村の取組みへの支援や、介護保険施設の整備など、育児・介護などの基盤整備を図ります。

C 暴力や差別のない健やかで安心なくらし

- 配偶者等からの暴力を含むあらゆる暴力の根絶をめざして、若年層に向けたデートDV防止の啓発や、配偶者暴力相談支援センターにおける各種相談及び被害者の緊急一時保護、自立支援を行います。また、SNSを活用した配偶者等からの暴力に関する相談窓口を設置します。

- ひとり親家庭や高齢単身女性など、様々な困難を抱えた女性の自立を支援します。また、性的マイノリティ（LGBTなど）の方々が周囲の無理解や偏見に苦しむことのないよう「かながわSOGI[※]派遣相談」などの事業を実施し、多様な性のあり方について理解を深め、人権が尊重される社会をめざします。

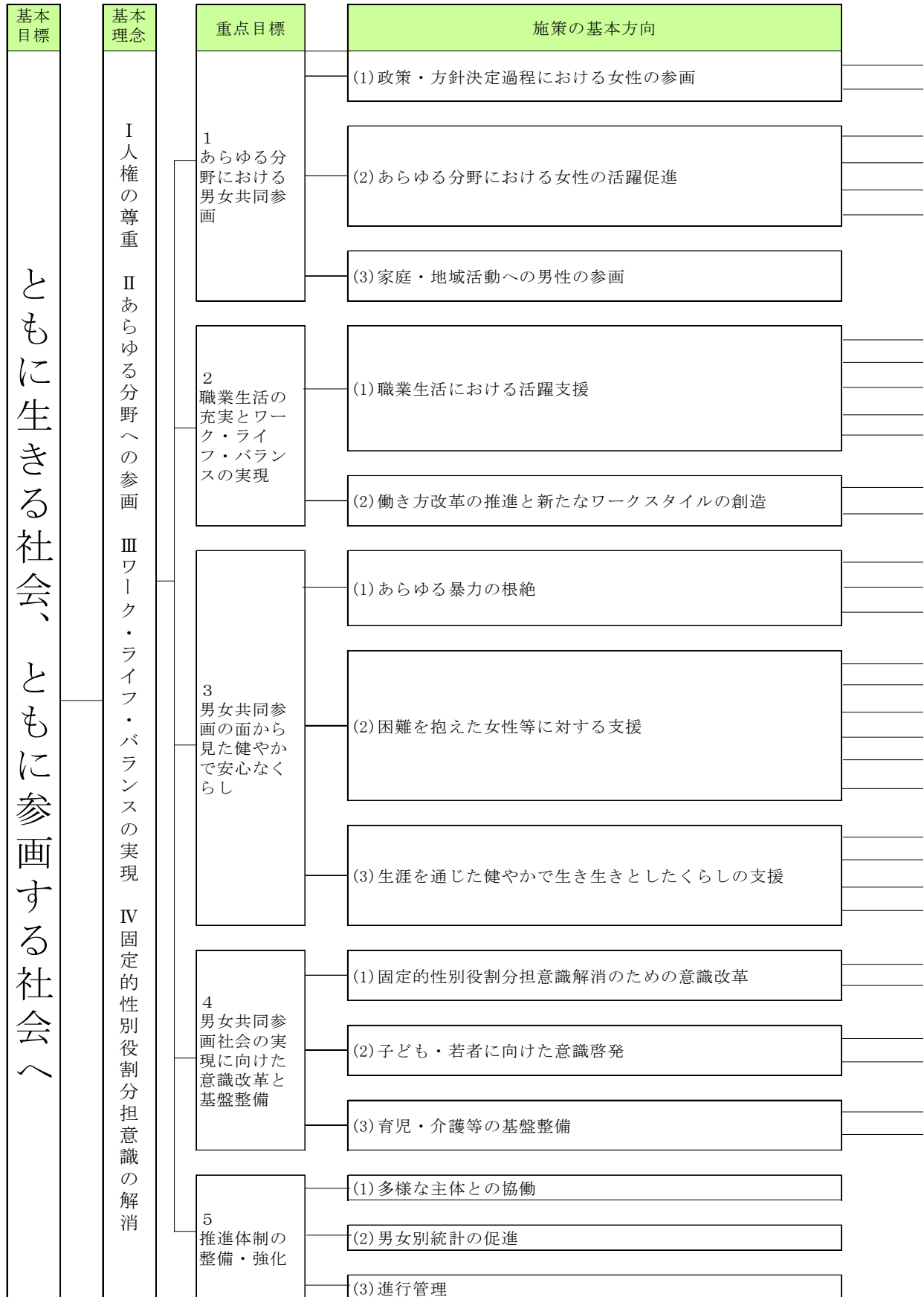
※Sexual Orientation & Gender Identity の略称。性的指向(好きになる性別)と、性自認(自分がどんな性別だと思うかという認識)のこと。

■プロジェクトのKPI

具体的な 取組み	KPI	計画策定時 の現状	2019	2020	2021	2022
A	県の審議会等における女性委員の割合 〔県共生推進本部室調べ〕	35.1% (2017)	38.9%	40.0%	40.4%	40.8%
A	民間事業所の女性管理職（課長相当職以上） の割合 〔県立かながわ男女共同参画センター調べ〕	7.8% (2018)	9.1%	10.4%	11.7%	13.0%
B	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等への 参加者数〔県雇用労政課調べ〕	150人 (2018)	150人	150人	150人	150人
B	民間の介護休業利用事業所割合 〔県立かながわ男女共同参画センター調べ〕	26.8% (2018)	27.9%	29.0%	30.1%	31.2%
C	デートDV防止啓発講座開催数 〔県立かながわ男女共同参画センター調べ〕	4回 (2018)	4回	5回	5回	6回
C	母子家庭等就業・自立支援センター事業に よる就業者数〔県子ども家庭課調べ〕	35人 (2018)	80人	80人	80人	80人

Ⅲ かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の推進状況

1 かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の体系



主要施策	
—	①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画
—	②民間における政策・方針決定過程への女性の参画
—	①女性の活躍の推進
—	②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援
—	③農業や商工業分野における女性の参画支援
—	④防災分野への女性の参画支援
—	①女性の就業支援
—	②育児等の基盤整備【再掲】※1
—	③介護の基盤整備【再掲】※2
—	④就業環境の整備
—	⑤安定した就業への支援
—	①長時間労働の是正と多様な働き方の促進
—	②両立支援のための取組み促進
—	①配偶者等からの暴力防止
—	②配偶者等からの暴力被害者への支援
—	③犯罪被害者等に対する支援
—	①ひとり親家庭に対する支援
—	②高齢女性に対する支援
—	③障がいのある女性に対する支援
—	④外国人女性に対する支援
—	⑤生活困窮者等の自立に向けた支援
—	⑥性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援
—	①女性の健康に対する支援
—	②男性の健康に対する支援
—	③エイズ・性感染症等に対する支援
—	④県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み
—	①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
—	②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供
—	①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成
—	②学校現場における基盤整備
—	①育児等の基盤整備
—	②介護の基盤整備

※1及び※2は、最も施策の関連が深い柱として「重点目標4－施策の基本方向(3)－主要施策①及び②」に本掲として位置付けているため、本欄を再掲としています。

2 かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の進捗状況と評価

【2018(H30)～2022(R4)年度を振り返って】

○2020年より全庁をあげてのコロナ対応によりイベントなど原則中止となった。

○コロナの長期化を受け、オンラインツールを活用した開催方法で行うなど、開催方法を工夫することにより徐々に事業を再開していった。

○一方コロナ禍では、特に女性への影響が顕在化したことから女性に対する従来よりの課題を含め、コロナ禍を受けたことで新たに浮かび上がった課題等への対応について、生活困窮者対策の一環として取り組みを進めている。

○5年間で振り返ると目標値を達成した項目もあり、概ね進捗したといえる。例えば、県の審議会等における女性委員については、2018年度は34.4%のところ2022年度では40.8%と6.4ポイント増加した。県庁内部の意識改革が進んだことを示しており、また、知事によるトップダウンの指示があった結果である。就業に関する事業については、数値目標でもコロナ禍の影響を受けたことがうかがえ前年度や目標値より遠ざかった年もあった。2023年3月には、新たにプランを改定したため、引き続き取組の強化等を行っていく。

【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価(2022年度について)】

○コロナ禍でオンラインによる実施等活動形態に制限が続いたが、感染状況の落ち着く中で対面での事業の実施等制限を緩和して取組を行っていることについて評価できる。

○目標達成に向けて大変努力をしていることは認められるため、県民に向けてしっかりと広報してほしい。

【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価(2018～2022年度について)～5年間の振り返り～】

○コロナ禍が事業に対して、どのような影響をもたらしたか、しっかりと記録を残し、それを踏まえ「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」の取組に向けて改善等を進めていただきたい。

○コロナ禍で「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」期間中に、県の一次評価が行えなかったのは残念である。そのため、「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」評価では県の一次評価を行っていただきたい。また、取組む計画の妥当性についても評価の機会が必要と思われる。

○全体を通して「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」策定時よりも、目標値に向かってそれぞれ前進したことは評価できる。一方で、達成できなかった項目、足踏みしてしまった項目については、その事業自体の見直しが必要なのか又は、組織として具体的な改善策を打ち出していくことが不足していたのかを検証していくことが必要と思われる。

◆ かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）における目標

○2023年9月に実施した調査に基づき作成しており、その時点での最新の実績値を記載しています。

○「2022年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の○から始まる部分は取組み実績を記載し、●から始まる部分は取組み実績に2022年度の男女共同参画審議会評価への対応を含めて記載しています。

○「2022年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の末尾の〔〕内に記載されている数字は、「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)の2022年度事業実績」(P24～66)の事業の通し番号です。

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

＜政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画＞

・2022年度
の県の主
な取組み
・2018～
2022年度
成果等
・2022年度
神奈川県
男女共同
参画審議
会評価へ
の対応
〔事業実績
の通し番
号〕

●県の審議会等における女性委員の割合については、第10次「審議会等の女性委員の登用計画」を引き続き推進するとともに、審議会等における女性登用の実態調査を実施しました。各局長等が出席する庁内会議において、知事から局長がリーダーシップを発揮して、目標値を達成できるよう改めて登用推進を促すとともに、女性委員の割合が40%未満の審議会等は改選前に事前に協議をする等の取組を実施してきました。
その結果、2018年度は34.4%だったところ、2022年度は40.8%と6.4ポイント増加し、全庁で女性登用が進みました。令和5年度からは、女性委員の登用の取組強化のため、特別の枠として女性枠を設け、現状値を維持しつつ、引き続き女性委員の登用の強化に努めてまいります。〔2〕

●県庁内における取組については、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主（神奈川県）行動計画策定・推進委員会会議を開催したほか、仕事と家庭を両立させて活躍する女性幹部職員をロールモデルとして紹介し、県女性職員の職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図るとともに、女性職員のキャリア形成を支援してきました。今後も成績主義の原則を踏まえた上で、日頃の業務の中で発揮してきた能力や実績、幹部職員としての適性や意欲等を適切に評価し、能力等に応じた登用を進めるほか、女性職員のキャリア開発の視点に立った人事異動等を行い、中堅職員の育成を図り、将来の幹部職員の候補となる女性職員の人材プールの形成に取り組むなど、引き続き幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてまいります。〔6〕

＜民間における政策・方針決定過程への女性の参画＞

●民間における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、「女性管理職育成セミナー」（2021年度1回(3日間)/32人参加、2022年度1・2日目オンライン、3日目対面/31人参加）を実施したほか、女性の活躍を阻む「アンコンシャス・バイアス」について学び、部下への効果的な働きかけ方を習得する「女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー」（2021年度オンライン1回/28人参加、2022年度1回/23人参加）を実施しました。
令和2年度の女性管理職育成セミナーを除き、コロナ禍においてもオンライン開催することで、女性人材育成に向けたセミナーを継続的に実施することができました。また、令和5年度から新たに、女性が自ら望む形で就業を継続し、キャリアアップすることのできる環境づくりにつなげるため、総就業年数3～5年程度の女性を対象に自身のキャリアプランを考える機会を提供するセミナーを実施予定です。〔9〕

＜女性の活躍の推進＞

○かながわ女性の活躍応援団の啓発講座等（2021年度4回/759人参加、2022年度4回/844人参加）やサポーター登録の推進（2021年度末時点50人、2022年度末時点59人）を行いました。また、企業経営者向けに、withコロナにおける働き方の変化と女性活躍推進をテーマとした「かながわ女性の活躍応援団冊子」を作成し、配布しました（2021、2022年度共に5,000部）。
コロナの影響等により、事業の中止・縮小があったが、オンラインツール等の活用により、交流会や全体会議、啓発講座等を開催し、県内企業等の女性活躍推進を継続的に後押ししてきました。また、冊子の作成等を通して、コロナ禍における応援団企業等の先進的な取組を県内企業等に向けて発信しました。
近年のジェンダー平等への意識の高まりや多様な性の考え方等を考慮し、女性活躍推進のみならず、ダイバーシティ推進に関する取組みについても検討していきます。〔14〕

＜女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援＞

○女子中学生、高校生の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するための出前講座（2021年度1回/550人参加、2022年度2回/715人参加）を実施しました。
講座の実施により、女子中学生、高校生の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するとともに、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供することができました。参加者アンケートの意見を活かし、引き続き、事業を展開していきます。〔19〕

○農業協同組合への女性登用促進について関係機関へ周知を行い（2021年度総合農協の役員442名のうち女性56名、2022年度総合農協の役員435名のうち女性59名）、農業委員への女性登用促進について（一社）神奈川県農業会議を通じ市町村に働き掛けました（2021年度農業委員386名のうち女性43名、2022年度農業委員391名のうち女性42名）。
令和2年12月に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され、令和7年度までに農業協同組合の役員に占める女性の割合を15%とすることを数値目標としています。県下農業協同組合では、なり手が少なく女性役員を増やすことが困難な農業協同組合もありますが、改選期に向けて検討を進めていきます。また、農業委員会は、各市町村が設置する独立行政委員会であるため、県が人事の内容に干渉することはできないことから、農業委員会に対する支援を業務とする神奈川県農業会議を通じ女性農業委員の登用促進を図っていきます。〔27〕

＜家庭・地域活動への男性の参画＞

○男性の家事育児参画促進事業「職場のためのパパの育休ガイド」、かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」（かながわ版父子手帳）において、情報発信、情報提供等を行いました。令和3年6月に、育児・介護休業法が改正（令和4年度から段階的に施行）され、男性の育児休業取得促進のための新たな枠組みの創設など制度の拡充が図られたことから、引き続き、男性の家事・育児事業参画を推進する企画や取組み等を行ってまいります。〔37、38〕

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	【変更前】 県職員(教員・警察官を 除く)の幹部職員(課長 級以上)に占める女性の 割合	20% (2020)		17.3%	16.8%	15.9%	14.7%	14.7%	14.7% (2017)
		【変更後】 管理職に占める女性の 割合(知事部局等)	25% (2025)	18.6%						
	2	県の審議会等における 女性委員の割合	40%(2020) 40%を超える こと(2022)	40.8%	38.8%	36.9%	35.4%	34.4%	35.1%	34.3% (2016)
	3	民間事業所の女性管理 職(課長相当職以上)の 割合	13% (2022)	9.2%	8.7%	8.2%	8.1%	7.8%	7.4%	7.4% (2016)
	4	6歳未満の子どもを持つ 夫の育児・家事関連時 間 〔社会生活基本調査〕	105分/日 (2021)	—	123分/日 (2021)	—	—	—	—	(次回調査 は2021年 度)

【「重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○「県の管理職に占める女性の割合(知事部局等)」について、現状のままでは目標年度の2025年までに25%を達成することは困難であると思われる。県庁内でポジティブアクションに取り組むこと、トップのコミットメントがこれまで以上に必要である。

○「県の審議会等における女性委員の割合」について、トップのコミットメントや各局が積極的に取り組んできたことで40%を超えたことは高く評価できる。今後は、後戻りしない施策をしつつ、女性登用率が10%、20%にも達していない審議会等への働きかけも必要である。

○「民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合」について、幅広い分野にわたって様々な事業が展開されている点は評価できるが、セミナー等の意識啓発をする取組が中心では不十分と言える。他県では、女性を増やすにあたってインセンティブを与えたり、大規模なイベントを行い知事が参加する等、相当力を入れて取り組んでいる。届出事業所への県の取組の情報発信なども含め神奈川県でもより積極的な取組が必要である。

○男性の家事・育児への参加が徐々に広がってきたが、諸外国と比べるとまだまだその時間は限られている。引き続き、男性の家事・育児時間が増えるように環境整備を行う施策の継続が求められる。

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

<p>・2022年度の県の主な取組み</p> <p>・2018～2022年度成果等</p> <p>・2022年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応〔事業実績の通し番号〕</p>	<p><女性の就業支援></p> <p>○キャリアカウンセリング(2021年度679件、2022年度774件)、女性労働相談(2021年度118件、2022年度69件)、ワーキングマザー両立応援カウンセリング(2021年度174回計82人、2022年度174回計103人)、両立応援セミナー(2021年度1回計18人参加、2022年度2回計41人参加)を実施するなど、女性の就業継続を支援する取組みを行いました。</p> <p>キャリアカウンセリングについては、令和2年7月からウェブ相談を開始したほか、コロナ禍の影響を受けた女性に対する支援として、令和4年度から窓口の増設や地域出張相談を開始したこと等により、相談件数が増加傾向となっています。今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備等を検討しつつ、引き続き女性の就業を支援していきます。〔41、42〕</p> <p><長時間労働の是正と多様な働き方の促進></p> <p>○県庁内における取組については、誰もが働きやすく、働きがいのある職場環境を実現するため、長時間労働の是正に取り組んでおり、朝タミーティングを通じた組織的マネジメントにより、時間外勤務の限度時間を意識した業務の平準化を進めるとともに、時間外勤務の事前命令の徹底・午後9時以降の時間外勤務の原則禁止・ノー残業デーの定時退庁といった基本取組を推進していきます。また、管理監督者は、各職員に概ね四半期ごとに年次休暇の取得計画の作成を促すとともに、引き続き、取得日数が少ない職員に特に目配りするなど、職員の年次休暇の取得推進に取り組んでまいります。〔65〕</p> <p>●県ホームページ「かながわ働き方改革」にて、企業や県民の皆さんのWLBの取組みを応援するための情報を提供し、長時間労働を削減し多様な働き方を促進する取組を行いました。</p> <p>政労使一体の働き方改革フォーラムについて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止となっていましたが、令和4年度では対面とオンラインのハイブリット方式で開催し、初年度と比較して最終年度も参加者数を保つことができました。ワーク・ライフ・バランスの理解促進のため、今後ともホームページを始め普及・啓発に取り組んでいきます。〔68、69〕</p> <p>また、テレワークセミナー(2021年度2回45人、2022年度2回計28人参加)、テレワークセミナー(オンデマンド配信)(2021年度計31人参加、2022年度計66人申込)を開催するとともに、アドバイザー派遣(2021年度31社、2022年度30社)や、経費の補助(2021年度464件、2022年度268件)により、テレワークを導入する中小企業等を支援しました。</p> <p>テレワークは、新型コロナウイルス感染症の感染防止や事業継続の観点から新しい生活様式への対応として広まることとなりました。しかし、実施率をみると、企業の規模が大きいほどテレワークの実施率が高く、中小企業では依然として進んでいない状況です。また、民間調査によると、企業における今後のテレワーク推進方針はワクチン普及以降、減少させたい傾向にあり、一方で従業員のテレワーク継続希望は高い結果が出ています。今後の方向性として、引き続き、柔軟で多様な働き方の整備に関する取組が必要であると考えます。〔70〕</p>																														
<p>目標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>目標値 (目標年度)</th> <th>2022年度 実績値</th> <th>2021年度 実績値</th> <th>2020年度 実績値</th> <th>2019年度 実績値</th> <th>2018年度 実績値</th> <th>2017年度 実績値</th> <th>第4次プラン 策定時 (年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>25～44歳の女性の就業率 〔労働力調査〕</td> <td>72% (2022) →78.5% (2022)</td> <td>78.8%</td> <td>76.0%</td> <td>74.9%</td> <td>75.9%</td> <td>74.5%</td> <td>71.2%</td> <td>68.3% (2016)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>週労働時間60時間以上の 雇用者の割合〔就業 構造基本調査〕</td> <td>7.9% (2019) →6.2% (2022)</td> <td>6.2%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>(次回調査 は2022年 度)</td> <td>7.7%</td> <td>9.9% (2012)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	目標値 (目標年度)	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)	1	25～44歳の女性の就業率 〔労働力調査〕	72% (2022) →78.5% (2022)	78.8%	76.0%	74.9%	75.9%	74.5%	71.2%	68.3% (2016)	2	週労働時間60時間以上の 雇用者の割合〔就業 構造基本調査〕	7.9% (2019) →6.2% (2022)	6.2%	—	—	—	(次回調査 は2022年 度)	7.7%	9.9% (2012)
No.	項目	目標値 (目標年度)	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)																						
1	25～44歳の女性の就業率 〔労働力調査〕	72% (2022) →78.5% (2022)	78.8%	76.0%	74.9%	75.9%	74.5%	71.2%	68.3% (2016)																						
2	週労働時間60時間以上の 雇用者の割合〔就業 構造基本調査〕	7.9% (2019) →6.2% (2022)	6.2%	—	—	—	(次回調査 は2022年 度)	7.7%	9.9% (2012)																						

【「重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○「25～44歳の女性の就業率」について、目標値を達成できたことは評価できる。今後は、男女間賃金格差の拡大に現れているように、正規雇用と非正規雇用に分けるなど、就業の質の分析をすることが必要であると思われる。

○「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」について、ワーク・ライフ・バランスの実現や長時間労働の是正は、性別にかかわらず目指されるものである。テレワークのあり方もコロナ禍後は後退も見受けられるため、県として、引き続き、何らかの方法で中小企業向けの施策を展開していただくことを期待する。

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

・2022年度の県の主な取組み
・2018～2022年度成果等
・2022年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応〔事業実績の通し番号〕

<配偶者等からの暴力防止><配偶者等からの暴力被害者への支援>

○配偶者等からの暴力防止や被害者への支援を進めるため、配偶者暴力防止法に基づく「かながわDV防止・被害者支援プラン」を引き続き推進し、広報・啓発による暴力の未然防止に取組むとともに、市町村や民間団体等の関係機関と連携した相談・一時保護体制の整備、切れ目のない自立支援を実施しました。〔85〕

●DVの周知啓発については、多くの県民にDV被害についての気づきを促すため、女性向け、男性向け及び外国籍県民向けのDV防止啓発冊子類を作成・配布し、その中で電話相談等の窓口を周知するとともに、「かながわDV相談LINE」について周知カードやSNSにより周知しました。また、DV被害に気づき対応のための行動を起こすことができるようDV気づき講座を開催しました(2回)。
なお、デートDV防止について、「ちょーカンタンデートDVの基礎知識」を県内全ての高校に配布し、デートDV防止啓発講座を実施したほか(9校)、デートDVにありがちなケースを紹介し防止啓発する短編動画を配信しました。

<ひとり親家庭に対する支援>

○ひとり親家庭など、困難を抱えた女性等を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センター事業については、パソコン教室(2021年度43日間延299人参加、2022年度45日間延320人参加)やマネープランセミナー(2021、2022年度共に3日間延14人参加)などの就業支援講座の実施や、就業相談等を行いました。

令和3年3月に国が非正規雇用労働者等に対する緊急支援策として、高等職業訓練促進給付金の制度拡充及び償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付の新設を示したことを受け、県としても、令和3年度から国制度に準じた支援を実施し、ひとり親家庭の中長期的な自立を支援しました。〔99〕

また、母子家庭等就業・自立支援センター職員が福祉事務所の母子・父子自立支援員と研修等の機会を通じ、顔の見える関係を構築し、連携を強めたことによりひとり親それぞれの抱える課題に対する適切な支援に繋げることができました。引き続き、同センターでは、ひとり親からの相談に対し、生活状況に応じた支援メニュー・自立支援プログラムを策定することによりきめ細やかな就労・自立支援を行っていきます。

<生活困窮者等の自立に向けた支援>

○売春防止法等に基づき困難な問題を有する女性に対し一時保護、自立支援を実施しました。また、様々な課題を抱えた女性からの相談を受け付ける窓口を民間団体に委託して設置し、無料低額宿泊所を含む場所への訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施するとともに、支援従事者育成のための研修も実施しました。(2021年度(8月事業開始)相談受付1,207件、訪問支援10件、同行支援152件、居場所の提供13人、研修2回実施。2022年度:相談受付3,221件、訪問支援31件、同行支援507件、居場所の提供43人、研修2回実施。)困難な課題を抱える女性の状況は複雑化しており、引き続き支援の充実を図っていきます。〔129〕

<性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援>

●性的マイノリティ支援として、児童福祉施設の職員などを対象とした性的マイノリティ講師派遣(2021年度2回、2022年度8回)を実施しました。他にも、派遣型個別専門相談(2021年度47件、2022年度44件)、企業及び団体向け研修(2021、2022年度共にオンライン開催1回)を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響で開催回数を減らした事業もありましたが、オンライン開催が可能な事業についてはオンラインに切り替えるなど柔軟に対応することで、当事者支援と県民への啓発を両立しながら、理解の促進を図ることができました。〔133〕

また、引き続き、性的マイノリティについての啓発リーフレット等を作成、配布し、若者を含めた幅広い世代への啓発に取り組んでいきます。

<男性の健康に対する支援>

●計画改定年を迎えた「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進するため、かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)を2021年度は2回(1回書面開催、1回ハイブリット開催)、地域部会3回、庁内会議を2回(1回書面開催、1回ハイブリット開催)を行いました。2022年度は4回(2回対面開催、2回書面開催)、地域部会3回、庁内会議を3回(1回対面開催、2回書面開催)しました。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う自殺リスクの高まり、特に若者、女性の自殺者数が増えていることを鑑み、より一層自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深め、相談体制の整備と周知に努めました。自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しています。引き続き、「健康問題」「経済・生活問題」「勤務問題」等の様々な原因に対応するため、自殺対策という視点から、必要な事業関係課と連携を図ってまいります。〔152〕

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①交友関係や電話を細かく監視する／②大声でどなる／③いやがっているのに性的な行為を強要する／④平手で打つ／⑤生活費を渡さない 〔県民ニーズ調査(課題)〕	①～⑤ 100%(2022) ※かながわDV防止・被害者支援プランの改定に伴い目標達成年度を変更	①53.7 ②59.8 ③86.9 ④78.8 ⑤72.1	—	—	—	(次回実績値は2022年度)	①23.4% ②64.1% ③82.2% ④87.7% ⑤61.3%	①23.4% ②64.1% ③82.2% ④87.7% ⑤61.3% (2017)
	2	母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数	80人 (2019) →80人 (2022)	55人	41人	37人	53人	35人	58人	73人 (2016)
	3	【変更前】 建替え等が行われる公的賃貸住宅(100戸以上)における、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率	25% (2022) →90% (2025)			87.5%	—	—	50%	—
		【変更後】 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設(高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設)併設率	おおむね5割 (2030)	—	—	—	37.0%			—
	4	子宮頸がん検診(①)、乳がん検診(②)受診率	①、②共に50%(2022)	①43.7% ②48.3% (2022)	—	—	①47.4% ②47.8% (2019)	—	—	①44.6% ②45.7% (2016)
	5	20歳代女性のやせの割合の減少 〔県民健康・栄養調査〕	20% (2022)	次回調査・公表時期は検討中	—	—	14.7% (2017～2019)	—	—	28.9% (2013～2015)
	6	自殺者の減少 〔人口動態統計〕	自殺死亡率12.4以下 (2021) →10.2以下 (2026)	令和5年9月頃公表予定	自殺死亡率人口10万対の自殺者数15.2 参考: 自殺者数 男性903人 女性466人	自殺死亡率人口10万対の自殺者数15.6 参考: 自殺者数 男性917人 女性485人	自殺死亡率人口10万対の自殺者数13.4 参考: 自殺者数 男性828人 女性382人	自殺死亡率人口10万対の自殺者数14.4 参考: 自殺者数 男性865人 女性428人	自殺死亡率人口10万対の自殺者数15.1 参考: 自殺者数 男性930人 女性424人	自殺死亡率人口10万対の自殺者数14.6(2016) 参考: 自殺者数 男性917人 女性392人

【「重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○「夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合」について、2017年度より回答が下がっていることについて分析が必要である。パンフレット等のアクセスポイントを広げ、引き続き、暴力への認識を高める施策が必要である。また、令和5年7月13日に不同意性交等罪が成立したこともあるため、目標の見直しについても検討いただきたい。

○「母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数」について、前年度より増加しているが、目標自体が低いということ、また、目標値にも到達しなかったことは、よく原因を分析し、本当にニーズに合った対策になっているか、職業相談、職業講座と就職斡旋、これらのやり方が従来のやり方でいいのか等抜本的に見直しいただきたい。

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

・2022年度の県の主な取り組み
 ・2018～2022年度成果等
 ・2022年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応〔事業実績の通し番号〕

＜子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成＞

●若い世代の固定的性別役割分担意識の解消に向けては、大学生や高校生、中学生に向けて、固定的性別役割分担意識にとらわれず自身の生き方を考えられるよう、ライフキャリア教育を実施(2021年度大学:2校、高校及び中学新型コロナウイルス感染症の観点から中止。2022年度大学:2校、高校:1校、中学:4校)し、啓発冊子の作成・配布や、プログラム教材の周知啓発により、若い世代に向けた意識啓発を行いました。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から外部講師派遣、出前講座が実施できない状況ありましたが、令和4年度での実施校からのアンケートでは一定の評価を得ることができました。引き続き、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援していきます。〔178〕

また、中学生、高校生等を対象に、人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るための出前講座(2021年度6回/1,403人参加、2022年度8回/905人参加)を実施しました。例年、アンケート結果も良好であるため、引き続き、参加者アンケートの意見を活かした事業を展開していきます。〔180〕

＜育児等の基盤整備＞

○待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備を進める市町村に対して補助を行う等の支援を行いました。2022年4月の保育所等利用待機児童数については220人(2021年4月では306人)と、現在の集計方法となった平成14年度以来、過去最少となりました。昨年よりも86人の減少で、18市町村で待機児童数が0人となっています。待機児童ゼロに向けて、また、保育の質のさらなる向上を図るため、引き続き保育所等の整備を進めて参ります。〔197、202、203〕

＜介護の基盤整備＞

○老人福祉施設等の整備、介護人材の養成(主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の実施 2021、2022年度共に各2回、初任者研修の実施 2021年度565回、2022年度505回)など、介護等の基盤整備に取り組みました。引き続き、各研修を毎年度実施し、受講希望者の受講機会を確保することで、介護支援専門員の資質の向上及び主任介護支援専門員の養成を図ると共に、指定事業者の指導を通じて訪問介護員の質の高い人材の養成に努めていきます。〔208、209、210〕

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合	2016年度より増加すること (2022)	88.0%	86.1%	84.9%	82.7%	81.4%	78.2%	78.4% (2016)
	2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」18～29歳の人の割合	2016年度より増加すること (2022)	94.0%	85.9%	94.7%	88.1%	93.8%	79.6%	81.3% (2016)
	3	保育所等利用待機児童数	0人 (2019) →0人 (2021) →0人 (2022)	220人	306人	496人	750人	867人	756人	756人 (2017)
	4	特別養護老人ホーム整備床数(累計)	39,697床 (2020) →40,720床 (2022)	39,886床	39,296床	38,672床	38,039床	37,187床	36,549床	35,411床 (2016)

【「重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」の進捗に関する男女共同参画 審議会の評価】

○「保育所等利用待機児童数」について、目標値には達していないが、年々近づいている点は評価できる。一方で、現状待機児童が220名いるため、引き続き、待機児童ゼロを目指していただきたい。同時に、その先にある課題、例えば保育の質の問題や、小学校に上がった後の放課後児童対策の問題等切れ目なくすべての子供が良い環境で育ち、親も仕事に打ち込めるということに向けて、引き続き努力をしていただきたい。

○「特別養護老人ホーム整備床数(累計)」について、目標値を引き上げ、それに近づいている点は評価できる。

重点目標5 推進体制の整備・強化

・2022年度の県の主な取組み
 ・2018～2022年度成果等
 ・2022年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応〔事業実績の通し番号〕

＜多様な主体との協働＞

○市町村等の多様な主体と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めるため、市町村と連携した事業の実施(2021年度10回/520人参加、動画視聴回数76回、2022年度19回/675人参加、動画視聴回数310回)や、NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催等を行いました。

コロナ禍においても必要に応じて、オンライン等を活用することにより、男女共同参画社会の実現に向けて、市町村やNPO等と連携して地域の実情に応じた講演会や講座等の啓発事業を実施することができました。引き続き、今日的課題解決の手がかりとなる視点も含め、地域の実情に応じた講演会等の啓発事業を実施していきます。〔217、218〕

＜男女別統計の推進＞

●ジェンダー統計の推進のため、国へ、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施することを要望しました。また、理解促進のため、専門家に助言を求めました。今後は、統計関係の部署から研修等を行い理解を深め、全庁に対するジェンダー統計の推進を検討していきます。引き続き、国の動向も把握して参ります。〔227〕

＜進行管理＞

●女性活躍推進法に基づく推進計画の策定については、引き続き、市町村の男女共同参画基本計画の改定スケジュールを県・市町村男女共同参画行政連絡会等で共有し、相談に応じて参ります。また、男女共同参画に係る新しいテーマについて、先進事例の共有等を行うことにより、必要な支援を検討していきます。〔229〕

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率 (対象:県内19市・14町村)	市 100% 町村 70% (2022)	市 94.7% 町村 85.7%	市 94.7% 町村 78.6%	市 84.2% 町村 50.0%	市 73.7% 町村 42.9%	市 68.4% 町村 35.7%	市 42.1% 町村 7.1%	市 42.1% 町村 7.1% (2016)

【「重点目標5 推進体制の整備・強化」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○「女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率」について、現時点(2023年度)で市が100%を達成したことは評価できる。町村について、目標値を達成しているが、100%に向けて引き続き、働きかけが必要である。

○ジェンダー統計について、関係する方々は必須の研修として、最低年1回は実施していただきたい。

3 かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)参考数値の状況

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

No.	項目	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
1	地方議会における女性議員の割合 ①県議会 ②市区議会 ③町村議会	①18.8% ②23.1% ③25.0%	①18.3% ②23.0% ③25.9%	①18.3% ②22.9% ③24.1%	①18.1% ②23.0% ③23.5%	①14.7% ②20.1% ③23.5%	①14.6% ②20.2% ③22.9%	①16.2% ②20.0% ③22.9% (2016)
2	市町村の審議会における女性委員の割合	31.1%	31.4%	31.2%	34.6%	33.8%	34.0%	34.0% (2016)
3	県職員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合	36.3%	34.9%	29.4%	28.1%	33.3%	28.8%	28.8% (2017)
4	県立学校教員の校長・副校長・教頭に占める女性の割合	24.3%	25.2%	23.8%	22.2%	21.5%	21.9%	21.9% (2017)
5	警察官の総定数に占める女性警察官の割合	10.6%	10.3%	9.7%	9.4%	9.0%	8.7%	8.7% (2017)
6	自治会長における女性の割合	10.6%	9.9%	9.6%	9.2%	8.6%	6.9%	6.9% (2017)
7	「かながわ女性の活躍応援団」応援団員企業等からの講師派遣啓発講座等の開催件数及び受講者数	開催件数4回/ 受講者数844人	開催件数4回/ 受講者数759人	開催件数6回/ 受講者数495人	開催件数21回/ 受講者数1,753人	開催件数16回/ 受講者数2,075人	開催件数14回/ 受講者数1,510人	開催件数8回/ 受講者数530人 (2016)
8	県内大学理学部・工学部の女性割合	—	—	16.1%	15.9%	15.9%	15.2%	15.1% (2016)
9	県内大学の教授等(教授、准教授及び講師)に占める女性の割合	—	—	26.0%	25.6%	24.9%	24.7%	24.1% (2016)
10	新規就農者の女性割合	23.7%	19.0%	24.5%	21.8%	20.5%	17.7%	12.9% (2016)
11	女性消防団員の割合	9.7%	9.2%	9.1%	8.9%	8.4%	7.7%	7.7% (2017)
12	【変更前】 県職員の男性の育児休業等取得率(教員・県警察を含む)			7.5%	4.7%	2.7%	4.2%	2.0% (2016)
	【変更後】 男性職員の育児休業等取得率(知事部局等)		39.5%					
	【R5変更後】 男性職員の育児休業等取得率(知事部局等)	62.7%						
13	事業所における子の看護休暇取得者に占める男性の割合	44.3%	43.3%	43.8%	41.2%	39.0%	41.5%	41.1% (2016)
14	男性のボランティア活動行動者率 〔社会生活基本調査〕	—	16.1% (2021)	—	—	—	—	21.2% (2016)

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

No.	項目	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
1	マザーズハローワーク横浜における女性のためのキャリアカウンセリングの相談者数	774人	679人	567人	515人	541人	555人	645人 (2016)
2	職場における男女の平等感【再掲】 〔県民ニーズ調査(課題)〕	—	—	—	—	—	—	22.3% (2016)
3	企業における男性と女性の所定内給与額の格差(男性=100)	75.4%	75.6%	76.5%	76.2%	75.7%	74.6%	74.0% (2016)
4	かながわ労働センターにおけるセクシュアル・ハラスメント相談件数	97件	156件	115件	118件	144件	144件	167件 (2016)
5	県が設置する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職者数 →国と県が共同で運営する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率	40.0%	48.0%	50.8%	46.5%	169人	182人	251人 (2016)
6	総合職業技術校生の修了3か月後の就職率	93.2%	93.2%	90.9%	93.6%	96.1%	96.6%	95.1% (2016)
7	常用労働者30人以上の事業所における1人平均月間の所定外労働時間	計11.5時間	計11.3時間	計10.7時間	計13.6時間	計12.6時間	計12.6時間	計13.1時間 (2016)

No.	項目	2022年度実績値	2021年度実績値	2020年度実績値	2019年度実績値	2018年度実績値	2017年度実績値	第4次プラン策定時(年度)
8	【変更前】県職員の部分休業、育児休業及び介護休暇の取得状況 ①部分休業 ②育児休業 ③介護休暇			①女性155人/ 男性20人 ②女性202人/ 男性54人 ③女性27人/ 男性20人	①女性131人/ 男性18人 ②女性207人/ 男性39人 ③女性27人/ 男性21人	①女性112人/ 男性14人 ②女性160人/ 男性24人 ③女性31人/ 男性23人	①女性111人/ 男性13人 ②女性161人/ 男性25人 ③女性43人/ 男性29人	①女性101人/ 男性9人 ②女性152人/ 男性12人 ③女性56人/ 男性16人 (2016)
	【変更後】県職員の部分休業、育児休業及び介護休暇の取得状況(知事部局等) ①部分休業 ②育児休業 ③介護休暇		①女性68人/ 男性7人 ②女性106人/ 男性84人 ③女性3人/ 男性8人					
	【R5変更後】県職員の部分休業、育児休業及び介護休暇の取得状況(知事部局等) ①部分休業 ②育児休業 ③介護休暇	①女性83人/ 男性15人 ②女性83人/ 男性101人 ③女性4人/ 男性7人						
9	介護・看護を理由とする離職者数 〔就業構造基本調査〕	女性25,600人/ 男性10,300人	—	—	—	(2022年10月調査予定)	女性27,600人/ 男性12,000人	女性82,000人/ 男性18,000人 (2012)
10	事業所における介護休業利用状況の男女比	女性49.7% 男性50.3%	女性50.8% 男性49.2%	女性53.6% 男性46.4%	女性54.3% 男性45.7%	女性55.8% 男性44.2%	女性57.7% 男性42.3%	女性65.4% 男性34.6% (2016)
11	子ども・子育て支援に取り組む事業者の認証事業者数	565事業者	559事業者	544事業者	541事業者 (6月1日時点)	541事業者	527事業者	518事業者 (2016)
12	朝食・夕食を家族と食べている、又は一人暮らしの方で昼食や夕食を仲間など複数で食べている「共食」の回数 ①家族/②単身	①週9回 ②週2回	①週9回 ②週1回	①週9回 ②週2回	①週11回 ②週3回	①週9回 ②週3回	①週10回 ②週3回	①週10回 ②週3回 (2017)

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

No.	項目	2022年度実績値	2021年度実績値	2020年度実績値	2019年度実績値	2018年度実績値	2017年度実績値	第4次プラン策定時(年度)
1	県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	5,271件	5,410件	5,691件	5,698件	5,291件	4,874件	4,675件 (2016)
2	配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護件数	143件	160件	150件	176件	177件	182件	202件 (2016)
3	母子・父子自立支援員による相談件数	24,746件	22,278件	21,883件	20,273件	16,690件	15,896件	17,094件 (2016)
4	県営住宅における高齢者等に配慮した住宅数(建替え・個別改善等の戸数)	25,217戸	24,301戸	23,959戸	23,931戸	23,323戸	22,841戸	22,428戸 (2016)
5	「高齢者や障がい者が自立し、安心して生活できるような支援体制が整っていること」の満足度	9.5%	9.6%	7.7%	7.8%	9.1%	8.4%	6.2% (2016)
6	災害時通訳ボランティアの登録者数	264人	231人	240人	232人	230人	250人	231人 (2016)
7	思春期から妊娠適齢期の男女を対象にした健康などに関する出前講座実施企業・団体数	31団体	27団体	19団体	83団体	97団体	65団体	64団体 (2016)
8	「こころに不安や悩みのある人がいつでも相談できるなど、自殺を防ぐ社会づくりが行われていること」の満足度	6.7%	6.7%	6.8%	6.5%	6.7%	5.2%	5.2% (2017)
9	日ごろから健康に気をつけた規則正しい生活を心がけている人の割合	74.1%	73.4%	73.9%	72.4%	69.6%	70.7%	71.2% (2016)

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

No.	項目	2022年度実績値	2021年度実績値	2020年度実績値	2019年度実績値	2018年度実績値	2017年度実績値	第4次プラン策定時(年度)
1	男女の平等感 ①議会・行政等の政策決定の場で/ ②家庭生活で/③職場で/④学校教育の場で/ ⑤地域活動で(自治会・町内会、PTA、ボランティアなど)/ ⑥社会通念・慣習・しきたりなどで/ ⑦社会全体で 〔県民ニーズ調査(課題)〕	—	—	—	—	—	—	①18.6% ②39.1% ③22.3% ④55.8% ⑤44.9% ⑥15.5% ⑦14.4% (2016)
2	保育士、保育教諭の数	保育士 35,407人/ 保育教諭 3,479人	保育士 34,620人/ 保育教諭 3,244人	保育士 33,066人/ 保育教諭 3,065人	保育士 30,782人/ 保育教諭2,694人	保育士 29,399人/ 保育教諭1,483人	保育士 28,929人/ 保育教諭 1,459人	保育士 28,387人/ 保育教諭 1,182人(2016)
3	かながわ子育て応援パスポートの施設数	3,600施設	3,600施設	3,551施設	3,499施設	3,487施設	3,395施設	3,227施設 (2016)
4	放課後児童クラブの施設数	1,420施設	1,400施設	1,388施設	1,311施設	1,243施設	1,159施設	1,159施設 (2017)

No.	項目	2022年度実績値	2021年度実績値	2020年度実績値	2019年度実績値	2018年度実績値	2017年度実績値	第4次プラン策定時(年度)
5	就学前児童の保育・幼児教育の提供 ①認可保育所定員数	153,244人	150,855人	148,110人	143,464人	139,463人	135,315人	135,315人(2017)
	②家庭的保育	339人	293人	310人	331人	348人	354人	354人(2017)
	③認定こども園	250か所	230か所	211か所	187か所	140か所	100か所	100か所(2017)
	④幼稚園の預かり保育	645か所	572か所	572か所	607か所	584園	560園	516園(2016)
6	訪問介護サービス供給量	20,335,968回/年	19,345,811回/年	17,965,120回/年	16,877,433回/年	16,389,729回/年	10,964,714回/年	10,789,645回/年(2016)
7	小規模多機能型居宅介護サービスの利用者数	5,774人/月	5,751人/月	5,639人/月	5,731人/月	5,489人/月	5,108人	4,582人(2016)
8	認知症サポート医の養成人数(累計)	527人	471人	401人	387人	325人	252人	201人(2016)

重点目標5 推進体制の整備・強化

No.	項目	2022年度実績値	2021年度実績値	2020年度実績値	2019年度実績値	2018年度実績値	2017年度実績値	第4次プラン策定時(年度)
1	男女共同参画基本計画の策定率 (対象:県内19市・14町村)	市 100% 町村 92.9%	市 100% 町村 100%	市 100% 町村 85.7%	市 100% 町村 92.9%	市 100% 町村 85.7%	市 100% 町村 71.4%	市 100% 町村 71.4% (2016.12)

4 かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の 2022（令和4）年度事業実績

※グレーは再掲事業

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018(H30)～2022(R4)年度の成果等
重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画								
施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画								
①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画								
1			福祉子どもみらい局	①共生推進本部 ②かながわ男女共同参画センター	議会における女性参画への理解促進	政治分野における女性の参画を促進するため、地方議会における女性参画の意義について理解を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 県議会議員選挙における男女別候補者数等について、情報提供した。また、政治分野における男女共同参画の状況の「見える化」の取組として県のホームページを作成し、神奈川県県の状況を公開した。 クオータ制について、調査研究報告書（平成27・28年度）のホームページ掲載及びかなテラスの資料・交流コーナーへの配架による情報提供を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部改正があり、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれた。これに伴い、令和4年度に「政治分野における男女共同参画の推進」のホームページで公開把握可能な神奈川県県情報を掲載。今後、情報の追加等を検討していく。 クオータ制について、調査研究報告書（平成27・28年度）のホームページ掲載及びかなテラスの資料・交流コーナーへの配架による情報提供を実施した。引き続き理解を促進するため、ホームページ掲載等による情報提供を実施する。
2			福祉子どもみらい局	共生推進本部	審議会等委員への女性の参画推進	男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議会等の委員を男女の均衡がとれた構成とすることを旨とし、「第10次審議会等の女性委員の登用計画」に基づき、審議会等委員への女性の登用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 第10次「審議会等の女性委員の登用計画」を推進した。 審議会等における女性登用の実態調査を実施した。 40%を達成しないもしくは見込みのない審議会等について事前に協議を行った。（令和4年度21回実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 全庁で審議会等の女性委員の登用率は、2018年度は34.4%、2022年度は40.9%と5年間で6.5ポイント増加し、全庁で40%を超え女性登用が進んだ。 令和5年度からは、女性委員の登用の取組強化として、特別の枠の女性枠を設け、目標値の現状維持をしつつ引き続き、女性委員の登用に努める。
3	11		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	様々な意思決定の場への女性（議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性）の参画を促進するため、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶセミナーを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施 基礎セミナー（3日間/22名（全日18名、各日4名）） 実践セミナー（必修講座6日間、選択講座1～3日間/23名（全日15名、各日8名）） フォローアップ講座（1日/18名） キャリアカウンセリング年1回（2日間/10名） 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍においても、令和2年度は動画配信、令和3年度以降は感染症予防策を施しながら対面型で実施することで、継続して様々な意思決定の場への女性の参画を後押しすることができた。 令和4年度はフォローアップセミナー等を実施し、年度をまたいだ受講生の交流の場等を提供した。 引き続き受講者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
4			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	社会参画状況調査	当センターで実施した、女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」（平成26年度まで「江の島塾」）の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。	<ul style="list-style-type: none"> 社会参画状況調査の実施 基準日毎年12月1日 調査人数142名、有効回収数51名 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度、令和元年度及び4年度は実施した（令和2・3年度はコロナによる対面講座の中止又は延期のため実施なし）。 回答者のうち、現在何らかの社会参画活動に参加した人の率は、平成30年度62.9%、令和4年度62.7%と、コロナ前の水準を維持していた。 かなテラスカレッジの事業効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てるために引き続き実施する。
5			総務局	人事課	県職員の育児休業復業者支援研修	出産・育児というキャリアの大きな節目にある職員が、自らのキャリアプランについて考え、県職員として復業後に前向きにキャリアを歩むための気づきの機会とする。	育児休業復業者支援研修の開催（2回実施）	育児休業復業者の活躍のためには周囲の理解が重要となるため、令和元年度より受講対象を復業者本人に加え、その配偶者（県職員に限る）まで拡大している。また、令和3年度からは、今後、育児休業の取得を検討している職員も受講対象として拡大した。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
6	23		総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、管理職に占める女性の割合の目標値を令和7年度を目途に25%にするとしている。県女性職員の一層の職域拡大を図るとともに、能力や意欲のある女性の管理職への登用を積極的に進めるため、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主（神奈川県）行動計画策定・推進委員会」を開催し、職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図る。	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主（神奈川県）行動計画策定・推進委員会の開催	目標の達成に向け、引き続き成績主義の原則を踏まえた上で、日頃の業務の中で発揮してきた能力や実績、幹部職員としての適性や意欲等を適切に評価し、幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてきた。今後とも、女性職員のキャリア開発の視点に立った人事異動等をを行い、中堅職員の育成を図るなど、将来の幹部職員の候補となる女性職員の人材プールの形成に引き続き取り組む。
7			政策局	市町村課	性別によらない職員交流の実施	女性の職域を拡大し、人材育成を図るため、市町村と協力しながら性別によらない交流職員の選定を図ることにより、市町村との職員交流を実施する。	・市町村に対して「性別によらない職員交流」への協力を呼びかけ	毎年、職員交流の調整に当たっては、市町村に対して「性別によらない職員交流」への協力を呼びかけることで当該趣旨の共有を図ってきた。今後も取組を継続していく。
8	再掲	10	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性人材情報等の提供	審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を発揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。	かながわ男女共同参画支援サイトの運用	・登録済みのサイトの更新・見直し等を行い、様々な分野で能力を発揮したい女性等を支援するための情報などをインターネット等により提供した。 ・引き続き更新・見直し等を行いながら支援のために必要な情報を提供する。

②民間における政策・方針決定過程への女性の参画

9			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	主任・係長・サブリーダー相当職の女性を対象に、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶセミナーを実施するほか、女性を部下に持つ男性リーダーや管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」について学び、部下の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得するセミナーを実施する。	・女性管理職育成セミナーの実施（1回3日間/1・2日目オンライン、3日目対面/31名） ・女性を部下に持つ男性管理職向けセミナーの実施（1回/23名）	・令和2年度の女性管理職育成セミナーを除き、コロナ禍においてもオンライン開催することで、女性人材育成に向けたセミナーを継続的に実施することができた。 ・例年アンケート結果も良好であるため、引き続き参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
10	8 22		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性人材情報等の提供	審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を発揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。	かながわ男女共同参画支援サイトの運用	・登録済みのサイトの更新・見直し等を行い、様々な分野で能力を発揮したい女性等を支援するための情報などをインターネット等により提供した。 ・引き続き更新・見直し等を行いながら支援のために必要な情報を提供する。
11	再掲	3	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	様々な意思決定の場への女性（議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性）の参画を促進するため、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶセミナーを実施する。	・女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施 ・基礎セミナー（3日間/22名（全日18名、各日4名）） ・実践セミナー（必修講座6日間、選択講座1～3日間/23名（全日15名、各日8名）） ・フォローアップ講座（1日/18名） ・キャリアカウンセリング年1回（2日間/10名）	・コロナ禍においても、令和2年度は動画配信、令和3年度以降は感染症予防策を施しながら対面型で実施することで、継続して様々な意思決定の場への女性の参画を後押しすることができた。 ・令和4年度はフォローアップセミナー等を実施し、コロナで中止していた年度をまたいだ受講生の交流の場等を提供した。 ・引き続き受講者アンケートの意見を活かした事業を展開する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
12	再掲	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会議の開催（1回/21名） ・啓発講座等の実施（4回/844名） ・かながわ女性の活躍応援団員企業等担当者交流会（1回/25名） ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,000部） ・女性の活躍応援サポーター登録の推進（59名（令和5年3月31日時点）） ・応援サポーター企業 セミナー&交流会（1回/17名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響等により、事業の中止・縮小があったが、オンラインツール等の活用により、交流会や全体会議、啓発講座等を開催し、県内企業等の女性活躍推進を継続的に後押しできた。また、冊子の作成等を通して、コロナ禍における応援団企業等の先進的な取組を県内企業等に向けて発信した。 ・近年のジェンダー平等への意識の高まりや多様な性の考え方を考慮し、女性活躍推進のみならず、ダイバーシティ推進に関する取組についても検討する必要がある。
施策の基本方向2 あらゆる分野における男女共同参画								
①女性の活躍の推進								
13	73		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性活躍推進法による認定取得業者への加点	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。	女性活躍推進法第24条における女性活躍に積極的に取組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定（「建設工事業」及び「一般委託・物品」）において、「女性活躍推進法による認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）」を取得した業者に対して、加点評価を行った。	2016年4月より開始した「えるぼし認定」（女性活躍推進への取組の実施状況が優良な企業に対する認定制度）は、2020年6月に開始した「えるぼし認定」よりも水準の高い「プラチナえるぼし」が創設された。引き続き神奈川県では、インセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定（「建設工事業」及び「一般委託・物品」）において、「女性活躍推進法による認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）」を取得した業者に対して、加点評価を行っていく。
14	1260171221		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会議の開催（1回/21名） ・啓発講座等の実施（4回/844名） ・かながわ女性の活躍応援団員企業等担当者交流会（1回/25名） ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,000部） ・女性の活躍応援サポーター登録の推進（59名（令和5年3月31日時点）） ・応援サポーター企業 セミナー&交流会（1回/17名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響等により、事業の中止・縮小があったが、オンラインツール等の活用により、交流会や全体会議、啓発講座等を開催し、県内企業等の女性活躍推進を継続的に後押しできた。また、冊子の作成等を通して、コロナ禍における応援団企業等の先進的な取組を県内企業等に向けて発信した。 ・近年のジェンダー平等への意識の高まりや多様な性の考え方を考慮し、女性活躍推進のみならず、ダイバーシティ推進に関する取組についても検討する必要がある。
15	225		産業労働局	雇用労働課	神奈川なでしこブランド事業	神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品（モノ・サービス）を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」として認定する事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川なでしこブランド」認定件数：14件 ・「なでしこの芽」認定件数：1件 	<p>コロナ禍でイベント開催等の対面でのPRが難しい中、SNS等を活用した広報を実施することで、若干ではあるが「神奈川なでしこブランド」応募件数、認定件数共に増加した。</p> <p>しかし、個人（女性起業家）からの応募が増加傾向にあるため、神奈川なでしこブランドの認知度向上を図り企業にとって認証されるメリットを作ると同時に、企業の経営者等に向けた広報を実施することで、県内企業からの神奈川なでしこブランドへの応募を増やし、県内企業における女性の登用・活躍を促進する必要がある。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2、3年度の認定事業は、中止とした。）</p>
16			教育局	県立図書館	生涯学習情報の提供	県をはじめ、市町村や生涯学習関係機関・団体の協働による、県立図書館を拠点としたネットワークにより生涯学習情報を提供し、県民の生涯を通じた主体的な学習活動を支援する。	県内の生涯学習関係機関において開催される生涯学習講座や催し物等といった生涯学習情報を、生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を通じて提供した。	生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を通じて、県民の主体的な学習活動を継続的に支援してきた。今後に向けて、支援機能強化のための見直しを行い、新たな情報発信方法への移行を検討していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)～2022(R4)年度の成果等
17	再掲	218	政策局	NPO協働推進課	NPO活動への支援や情報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催(法人設立事務説明会5回開催・34名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会3回開催・20名出席)	特になし
②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援								
18			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女子学生等の理工系分野選択に向けた情報提供	女性の進出が少ない理工系の分野において、本人の適性と意欲を生かした広い可能性の中で進路選択ができるよう、ホームページ等での情報提供を行う。	・かながわ男女共同参画支援サイトに、国等の理工系女性に関するロールモデル情報等のリンクを貼ることによる情報提供を実施した。 ・ホームページ上で理工系キャリア支援講座の実施状況について情報提供した。	・登録済みのリンクの更新・見直し等を行い、理工系女性に関するロールモデル情報等の情報提供や理工系キャリア支援講座の実施状況の公開を行った。 ・引き続き女子学生等の理工系分野選択に向けた情報提供を行う。
19			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	理工系キャリア支援講座(旧「かながわりケジョ・エンカレッジプログラム」)	女子中学生、高校生の理工系志望(理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労)を促進・支援するとともに、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するために、かながわ女性の活躍応援団員企業等及びNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから女性研究者・技術者を講師として学校に派遣する出前講座を実施し、特に理工系のキャリア形成に関する意識啓発や将来の技術者等の育成につなげる。	・進路説明会等を活用した出前講座の実施(2回/715名)	・講座の実施により、女子中学生、高校生の理工系志望(理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労)を促進・支援するとともに、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供することができた。 ・例年アンケート結果も良好であるため、引き続き参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
20	再掲	39 165 178	福祉子どもみらい局	共生推進本部	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校生向けに啓発冊子をデータにて配布 ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣(派遣回数:2大学2回) ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:1高校1回) ・中学におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:4中学校4回)	コロナ禍で感染状況を鑑み、外部講師派遣、出前講座が実施できない状態が続いたが、R4年度は外部講師派遣、出前講座を共に実施することができた。特に、中学向けの出前講座は試行以外での初めての実施であり、実施校には教師、生徒共に一定の評価を得られた。 引き続き、外部講師派遣、出前講座を実施を促していく。
21	再掲	179	福祉子どもみらい局	共生推進本部	男女共同参画教育の推進	子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校に配布する。	男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布した(29,930部作成、394校に配布)。	・子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布した。 ・2019年度末配布時より、アンケートを取っており、改善点を述べられているため、反映可能なものは対応している。
22	再掲	8 10	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性人材情報等の提供	審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を発揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。	かながわ男女共同参画支援サイトの運用	・登録済みのサイトの更新・見直し等を行い、様々な分野で能力を発揮したい女性等を支援するための情報などをインターネット等により提供した。 ・引き続き更新・見直し等を行いながら支援のために必要な情報を提供する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)~2022(R4)年度の成果等
23	再掲	6	総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、管理職に占める女性の割合の目標値を令和7年度を目途に25%にするとしている。県女性職員の一層の職域拡大を図るとともに、能力や意欲のある女性の管理職への登用を積極的に進めるため、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会」を開催し、職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図る。	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会の開催	目標の達成に向け、引き続き成績主義の原則を踏まえた上で、日頃の業務の中で発揮してきた能力や実績、幹部職員としての適性や意欲等を適切に評価し、幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてきた。今後も、女性職員のキャリア開発の視点に立った人事異動等を行い、中堅職員の育成を図るなど、将来の幹部職員の候補となる女性職員の人材プールの形成に引き続き取り組む。
24	再掲	33	くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の加入促進	消防団加入促進リーフレットの作成及び消防団員へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ消防フェア2022の開催:体験イベントの開催【荒天により中止】 ・消防団員加入促進リーフレットの配布 ・かながわ消防団応援の店登録制度の推進 	荒天の影響でかながわ消防フェアが実施できず、女性向けPRの機会が減少した。今後とも、より効果的なリーフレットを検討・作成していく等、女性の消防団加入を促進していく。
25	再掲	34	くらし安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防職団員対象の特別教育を実施する。	女性消防職団員の活躍推進のための特別教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員特別教育 女性活躍推進研修(令和5年3月3日(金)46名) ・消防団員特別教育 女性消防団員等活性化研修(令和5年2月5日(日)42名) 	<p>【消防職員特別教育】</p> <p>令和2年度の研修はコロナにより中止したが、県内のほぼすべての女性消防職員が受講を終えたことから、3年度より男性職員の上司等も受講対象者とし、グループ討議の充実を図ったところ、受講者数が増加するとともに、職場の課題解決策を見いだせる場として貢献した。</p> <p>【消防団員特別教育】</p> <p>令和2~3年度の研修はコロナにより中止したが、女性消防団員の役割や活動範囲の拡大を促進するため実技訓練の拡充を図り、女性消防団員の災害対応力や災害知識の向上に貢献した。</p>
26	再掲	36	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティアの活動支援人材の養成	災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材(女性を含む)を育成する取組みを進める。	かながわコミュニカレッジで「災害ボランティアコーディネーター基礎講座」の開催 受講者数17名(全3回)	<p><受講者数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度 21名 ・2019年度 26名 ・2020年度 20名 ・2021年度 26名 ・2022年度 17名 <p>令和2年度(2020年度)より、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた上で、講座を実施した。 今後も引き続き、オンライン講座の実施など、より県民のニーズに応じた講座編成を行っていく必要がある。</p>
③農業や商工業分野における女性の参画支援								
27			環境農政局	①農政課 ②農地課	地域農業に関する方針等への女性の参画促進	農業委員及び農業協同組合の役員等への女性の登用を促進する。	<p>①農業協同組合への女性登用促進について関係機関へ周知 <実績>総合農協の役員435名のうち女性59名</p> <p>②農業委員への女性登用促進について(一社)神奈川県農業会議を通じ市町村に働き掛けた。 <実績>農業委員391名のうち女性42名</p>	<p>①令和2年12月に第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され、令和7年度までに農業協同組合の役員に占める女性の割合を15%とすることを数値目標としており、県下農業協同組合では、なり手が少なく女性役員を増やすことが困難な農業協同組合もあるが、改選期に向けて検討を進めている。</p> <p>②農業委員会は、各市町村が設置する独立行政委員会であるため、県が人事の内容に干渉することはできないことから、農業委員会に対する支援を業務とする神奈川県農業会議を通じ女性農業委員の登用促進を図っていく。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
28			環境農政局	農業振興課	女性の農業進出促進支援	女性の力を発揮して農業経営を改善・発展させるため、女性農業者の経営発展に資する研修を実施するほか、新たに開設するHPなどイメージアップを図り、女性の新規就業及び経営参画を促進する。また、女性のアイデアを活かした新商品開発等に必要経費に対して補助する。	・女性農業者の経営発展支援研修会の実施（受講生14名） ・経営発展に必要な経費を補助するステップアップ支援事業の実施（4件） ・女性農業者支援のためのHP運営 ・就農に興味がある女性に対して農業を体験できるセミナーの実施（参加者6名）	コロナウイルスの感染状況により農業体験セミナーやツアー等は実施を中止した年度もあったが、女性農業者の経営発展支援研修会は開催場所やカリキュラム等を工夫して行い、女性農業者の人材育成・確保することができた。また、県内で活躍している女性農業者の紹介、女性農業者向け研修などのイベント情報や農業者団体の活動内容についてHPで情報発信をし、サイトアクセス数がH30年度から約5.4倍（R4年度比）になるなどイメージアップを図ることができた。
29			環境農政局	農業振興課	農業分野における男女共同参画の推進	関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画に取り組む。	関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画を推進	農業分野における男女共同参画を推進した。
30			産業労働局	中小企業支援課	商工業に携わる女性の活動への支援	商工業に携わる女性の資質の向上や、地域の振興発展を図るために、県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会が行う各種研修会などの広域的な取組みに対して助成することにより、商工業に携わる女性の自主的な事業活動を支援する。	県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会の活動に対する助成 ・研修会・講習会等の開催 ・県商工会女性部連合会による主張発表大会 ・県商工会議所女性会連合会による会員大会	商工会女性部連合会及び商工会議所女性会連合会が実施する研修会や講習会等の事業に対し助成を行ったことで、商工業に携わる女性の資質向上、地域の振興発展を支援した。
④防災分野への女性の参画支援								
31	219		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言	県防災会議が災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。	随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。 (5つの市町村から照会あり、3つの市町村へ助言を行った)	令和2年5月に内閣府が公表した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づき、防災計画について助言を行った。ガイドラインができたことにより、以前より具体的に助言を行えるようになった。引き続き、随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から助言を行う。
32			くらし安全防災局	危機管理防災課	より良い避難所運営に向けた市町村の取組みを支援	県避難所マニュアル策定指針を参考に、市町村は男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮する。	令和4年12月に県避難所マニュアル策定指針を修正し、避難所における女性の視点の強化等を行った。	市町村が避難所マニュアルの改定等を行う際の助言や国からの通知等に沿って適宜対応していく。
33	24		くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の加入促進	消防団加入促進リーフレットの作成及び消防団員へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。	・かながわ消防フェア2022の開催:体験イベントの開催【荒天により中止】 ・消防団員加入促進リーフレットの配布 ・かながわ消防団応援の店登録制度の推進	荒天の影響でかながわ消防フェアが実施できず、女性向けPRの機会が減少した。今後とも、より効果的なリーフレットを検討・作成していく等、女性の消防団加入を促進していく。
34	25		くらし安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防職団員対象の特別教育を実施する。	女性消防職団員の活躍推進のための特別教育の実施 ・消防職員特別教育 女性活躍推進研修(令和5年3月3日(金)46名) ・消防団員特別教育 女性消防団員等活性化研修(令和5年2月5日(日)42名)	【消防職員特別教育】 令和2年度の研修はコロナにより中止したが、県内のほぼすべての女性消防職員が受講を終えたことから、3年度より男性職員の上司等も受講対象者とし、グループ討議の充実を図ったところ、受講者数が増加するとともに、職場の課題解決策を見いだせる場として貢献した。 【消防団員特別教育】 令和2～3年度の研修はコロナにより中止したが、女性消防団員の役割や活動範囲の拡大を促進するため実技訓練の拡充を図り、女性消防団員の災害対応力や災害知識の向上に貢献した。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)～2022(R4)年度の成果等
35			くらし安全防災局	総合防災センター	女性防災担い手人材の育成	女性を対象とした防災講座を開催する。	女性を対象とした防災講座の開催【事業見直しにより中止】 ・防災講座「みんなが主役となり活躍できる防災、食と防災」(令和5年3月19日(日)46名) ・防災講座「遊んで学べるゲーム体験型防災訓練」(令和5年3月21日(火)45名)	令和3年度までは、女性、高齢者、中高生と受講対象を分けて防災講座を開催(令和2～3年度はコロナにより中止)してきた。しかし、実際の避難所等の状況から、受講対象を分けて講座を開催する意味合いが薄いため、令和4年度以降は、参加者が様々な視点で防災を考えられるよう参加対象を限定せず、防災担い手人材の育成として多様なテーマや手法を取り入れた講座を開催し、防災意識の定着を図ることとした。令和4年度に開催した2回の防災講座の参加者アンケートでは、多くの参加者から「講座内容はよく理解できた、役に立った」「防災意識が高まった」との回答を得ている。
36	26		政策局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティア支援人材の養成	災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材(女性を含む)を育成する取組みを進める。	かながわコミュニティカレッジで「災害ボランティアコーディネーター基礎講座」の開催 受講者数17名(全3回)	<受講者数> ・2018年度 21名 ・2019年度 26名 ・2020年度 20名 ・2021年度 26名 ・2022年度 17名 令和2年度(2020年度)より、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた上で、講座を実施した。今後も引き続き、オンライン講座の実施など、より県民のニーズに応じた講座編成を行っていく必要がある。
施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画								
37	74		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性社員の家事育児支援に取り組む企業、NPO、行政等が参加するコンソーシアムの取組を通して、男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前となる社会環境の形成を推進する。	「職場のためのパパの育休ガイド」を作成し、ホームページ掲載等により情報提供を実施した。	・コンソーシアムの取組については、平成30年度末にキックオフし、令和元年度に、企業等からの事例紹介等を行う定例会の開催やホームページを開設し、男性の家事・育児参画の機運を高めたが、コロナの影響等から、コンソーシアムの枠組みと事業内容の見直しが必要である。 ・令和4年度には、育児・介護休業法の改正や、企業の取組、育休取得者の経験談を紹介する「職場のためのパパの育休ガイド」を作成し、情報提供を実施した。 ・今後は男性の家事・育児参画を進めるための事業企画や取組み等の活動内容をSNSやホームページ等で情報発信等を行う。
38	78		福祉子どもみらい局	次世代育成課	男性の育児参画の推進	父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。	・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供(企画レポート投稿回数 6回)	引き続き男性の育児参画の推進を図るため、事業を継続する。
39	再掲	20165178	福祉子どもみらい局	共生推進本部	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に合ったキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校生向けに啓発冊子をデータにて配布 ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣(派遣回数:2大学2回) ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:1高校1回) ・中学におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:4中学校4回)	コロナ禍で感染状況を鑑み、外部講師派遣、出前講座が実施できない状態が続いたが、R4年度は外部講師派遣、出前講座を共に実施することができた。特に、中学向けの出前講座は試行以外での初めての実施であり、実施校には教師、生徒共に一定の評価を得られた。引き続き、外部講師派遣、出前講座を実施を促していく。
40	再掲	71	①総務局 ②福祉子どもみらい局	①人事課 ②共生推進本部	イクボスの推進	私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組みを推進する。	①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。	②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページに公表することにより意識啓発を実施した。引き続き、県ホームページでの公表を通して意識啓発に努める。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現								
施策の基本方向1 職業生活における活躍支援								
①女性の就業支援								
41			産業労働局	雇用労政課	女性就業支援事業	就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> キャリアカウンセリング 相談件数：774件 女性のための地域出張相談@厚木 相談件数：27件 女性労働相談 相談件数：69件 女性弁護士相談 相談件数：42件 キャリア・ワークショップ 実施回数2回、参加者28人 女性のためのwebセミナー 実施回数3回、参加者延べ77人 就職面接用スーツの貸出事業 貸出件数：9件 	令和2年7月からウェブ相談を開始したほか、コロナ禍の影響を受けた女性に対する支援として、令和4年度から窓口の増設や地域出張相談を開始したこと等により、相談件数が増加傾向にある。一方、相談者の大多数が横浜市在住者であることから、令和5年度から平塚での地域出張相談を開始する等、引き続き女性の就業を支援していく。
42	80		産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数 174回、参加者数 103人 両立応援セミナー 実施回数2回、参加者数41人 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。
43			産業労働局	雇用労政課	女性起業支援事業	能力を生かして起業を考える女性のスタートアップを応援するため、起業に関する現状や実例を学ぶ講座等の起業支援を実施する。	事業廃止	市町村や民間企業等において、女性起業支援事業に類似する起業支援セミナーが実施されているため、令和元年度をもって事業廃止した。
44			産業労働局	産業人材課	多様な能力開発の実施	各県立総合職業技術校及び産業技術短期大学校において、新たに職業に就く者等を対象とした、普通課程の普通職業訓練、専門課程の高度職業訓練、離転職者又は在職者を対象とした短期課程の普通職業訓練、専門短期課程の高度職業訓練を実施する。また、女性のライフスタイルに合わせた多様な求職ニーズに応えるため、民間教育訓練機関等の専門性を生かした訓練を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練の実施 受講者数 専門課程訓練：5コース 296人 普通課程訓練：14コース 286人 短期課程訓練：17コース 573人 在職者訓練：255コース 2,187人 在職者専門高度訓練：76コース 780人 委託訓練：112コース 1,367人 	<p>プラン期間中の5年間に、専門課程訓練を998人に、普通課程訓練を1,355人に、短期過程訓練を2,962人に実施した。職業訓練校が実施しているものづくり分野を希望する求職者が減少しているが、職業人生の長期化及び技術革新に伴い求められる職業能力の変化に対応するため、キャリアチェンジやキャリア形成ができるよう職業訓練を通して支援策を講じるとともに、職業訓練の知名度を高めるため周知広報に努める。</p> <p>在職者訓練について、初年度(2018)の受講者に占める女性割合が20.7%だったが、最終年度(2022)は20.8%と0.1ポイント上昇した。</p> <p>在職者専門高度訓練事業について、初年度(2018)の受講者に占める女性割合が19.3%だったが、最終年度(2022)は20.3%と1.0ポイント上昇した。</p> <p>委託訓練において、プラン期間中の5年間に、託児サービス付きの訓練を113人に、eラーニングコースを136人に実施し、育児中の女性等の職業訓練の受講機会を拡大した。なお、定員充足率が低いことから、引き続き周知広報に努める。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
45	再掲	99	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	○ひとり親家庭等日常生活支援事業（市町村分） ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施（①パソコン教室45日間・延320名参加、②マネープランセミナー3日間・延14名参加） ・就業相談員の配置 ○母子家庭自立支援給付事業（町村分） ・高等職業訓練促進給付金 17名 ・自立支援教育訓練給付金 6名 ○ひとり親公正証書作成支援補助業 26件交付	就業・自立支援センター職員が福祉事務所の母子・父子自立支援員と研修等の機会を通じ、顔の見える関係を構築し、連携を強めたことによりひとり親それぞれの抱える課題に対する適切な支援に繋げることができた。
46	再掲	117	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい者の就労移行支援・就労継続支援	生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向けた知識・能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援事業と、福祉的就労として生産活動の機会の提供やその他就労に必要な知識・能力向上のための訓練等を行う就労継続支援事業の利用を支援する。 ・就労移行支援に対する負担 ・就労継続支援に対する負担	就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・就労移行支援 ・就労継続支援	
47	再掲	118	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業	職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。	障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施（全障がい保健福祉圏域8か所に設置） ・支援対象者登録者数 6,465人 ・相談・支援件数 50,582件	支援対象者の増加 支援体制の維持
48	再掲	131	福祉子どもみらい局	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	全県を対象とした生活困窮者自立支援制度の周知や相談支援員の資質の向上等に取り組む。 生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村在住の生活上の困難に直面している者に対し、地域において自立した生活ができるよう自立相談支援を実施する。	・制度周知用のチラシを10,000部作成し、各市町村や関係機関に配布し、自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・コロナ対策のため、リモートにより県内の生活困窮者自立支援制度に係る従事者向けの研修を6回、生活困窮者支援に携わる団体や行政機関を対象としたネットワーク会議を4回開催したほか、対面とリモートのハイブリッド形式により県内各市の担当課長会議を開催するとともに、リモートにより担当者会議を実施し、制度に関する情報共有や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。 ・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響により急増していた相談件数は落ち着きを見せはじめだったが、コロナ前と比較すると依然として件数は多い状況にある。 直近では物価高騰の影響により生活の困窮を訴える方や、食糧支援などの緊急的な支援を求める声も多くあり、生活困窮者の課題は多岐にわたるため、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めていく必要がある。
49	再掲	128	産業労働局	雇用労政課	外国人労働相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	かながわ労働センター（本所）においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。相談件数：366件	・事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 ・引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
50	再掲	62	産業労働局	雇用労政課	若者の就職支援	正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。	<p>かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリング（延べ利用者数6,296人） ・就職活動支援セミナー（10回実施、受講者延べ82人） ・保護者向けセミナー（2回実施、受講者延べ13人） ・多目的ルームを活用したグループワーク（295回実施、参加者延べ811人） ・職場体験（参加者数21人） ・就職情報・職業訓練情報の提供 ・職業適性診断 など 	<p>不本意ながら非正規雇用で働き続けている人は減少傾向にあるものの、依然として25歳から34歳の若年者については、その割合が他の年齢層と比較して高い状況にある。令和5年度も、引き続き若者の就業を支援する。</p>
51	再掲	63 110 166	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	<p>シニア・ジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリング（総合相談）（延べ利用者数7,043人） ・専門相談（創業、年金税金など）（相談件数：106件） ・再就職支援セミナー（36回実施、受講者延べ1,117人） ・適性診断 ・地域出張相談 など <p>シルバー人材センターの育成指導</p>	<p>求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施し、総合相談件数は過去最高を記録した。令和5年度も、引き続き中高年の就業を支援する。</p>
52	再掲	122	産業労働局	①雇用労政課 ②産業人材課	障がい者の雇用促進施策	障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	<p>①障がい者の雇用と職場定着の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座（個別訪問：799社、出前講座：28回） ・障害者雇用促進に向けたフォーラム（回数：1回、参加人数：312人） ・企業交流会（回数：5回、参加者数162人） ・精神障がい者雇用・職場定着支援セミナー（回数：2回、参加者数205人） ・精神障害者職場指導員設置補助金（交付事業者：16事業者） ・障がい者就労支援力向上研修（回数：8回、参加者数277人）等 <p>②職業能力の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川障害者職業能力開発校における職業訓練（12コース99人）及び民間教育訓練機関等への委託訓練（26コース93人）を実施 	<p>①平成30年4月に精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に加えられ、法定雇用率が2.2%に引き上げられた。また、令和3年3月には、法定雇用率はさらに0.1ポイント引き上げられ、2.3%になった。令和4年6月1日現在の県内民間企業の障がい者の雇用率は2.20%で、法定雇用率は下回っているが、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新した。令和4年度は、依然コロナ禍ではあるが、令和2～3年度に実施してきたすでに障がい者を雇用している企業への訪問を見直し、法定雇用率未達成企業への訪問をその必要性が高まっていることから再開した。企業や就労支援機関を対象とした研修や出前講座等については、対面形式・オンライン形式・ハイブリット形式（対面とオンラインの併用）のいずれが適切か、検討しながら実施した。</p> <p>②神奈川障害者職業能力開発校において精神障がい者向け訓練コースの定員が2018年度は30人だったが、精神障がい者の求職者数の増加を踏まえ、定員を70人に拡大し、より多くの就職希望者を支援できる体制を整えた。 なお、神奈川障害者職業能力開発校・委託訓練とも、定員充足率が低いコースがあるため、更なる周知広報に努める。</p>

②育児等の基盤整備								
※小柱全体が重点目標4－施策の基本方向3－①の再掲								
③介護の基盤整備								
※小柱全体が重点目標4－施策の基本方向3－①の再掲								
④就業環境の整備								
53	230		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業の男女共同参画の取組の促進（条例届出）	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組を促進する。	<p>県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施（届出事業所496件）</p>	<p>・男女共同参画推進状況の届出の集計及び分析を行い、結果を公表することで、県内事業所の男女共同参画の取組を促進した。</p> <p>女性管理職（部長相当職＋課長相当職）の割合 平成30年度 7.8% 令和4年度 9.2%</p> <p>・対象事業所の把握が困難であり、届出事業所数が減少傾向にあることなど、課題に対する対応を検討する必要がある。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
54	186		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	「職場における男女共同参画」研修用教材の提供	市町村職員等が職場における男女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることのできる研修用教材を提供する。	「職場における男女共同参画」及び「職場におけるアンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」の研修用教材を、それぞれ希望に応じて提供	・希望に応じて研修用教材を提供することで、各組織での男女共同参画の取組を推進した。 ・令和4年度に「職場におけるアンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」については事例を追加し、職場だけでなくあらゆる組織で活用できるよう教材を更新した。 ・引き続き希望に応じた研修用教材を提供する。
55			①②総務局 ③④教育局	①人事課 ②職員厚生課 ③教育局総務室 ④厚生課	県職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために、必要な対策を行う。	相談員による相談の実施	②④計画期間を通じて相談員による相談を適切に実施し、セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりに寄与した。 ③令和2年6月1日付けで改正したセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針に則り、取組を進めていく。
56			産業労働局	雇用労政課	パートタイム労働者等の雇用管理改善の促進	厳しい労働環境に置かれているパートタイマーをはじめとする非正規労働者の労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、パートタイム等労働法の普及啓発を行う。	労働講座において「パート・有期雇用管理の実務ポイント」等をテーマとして取り上げ実施	・パートタイム労働者をはじめとする非正規労働者の労働条件の改善に一定の成果があった。今後、さらなる改善のため、継続して実施していく。
57			産業労働局	雇用労政課	高校生等へのワークルール等の普及啓発の実施	高校生等の若い世代を対象に、労働・雇用に関するきまり（ワークルール）や、働くことの意味や社会人としてのマナーなどに関する理解を促進するため、普及啓発を行う。	・冊子「若者労働ガイド」や「若者労働ハンドブック」を活用し、高校生等を対象とする出前労働講座の実施。（131回） ・高校生向け労働資料「知っておこう！働くときのルール」の作成、配布（作成部数：74,790部）	・過酷な労働環境による若者の使い捨てが社会問題となっていたが、事業を継続してきたことで高校生等へのワークルール等の理解を促進させた。 ・今後も継続して事業を実施していく。
58			産業労働局	雇用労政課	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	職場における差別やセクシュアル・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、かながわ労働センター及び同支所において、職員や弁護士などにより労働相談を実施する。	相談事業の実施について ・平成24年に開始したマザーズハローワーク横浜及び27年7月に開始したマザーズハローワーク相模原内における女性労働相談を含め、各種労働相談を実施 ・女性労働相談 相談件数：113件 ・労働相談における女性からの労働相談：5,748件 ・「職場のハラスメント相談強化月間」のセミナー 実施回数5回、参加者数298人 ・セクシュアル・ハラスメント相談 相談件数：97件	・事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 ・引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく
59			産業労働局	雇用労政課	マタハラ・パタハラ対策事業	マタニティハラスメント、パタニティハラスメントなどにより、働きづらくなることのないよう、職場環境整備の推進や、風土の醸成を図る。	・妊娠期から復職までの労働関係法規を時系列で記載した企業向けパンフレットのHP掲載 ・働く女性の応援ハンドブックのHP掲載	・企業向けパンフレットや働く女性のためのハンドブックをHPに掲載することで、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくりに向けた普及啓発を行った。 ・今後も継続して実施していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
60	再掲	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 全体会議の開催（1回/21名） 啓発講座等の実施（4回/844名） かながわ女性の活躍応援団員企業等担当者交流会（1回/25名） かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,000部） 女性の活躍応援サポーター登録の推進（59名（令和5年3月31日時点）） 応援サポーター企業 セミナー&交流会（1回/17名） 	<ul style="list-style-type: none"> コロナの影響等により、事業の中止・縮小があったが、オンラインツール等の活用により、交流会や全体会議、啓発講座等を開催し、県内企業等の女性活躍推進を継続的に後押ししてきた。また、冊子の作成等を通して、コロナ禍における応援団企業等の先進的な取組を県内企業等に向けて発信した。 近年のジェンダー平等への意識の高まりや多様な性の考え方を考慮し、女性活躍推進のみならず、ダイバーシティ推進に関する取組についても検討する必要がある。
⑤安定した就業への支援								
61	81		産業労働局	雇用労政課	多様な働き方の促進	少子高齢化等による労働力需給の変化を踏まえ、意欲と能力を持って個人がライフステージにあわせた様々な働き方を選択できる職場環境づくりについて講座等を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度まで多様な働き方の促進のため、働き方改革企業担当者交流会や働き方改革アドバイザー派遣を行ってきた。その後、新型コロナウイルス感染症対策関連事業を優先するため事業の見直しを行った。 今後は、ホームページなど普及啓発を引き続き実施していく。
62	50		産業労働局	雇用労政課	若者の就職支援	正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。	<p>かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリアカウンセリング（延べ利用者数6,296人） 就職活動支援セミナー（10回実施、受講者延べ82人） 保護者向けセミナー（2回実施、受講者延べ13人） 多目的ルームを活用したグループワーク（295回実施、参加者延べ811人） 職場体験（参加者数21人） 就職情報・職業訓練情報の提供 職業適性診断 など 	<p>不本意ながら非正規雇用で働き続けている人は減少傾向にあるものの、依然として25歳から34歳の若年者については、その割合が他の年齢層と比較して高い状況にある。令和5年度も、引き続き若者の就業を支援する。</p>
63	51 110 166		産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	<p>シニア・ジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリアカウンセリング（総合相談）（延べ利用者数7,043人） 専門相談（創業、年金税金など）（相談件数：106件） 再就職支援セミナー（36回実施、受講者延べ1,117人） 適性診断 地域出張相談 など シルバー人材センターの育成指導 	<p>求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施し、総合相談件数は過去最高を記録した。令和5年度も、引き続き中高年の就業を支援する。</p>
施策の基本方向2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造								
①長時間労働削減と多様な働き方の促進								
64	75		総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施 職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅等勤務（テレワーク）を実施 令和5年度からの育児・介護フレックスタイム制度（かなフレックスプラス）の導入準備 	<p>テレワークや勤務時間制度について、職員が働きやすい職場環境の整備に向けた見直しを推進してきたところ、令和元年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、こうした取組が一層推進されており、今後も引き続き取組を進めていく。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
65	76		①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	総労働時間の短縮と育児休業・介護休暇制度等の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組みの実施 ①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組みを実施 ②:「企業庁働き方改革取組方針」に基づいて、全職員が年間5日以上の年次休暇を取得し、年次休暇の年平均取得日数は、令和3年度と同様15日以上を達成した。	①令和3年に「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」を改定し、男性の育児取得計画書の作成や、グループリーダー等への休暇制度に関する研修の実施等、新たな取組を開始した。これらの取組により、更なる制度利用促進を図る。 ②令和3年に改定された「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児取得計画書を作成したほか、企業庁独自の取り組みとして、出産の際に幹部職員からのお祝いメッセージの送付を行った。結果として、男性の育児休業取得率は増加した。また、「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、全職員が年間5日以上の年次休暇を取得し、且つ「ワーク・ライフ・バランスデー」の設定を促すことで、年次休暇の年平均取得日数は平成30年度以降、平均15日程度を継続して達成した。 ③令和3年に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児取得計画書の作成をはじめ制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組んでいる。これらの取組により、更なる制度利用促進を図る。
66	77		総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	コロナ禍で得た経験も活かしながら、すべての職員にとって「働きやすさ」「働きがい」を実感できる職場環境をつくることにより、職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、ワーク・ライフ・バランスの実現と、質の高い県民サービスの提供を目指す。	・令和4年度取組方針に基づく取組（長時間労働の是正、職場環境の整備、業務改善の推進等）を推進した。 ・働き方改革推進本部（1回）および調整部会（3回）を開催した。	・毎年度「働き方改革取組方針」を策定し、長時間労働の是正に向けた基本取組及びマネジメントの徹底等の取組を推進した。 ・働き方改革は、県民サービスの持続可能な提供に向けて今後も継続していくことが必要であり、引き続き長時間労働の是正に努めるとともに、テレワークや業務改善などコロナ禍において進展した取組を後退させることなく、更に前に進めていく必要がある。
67			産業労働局	雇用労政課	労働時間の短縮	仕事と家庭の両立を図るため、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づき、情報提供や普及啓発を行うことにより、労働時間等の設定改善を促進する。	・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営	・令和元年度までは労働時間の短縮の普及啓発のため働き方改革企業担当者交流会を行ってきた。その後、新型コロナウイルス感染症対策関連事業を優先するため事業の見直しを行った。 ・今後は、ホームページなど普及啓発を引き続き実施していく。
68	82		産業労働局	雇用労政課	かながわ働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）の取組み	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切に作る働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスへの取組を応援するためのさまざまな情報を提供する。	・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営 ・九都県市の共同取組み 九都県市一斉定時退庁の実施（令和4年8月3日） （連絡推進会議は不開催）	・ホームページについては、第4次プラン期間中を通して、随時ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供できた。 ・今後は、ホームページなどの普及啓発を引き続き実施していく。
69	83		産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組む。	・政労使一体の働き方改革フォーラム参加者数77人 ・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営 ・九都県市の共同取組み 九都県市一斉定時退庁の実施（令和4年8月3日） （連絡推進会議は不開催）	フォーラムについて、対面とオンラインのハイブリット方式による開催で、初年度と比較して最終年度も参加者数を保てた。その他期間中は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となっていた。 ホームページについては、第4次プラン期間中を通して、随時ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供できた。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
70	84		産業労働局	雇用労政課	テレワーク導入促進事業	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進するため、アドバイザー派遣により、テレワークを導入する中小企業等を支援する。また、在宅勤務・サテライトオフィス勤務のテレワークの導入に取り組む県内の中小企業者に対し、その取組に係る経費を補助する。	・テレワークセミナー実施回数2回、参加者28人 ・テレワークセミナー（オンデマンド配信）申込者数66名 ・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣派遣実績：30社 ・テレワークを導入する企業を対象とした経費の補助交付件数：268件	・全体を通して、テレワークは、新型コロナウイルス感染症の感染防止や事業継続の観点から新しい生活様式への対応として広まった。 ・課題として、企業規模が大きいほど、テレワークの実施率は高い状況にあり、中小企業においては、依然としてテレワークの活用が進んでいない。 ・また、民間調査によると、企業における今後のテレワーク推進方針はワクチン普及以降、減少させたい傾向にある。逆に従業員のテレワーク継続希望は高い。 ・対応の方向性として、引き続き、柔軟で多様な働き方の整備に関する取組が必要であると考えられる。
②両立支援のための取組み促進								
71	40		①総務局 ②福祉子どもみらい局	①人事課 ②共生推進本部室	イクボスの推進	私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組みを推進する。	①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。	②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページに公表することにより意識啓発を実施した。引き続き、県ホームページでの公表を通して意識啓発に努める。
72	226		教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭の教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配布するほか、子ども職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報	・県と締結している事業者の取組内容を紹介する家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」を発行し、家庭教育に関する情報共有を行った。 ・県は締結事業者のロゴが入ったポスターを1,600部作成し、県機関や県内学校へ配付し、広報を行った。	・家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」の発行により、事業者を通じて従業員の家庭の教育向上を支援した。 ・締結事業者のロゴが入ったポスター等の広報による協定締結事業者数が増加した。(5年間の新規締結事業者数：12社) ・社会全体で家庭教育に取組む機運の醸成が必要であるため、協定締結事業者がその従業員に対して、家庭教育の重要性について資料での周知をさらに推進するよう働きかけていく。
73	再掲	13	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性活躍推進法による認定取得業者への加点	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。	女性活躍推進法第24条における女性活躍に積極的に取組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定(「建設工事業」及び「一般委託・物品」)において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点評価を行った。	2016年4月より開始した「えるぼし認定」(女性活躍推進への取組の実施状況が優良な企業に対する認定制度)、2020年6月に「えるぼし認定」よりも水準の高い「プラチナえるぼし」が創設された。 引き続き神奈川県では、インセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定(「建設工事業」及び「一般委託・物品」)において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点評価を行っていく。
74	再掲	37	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性社員の家事育児支援に取り組む企業、NPO、行政等が参加するコンソーシアムの取組を通して、男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前となる社会環境の形成を推進する。	「職場のためのパパの育休ガイド」を作成し、ホームページ掲載等により情報提供を実施した。	・コンソーシアムの取組については、平成30年度末にキックオフし、令和元年度に、企業等からの事例紹介等を行う定例会の開催やホームページを開設し、男性の家事・育児参画の機運を高めたが、コロナの影響等から、コンソーシアムの枠組みと事業内容の見直しが必要である。 ・令和4年度には、育児・介護休業法の改正や、企業の取組、育休取得者の経験談を紹介する「職場のためのパパの育休ガイド」を作成し、情報提供を実施した。 ・今後は男性の家事・育児参画を進めるための事業企画や取組み等の活動内容をSNSやホームページ等で情報発信等を行う。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
75	再掲	64	総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施 ・職員の柔軟な働き方を推進するため、在宅勤務（テレワーク）を実施 ・令和5年度からの育児・介護フレックスタイム制度（かなフレックスプラス）の導入準備	テレワークや勤務時間制度について、職員が働きやすい職場環境の整備に向けた見直しを推進してきたところ、令和元年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、こうした取組が一層推進されており、今後も引き続き取組を進めていく。
76	再掲	65	①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	総労働時間の短縮と育児休業・介護休業制度等の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休業・子の看護休業制度の定着の促進を図る。	①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組みの実施 ①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組みを実施 ②:「企業庁働き方改革取組方針」に基づいて、全職員が年間5日以上の年次休暇を取得し、年次休暇の年平均取得日数は、令和3年度と同様15日以上を達成した。	①令和3年に「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」を改定し、男性の育児取得計画書の作成や、グループリーダー等への休暇制度に関する研修の実施等、新たな取組を開始した。これらの取組により、更なる制度利用促進を図る。 ②令和3年に改定された「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児取得計画書を作成したほか、企業庁独自の取り組みとして、出産の際に幹部職員からのお祝いメッセージの送付を行った。結果として、男性の育児休業取得率は増加した。また、「企業庁働き方改革取組方針」に基づき、全職員が年間5日以上の年次休暇を取得し、且つ「ワーク・ライフ・バランスデー」の設定を促すことで、年次休暇の年平均取得日数は平成30年度以降、平均15日程度を継続して達成した。 ③令和3年に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に基づき、男性の育児取得計画書の作成をはじめ制度を利用しやすい職場環境づくりに取り組んでいる。これらの取組により、更なる制度利用促進を図る。
77	再掲	66	総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	コロナ禍にあっても、「働きやすく、働きがいのある」職場環境をつくり、職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、ワーク・ライフ・バランスの実現と、質の高い県民サービスの提供を目指す。	・令和3年度取組方針に基づく取組（業務改善の推進、長時間労働の是正、職員の未病改善、職場環境の整備等）を推進した。	・新型コロナウイルス感染症への対応の継続を想定しながらも、働き方改革を実現するため、全庁を挙げて取組を進めていく必要がある。 ・コロナ禍で得た経験を活かしながら、「業務改善」や「テレワーク」等の一層の推進を図り、すべての職員にとって「働きやすさ」「働きがい」を実感できる職場環境をつくる。
78	再掲	38	福祉子どもみらい局	次世代育成課	男性の育児参画の推進	父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。	・かながわパパ応援ウェブサイト「パパミカタ」（かながわ版父子手帳）による情報提供（企画レポート投稿回数 6回）	引き続き男性の育児参画の推進を図るため、事業を継続する。
79	再掲	198	福祉子どもみらい局	次世代育成課	県条例による企業の子育て支援の促進	県条例に基づき、子育て支援の取組みを進める企業の認証制度に取り組む。	従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図った。（R4年度認証件数…6件）	仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図るため、引き続き事業を継続する。
80	再掲	42	産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	・ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数 174回、参加者数 103人 ・両立応援セミナー 実施回数2回、参加者数41人	・事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 ・引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
81	再掲	61	産業労働局	雇用労働課	多様な働き方の促進	少子高齢化等による労働力需給の変化を踏まえ、意欲と能力を持って個々人がライフステージにあわせた様々な働き方を選択できる職場環境づくりについて講座等を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	令和元年度まで多様な働き方の促進のため、働き方改革企業担当者交流会や働き方改革アドバイザー派遣を行ってきた。その後、新型コロナウイルス感染症対策関連事業を優先するため事業の見直しを行った。 ・今後は、ホームページなど普及啓発を引き続き実施していく。
82	再掲	68	産業労働局	雇用労働課	かながわ働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）の取組み	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切にしたいとする働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスへの取組を応援するためのさまざまな情報を提供する。	・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営 ・九都県市の共同取組み 九都県市一斉定時退庁の実施（令和4年8月3日） （連絡推進会議は不開催）	・ホームページについては、第4次プラン期間中を通して、随時ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供できた。 ・今後は、ホームページなどの普及啓発を引き続き実施していく。
83	再掲	69	産業労働局	雇用労働課	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組む。	・政労使一体の働き方改革フォーラム参加者数77人 ・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営 ・九都県市の共同取組み 九都県市一斉定時退庁の実施（令和4年8月3日） （連絡推進会議は不開催）	フォーラムについて、対面とオンラインのハイブリット方式による開催で、初年度と比較して最終年度も参加者数を保てた。その他期間中は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となっていた。 ホームページについては、第4次プラン期間中を通して、随時ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供できた。
84	再掲	70	産業労働局	雇用労働課	テレワーク導入促進事業	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進するため、アドバイザー派遣により、テレワークを導入する中小企業等を支援する。また、在宅勤務・サテライトオフィス勤務のテレワークの導入に取り組む県内の中小企業者に対し、その取組に係る経費を補助する。	・テレワークセミナー実施回数2回、参加者28人 ・テレワークセミナー（オンデマンド配信）申込者数66名 ・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣派遣実績：30社 ・テレワークを導入する企業を対象とした経費の補助交付件数：268件	・全体を通して、テレワークは、新型コロナウイルス感染症の感染防止や事業継続の観点から新しい生活様式への対応として広まった。 ・課題として、企業規模が大きいほど、テレワークの実施率は高い状況にあり、中小企業においては、依然としてテレワークの活用が進んでいない。 ・また、民間調査によると、企業における今後のテレワーク推進方針はワクチン普及以降、減少させたい傾向にある。逆に従業員のテレワーク継続希望は高い。 ・対応の方向性として、引き続き、柔軟で多様な働き方の整備に関する取組が必要であると考えられる。

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし

施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶

①配偶者等からの暴力防止／②配偶者等からの暴力被害者への支援

85			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	配偶者等からの暴力総合対策の推進	配偶者暴力防止法に基づき策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」を着実に推進するとともに、配偶者等からの暴力被害者を迅速、適切に支援するため、市町村における取組みへの支援、配偶者暴力相談支援センターにおける相談・一時保護体制の充実強化、被害者の自立支援拠点体制の整備等を行う。	「かながわDV防止・被害者支援プラン」（平成30年改定）に則した取組みを実施した。	「かながわDV防止・被害者支援プラン」（平成30年改定）に基づき、広報・啓発による暴力の未然防止に取組むとともに、市町村や民間団体等の関係機関と連携した相談・一時保護体制の整備、切れ目のない自立支援を実施した。 また、令和6年改定に向けた施策の効果検証等を行った。
----	--	--	-----------	---------	------------------	---	---	---

②犯罪被害者等に対する支援

86			福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②女性相談所	人身取引（トラフィッキング）被害者への支援対策の推進	人身取引被害者への支援対策を推進する。	人身取引被害者の一時保護、支援の充実	②被害者の立場に立ち、人権を尊重した支援を着実に推進する。
----	--	--	-----------	--------------------	----------------------------	---------------------	--------------------	-------------------------------

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
87			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童に対する性的虐待防止対策の推進	児童に対する性的虐待防止対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対する性的虐待の被害確認の実施 面接者の養成研修を実施（1回） 児童相談所実務研修として、初期調査面接や初期対応研修（3回） 児相職員向け「性的虐待対応の大事な心構え」を作成し、各所に配付 被害児童の心理的ケア 	養成研修を行うことで面接者が増えた。
88			くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援の提供	警察・民間支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、犯罪被害者等への総合的な支援の提供 犯罪被害者等への総合相談 866件 弁護士による法律相談 108件 臨床心理士等によるカウンセリング 575件 生活資金貸付 1件 一時的な住居の提供等 10件 付添い支援 613件 	犯罪被害者等への総合的な支援体制として、概ね順調に、かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営をしているが、引き続き、支援体制の強化を図る必要がある。
89			くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等支援ボランティア養成講座（上級）の開催 R4.10.21～R4.12.23 10日間 受講者19名 支援ボランティアの募集・管理・育成 ボランティア登録者：107名 (R5.3末現在) 	支援員養成講座の実施による人材育成に取り組んでいるが、より多くの支援員を養成するための人材育成に努めていく必要がある。
90			くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への理解の促進	犯罪被害者等への理解を促進する講座等を通じて、犯罪被害者等についての理解の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と協働して、犯罪被害者等理解促進協働講座の開催 大学、事業所等における、犯罪被害者等への理解を促進するための犯罪被害者等の講演やDVDを活用した犯罪被害者等理解促進講座の実施 犯罪被害者等支援キャンペーンの実施 R4.11.25～R4.12.23 5日間 県内5箇所で開催 「サポートステーション」及び「かならいん」の紹介動画の作成及び公開 	理解促進講座の実施やキャンペーンの開催等による普及啓発の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、引き続き、「サポートステーション」や「かならいん」の存在の周知等、普及啓発を図る必要がある。
91			くらし安全防災局	くらし安全交通課	性犯罪・性暴力の被害者への相談体制の充実	性犯罪・性暴力の被害者等に対し、適切な時に適切な支援をワンストップで受けられるよう、かならいん（かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター）における24時間365日対応の電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ支援センターとして、電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援等を実施 相談：2,322件 支援：188件 	犯罪被害者等への総合的な支援体制として、概ね順調に、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営をしているが、引き続き、支援体制の強化を図る必要がある。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
92			①くらし安全防災局 ②③福祉子どもみらい局 ④⑤警察本部	①くらし安全交通課 ②共生推進本部 ③青少年課 ④少年育成課（JKビジネス） ⑤生活保安課（AV出演強要）	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等対策	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する取組	①「AV出演被害防止・救済法」の施行に伴い、ワンストップ支援センターとしてAV出演被害に関する相談対応を実施 ①②③：内閣府啓発サイト（いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト）の周知 ③：青少年保護育成条例に基づく「JKビジネス」営業への立入調査・指導の実施 ④：「JKビジネス」営業で働く18歳未満の少年に対する積極的な補導活動の推進 ・相談体制の充実 ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮して非接触型の教育・啓発活動に努めた ⑤：AV出演被害問題に係る対策の推進 ・広報・啓発活動の推進 ・相談受理担当者等に対する教養	①「AV出演被害防止・救済法」の施行に伴い、相談等に対応していくとともに、啓発サイトについて、HPに掲載しているが、引き続き、周知を図る必要がある。 ②啓発サイトについて、HP及びtwitterに掲載するとともに、内閣府が作成したポスター及びリーフレットの掲示・配付による周知を図った。 ④：「JKビジネス」営業に対する立入件数合計7店舗7回 県内において把握していた「JKビジネス」営業は、1店舗のみが営業を継続しており、立入の実施により18歳未満の稼働の有無等を確認している。 引き続き「JKビジネス」営業の実態を把握し、少年に対する啓発活動と補導活動を推進する。 ⑤：広報・啓発活動の推進と相談体制の充実 ・高等学校、地域自治会などで行われた防犯教室等においてAV出演被害問題について講話したほか、警察署ホームページに同問題の記事を掲載し、広報・啓発活動を実施した。 ・相談受理担当者等に対して教養を行い、相談受理体制の充実を図り、相談者への対応を適切に行うことができた。
93			警察本部	警務課	犯罪被害者等への支援	殺人、強盗、強姦性交等の身体犯事件や死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等に対して、事件事故発生初期段階より、精神的・経済的負担や不安の軽減を図るための被害者支援活動を実施する。	・捜査活動や病院等への付き添い ・刑事手続きや各種支援制度の説明 ・捜査過程における要望・意見の聴取 ・心理員によるカウンセリングの実施	犯罪被害者等の支援要望の把握、各種支援制度の説明、付添い支援、カウンセリング等の各種支援活動を適切に推進した。 今後も、事件事故発生初期段階から、精神的・経済的負担や不安の軽減を図るための被害者支援活動の推進に努める。
94			警察本部	警務課	関係機関・団体との連携による犯罪被害者等への支援の充実	犯罪被害者を総合的に支援するため、神奈川県、特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターと連携して「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営している。また、関係機関・団体との緊密な連携により、効果的な支援活動を推進するため、警察本部において神奈川県被害者支援連絡協議会を構築している。	神奈川県被害者支援連絡協議会第25回定期総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から出席者を縮小して開催し、関係機関・団体と連携した被害者支援の強化を図った。（12機関18団体71会員）	神奈川県被害者支援連絡協議会定期総会は、コロナ禍においても、書面開催や出席者を縮小して開催するなど、関係機関・団体との情報交換等を行い、会員相互の連携を強化した。 また、被害者支援に関係する機関・団体に対し、新規加入の働きかけを行い、新たに5会員が加入したことで体制の強化を図った。 引き続き、毎年1回の総会を開催し、会員間の連携強化を図る。
95			警察本部	捜査第一課	性犯罪対策	性犯罪捜査において、女性警察官を積極的に活用するとともに、被害者等の心情に配慮した対応を行う。	・性犯罪において女性警察官を積極的に活用した。 ・性犯罪被害に関する電話相談を実施した。 ・性犯罪被害者の初診料等の公費負担を行った。 ・県警捜査員に対し、性犯罪被害者への対応等に関する各種教養を実施した。	・性犯罪が発生した場合に対応する警察官として、令和2年から性犯罪指定捜査員を配置している。（令和4年度末現在 668人うち女性警察官 318人） ・性犯罪110番において、電話相談を受理している。 ・性犯罪被害者の初診料等の公費負担は、平成30年度は111件の執行であったが、捜査員等に対する教養等により、適正執行することができ、令和4年度は209件執行した。 ・令和2年から、性犯罪捜査専科を新設し、その他、県警職員に対して性犯罪被害者への対応等に関する教養を年3回実施している。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
96			警察本部	各種相談窓口（警務課）	県警広報啓発活動の推進	被害相談窓口を広く県民に知らせるため、ポスター、リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、県の広報紙等による広報活動を行う。 ・被害相談窓口広報用のポスターを警察署、交番、駅等に掲示 ・被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより、屋外大型ビジョン、デジタルサイネージ等を活用しての広報活動を実施	被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配付。 ・県警本部庁舎正面脇の電光掲示板に被害相談窓口を表示。 ・県内各所において、被害者支援キャンペーンを開催。 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより、屋外大型ビジョン、デジタルサイネージ等を活用しての広報活動を実施し、相談窓口を広く県民に知らせ、広報啓発活動の推進に努めた。	関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえて各被害相談窓口等の広報啓発活動を推進した。 今後も、犯罪被害者等への理解の増進を図るため、関係機関・団体と連携しながら、各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施する。
97			警察本部	各種相談窓口（捜査第一課、暴力団対策課、少年育成課、生活経済課、交通総務課、鉄道警察隊）	犯罪被害者等からの相談の実施	少年相談・保護センター、ユーステレホンコーナー、子ども安全110番、悪質商法110番、電車内痴漢等迷惑行為相談所、性犯罪110番、暴力団からの不当要求拒絶コール、交通相談センター等の各相談窓口を設置し、犯罪被害者からの相談に応じる。	警察本部の各相談窓口での相談受理を行った。 【相談受理件数】 ・少年相談（保護センターでの受理件数のみ） 646件 ・ユーステレホンコーナー 455件 ・子ども安全110番 28件 ・悪質商法110番 207件 ・電車内痴漢等迷惑行為相談所（相談所での受理件数のみに変更） 525件 ・性犯罪110番 456件 ・暴力団からの不当要求拒絶コール 850件 ・交通相談センター3,508件	・子ども安全110番では、平成30年度から令和4年度までの間に、合計192件の通報を受理し、児童虐待事案、子どもが被害者となる事件の通報や目撃情報、不審者の出没に関する情報を収集し、子どもの安全確保に努めた。 ・少年相談・保護センターでは、平成30年から令和4年度までの間に合計5,893件、ユーステレホンコーナーでは、同期間に合計1,860件の相談を受理し、少年の立ち直り支援に貢献した。 ・悪質商法110番では、平成30年度から令和4年度までの間に、合計1246件の相談を受理し、悪質犯罪の予防・検挙に努めた。 ・性犯罪110番は、平成30年度は、受理件数が150件であったが、各種広報等を実施したことにより、令和4年度は、受理件数が456件となった。 ・各種広報啓発活動等により、暴力団対策課の事業が県民に認知され、相談受理件数が年々増加傾向にある。今後も、暴力団による不当要求の根絶を目指し、広報啓発活動を継続していくとともに、不当要求拒絶コールの相談受理に際しては真摯に対応していく。 【参考：各年度ごとの不当要求拒絶コールの相談受理件数】 平成30年度368件 令和元年度280件 令和2年度281件 令和3年度509件 令和4年度850件 警察相談を端緒に、検挙・警告した件数 ・平成30年度 19件 ・令和元年度 56件 ・令和2年度 43件 ・令和3年度 54件 ・令和4年度 48件 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響による鉄道利用者の一時的な減少に伴って、令和2年度は警察相談の受理件数も減少したが、列車及び鉄道施設における警戒活動等を推進し、期間中、上記のとおり、検挙・警告により相談を解決した。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
98	再掲	129	福祉子どもみらい局	①③共生推進本部室 ②女性相談所	女性保護事業の実施	関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基づき、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。	①、②一時保護、自立支援の実施 ③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受けけるとともに、無料低額宿泊所を含む場所への訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また、支援従事者育成のための研修を行った。	①困難な問題を有する女性の状況は複雑化しており、引き続き支援の充実が必要な状況である。 ②様々な複合的困難を抱えた女性の意思を尊重し、関係機関との円滑な連携・調整による着実かつ切れ目のない、安心・安全な支援を実施する。 ③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受けけるとともに、訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また、支援従事者育成のための研修を行った。 令和3年度（8月事業開始）相談受付1,207件、訪問支援10件、同行支援152件、居場所の提供13人、研修2回実施。 令和4年度：相談受付3,221件、訪問支援31件、同行支援507件、居場所の提供43人、研修2回実施。
施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援								
①ひとり親家庭に対する支援								
99	45		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	○ひとり親家庭等日常生活支援事業（市町村分） ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施（①パソコン教室45日間・延320名参加、②マネープランセミナー3日間・延14名参加） ・就業相談員の配置 ○母子家庭自立支援給付事業（町村分） ・高等職業訓練促進給付金 17名 ・自立支援教育訓練給付金 6名 ○ひとり親公正証書作成支援補助業 26件交付	就業・自立支援センター職員が福祉事務所の母子・父子自立支援員と研修等の機会を通じ、顔の見える関係を構築し、連携を強めたことによりひとり親それぞれの抱える課題に対する適切な支援に繋げることができた。
100			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への経済的支援の充実	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の母、父子家庭の父、児童又は寡婦に対し、福祉資金の貸付や医療費の助成を行う。	・ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 実施市町村 33市町村 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付411件	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付、医療費助成等の経済的支援により、母子家庭等の自立を支援することができた。
101			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援策の周知	ひとり親家庭を対象とした各種支援策を周知するため、ひとり親家庭へ配布するリーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」を作成する。	以下の機関よりひとり親家庭へ配布し、各支援策の周知を図った。 （11,500部配布） ・各市町村ひとり親家庭福祉主管課 ・公共職業安定所 ・県保健福祉事務所 ・県関係各課	リーフレットを作成・配布することによって、多様な広報手段のひとつとして、毎年、県が行っている各種支援策について、ひとり親へ周知することができた。今後も、引き続き広報手段のひとつとして実施していく予定である。
102			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援情報の提供	ひとり親家庭を対象とした総合的な支援情報を提供するポータルサイト「カナ・カモミール」を運営する。	・ポータルサイト「カナ・カモミール」でのひとり親家庭への総合的な支援情報提供 ・女性のためのwebセミナー ・ひとり親家庭サポート講座 ・キャリア・ワークショップセミナー ・ひとり親のための就業支援講座（パソコン講座・就職サポートセミナー・交流会） ・かながわひとり親家庭相談LINE	○子どもの貧困対策を進めるうえで、ひとり親が相談や就職支援等を通じて様々な不安を解消し、生活を改善させ、自立につながるよう支援メニューをよりわかりやすく発信していくことができた。 ○「カナ・カモミール」に掲載の支援制度を実際に利用した事例を「スマイルレポート」として紹介し、広くアピールした。 ○令和2年度にHPアクセス数26,171回とピークに達したが、その後URLの変更により大幅に落ち込んだため、さらなる周知が今後の課題である。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
103			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭SNS相談事業の実施	ひとり親家庭SNS相談を実施する。	○ひとり親家庭SNS相談事業の実施 ・無料通信アプリ「LINE」を利用した相談窓口を運営し、ひとり親家庭からの相談を受付（147日間実施/相談受付件数2,354件） ○相談窓口の周知 ・相談窓口につながるQRコードを掲載した周知用カードを市町村の窓口等で配布（40,535枚） ・県のホームページによる広報	○経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の支援は、個々の家庭の実情に合わせて、就業支援や子育て・生活支援などの支援策を適切に組み合わせて総合的な支援を行うことが求められている中、R1年度に事業を開始したところ、LINE友だち登録者数がR2年度は2,565人からR4年度には4,564人に増え多くの方に周知することができた。
104			県土整備局	公共住宅課	母子・父子世帯の県営住宅入居における優遇	特に住宅に困窮する母子・父子世帯が、より多く県営住宅へ入居できるよう、20歳未満の子のいる母子・父子世帯が一般世帯向け住宅を申し込んだ場合、抽選時に当選率を優遇する。	一般の申込者と比較して、母子・父子世帯は、新築住宅で7倍、あき家で5倍、抽選における当選率を優遇する。	継続予定
②高齢女性に対する支援								
105	116		福祉子どもみらい局	地域福祉課	日常生活自立支援事業	県社会福祉協議会が実施する判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用のための支援に係る費用の一部を補助する。	福祉サービス利用支援、日常的金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業を実施した。 ・利用者数 838名 ・相談援助件数 48,966件 ・契約締結審査会 7回 ・実施主体（市町村社協）への巡回調査及び相談 7市4町 ・専門員・生活支援員等研修 5回（オンライン4回） ・専門員ブロック別会議 2回（オンライン）	利用者数は着実に増加しているが、人口当たりの利用者数の割合が他県より少ないため、各市町村社協及び各市町村の福祉関係機関と連携し、支援を必要としている利用者のニーズを掘り起こすために事業の周知に一層取り組む必要がある。
106			福祉子どもみらい局	地域福祉課	カラーバリアフリー推進事業	事業者等に対してカラーバリアフリーに関する普及啓発を図るとともに、色覚障がい当事者による相談窓口の設置やアドバイザーを派遣し、公共的施設の案内板等の色使いに助言をする。	・色覚障がい当事者によるカラーバリアフリー相談事業の実施 6件	条例施行前の建築物や案内サインが多く存在することから、今後もバリアフリー化に向けた施設管理者等の意識啓発や県民への普及啓発により、一層取り組む必要がある。
107	115		福祉子どもみらい局	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり条例推進体制整備事業	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組みを協議する場として、県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議を開催する。また、同会議を中心として条例の普及啓発を図る。	・バリアフリー街づくり推進県民会議 2回 ・バリアフリーフェスタかながわの開催（コーナー参加者数：延べ851名） ・バリアフリー街づくり賞の実施【コロナにより中止】	条例施行前の建築物や案内サインが多く存在することから、今後もバリアフリー化に向けた施設管理者等の意識啓発や県民への普及啓発により、一層取り組む必要がある。
108			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域ケア体制の充実	地域包括ケアシステムの中核機関として地域包括支援センターの設置・運営を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、NPO・ボランティア等と協働を進めるなど地域での支え合いを推進し、地域ケア体制を充実する。	○地域包括支援センター運営事業（市町村事業） ○地域包括ケア推進事業として ・広域的な地域ケア会議：地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を行った。 ・専門職員派遣事業：市町村単独では確保が困難な専門職員を派遣し、地域ケア会議や事例検討会における助言等を行った。 ○地域包括支援センターの運営に関し個別課題を抱える市町村（2保険者）に対し、アドバイザーと県職員との現地派遣による伴走支援事業を実施。	・地域包括支援センターの機能強化に合わせた研修を毎年工夫しながら開催することができた。 ・コロナ禍により派遣が中止されたものもあったが、リハビリテーション専門職や学識経験者等を市町村や地域包括支援センターに派遣し、市町村における地域包括ケアシステムの推進に役立てることができた。 ・引続き研修や専門職員派遣などで市町村の地域包括支援センターの取組みの支援をしていく。 ・地域包括支援センターの運営に課題を抱える市町村に対し、アドバイザーと県職員による伴走支援現を通じて、地域包括支援センターの機能強化に向けた基幹型センターの設置及び見直しについて関係者間の合意形成が図られた。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
109			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域支援事業の推進	高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業を支援する。 ○権利擁護業務（包括的支援事業）・成年後見制度の活用促進・老人福祉施設等への措置の支援・高齢者虐待への対応 ○任意事業・成年後見制度利用支援事業・地域自立生活支援事業	市町村が地域支援事業として実施する次の事業に対し交付金を交付 ・成年後見制度利用支援事業 ・認知症高齢者見守り事業 ・介護相談員派遣等事業 等	・引き続き、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域の実情に応じた必要な支援を行っていく。
110	再掲	51 63 166	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング（総合相談）（延べ利用者数7,043人） ・専門相談（創業、年金税金など）（相談件数：106件） ・再就職支援セミナー（36回実施、受講者延べ1,117人） ・適性診断 ・地域出張相談 など シルバー人材センターの育成指導	求職中の中高齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施し、総合相談件数は過去最高を記録した。令和5年度も、引き続き中高年の就業を支援する。
111			県土整備局	住宅計画課	公的賃貸住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、高齢者に配慮した住宅への改良を進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行った。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行い、高齢者に配慮した住宅への改良を進めた。
112			県土整備局	住宅計画課	高齢者に対する居住支援の推進	・賃貸住宅の家主から、民間賃貸住宅への入居を拒まれることが多い高齢者等の住宅確保要配慮者（以下、「要配慮者」という。）の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供する。 ・要配慮者の居住支援にあつては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、団体等及び市町村職員に居住支援に必要な知識を習得する機会を提供し、居住支援活動ととりまく周辺環境を整えることにより、要配慮者の居住の安定確保を促進する。	・高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅については順調に増加し、38,939戸の登録があり、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図った。 ・住宅セーフティネット制度をはじめとした住宅政策及び福祉政策で、居住支援に携わる市町村職員や関係団体を対象とした、居住支援の知識習得と意識強化等を図るための講座を開催した。（1回、28名参加）	・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を大手不動産事業者と交渉することなどにより目標戸数を達成したことから、今後は、登録住宅の戸数の増加に伴い、住宅の登録内容の一層適切な管理に努めていく必要がある。 ・住宅確保要配慮者の居住支援にあつては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であるとともに、要配慮者と接している市町村職員による支援も不可欠であるため、継続した「住まいに関する横断的な知識」の習得の場を設ける必要がある。
113			県土整備局	公共住宅課	県営住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	高齢者等に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	・建替団地5団地916戸の整備を行った。	既存住宅の改善を行う、トータルモデル事業は令和元年度で終了し、今後は建替えに集中し、高齢者等に配慮した住宅の整備を推進していくこととなった。 2018年度から比べ、建替え戸数は、増加しているが、建替えの時期を迎える団地が今後も増えることから、建替え戸数の平準化を実施し、計画的に整備を進めていく必要がある。
114			県土整備局	公共住宅課	高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取り組み	県営住宅を活用して多世代が居住し、高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを行い、高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生する。	・高齢者支援の場として空き住戸の整備を行った。 ・団地住民を対象とした講習会の開催【コロナにより中止】	・引き続き、高齢者支援の場として空き住戸の整備や団地住民を対象とした講習会を行う。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属 名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
③障がいのある女性に対する支援								
115	再掲	107	福祉 子ども みらい 局	地域福 祉課	みんなの バリアフ リー街づく り条例推 進体制整 備事業	神奈川県みんなのバリアフ リー街づくり条例に基づく実 効性のある取組みを協議する 場として、県内事業者の代表 や関係団体、学識経験者等 で組織するバリアフリー街づく り推進県民会議を開催する。 また、同会議を中心として条 例の普及啓発を図る。	・バリアフリー街づくり推進県民会議 2回 ・バリアフリーフェスタかながわの開 催（コーナー参加者数：延べ851名） ・バリアフリー街づくり賞の実施【コロ ナにより中止】	条例施行前の建築物や案内サインが多く存 在することから、今後もバリアフリー化に向け た施設管理者等の意識啓発や県民への普 及啓発により、一層取り組む必要がある。
116	再掲	105	福祉 子ども みらい 局	地域福 祉課	日常生活 自立支援 事業	県社会福祉協議会が実施す る判断能力が不十分な高齢 者や知的障がい者等の日常 的な金銭管理や福祉サービ スの利用のための支援に係る 費用の一部を補助する。	福祉サービス利用支援、日常的金銭 管理・書類等預かりサービスによる各 支援事業を実施した。 ・利用者数 838名 ・相談援助件数 48,966件 ・契約締結審査会 7回 ・実施主体（市町村社協）への巡回 調査及び相談 7市4町 ・専門員・生活支援員等研修 5回 （オンライン4回） ・専門員ブロック別会議 2回（オンラ イン）	利用者数は着実に増加しているが、人口当 たりの利用者数の割合が他県より少ないた め、各市町村社協及び各市町村の福祉関 係機関と連携し、支援を必要としている利用 者のニーズを掘り起こすために事業の周知 に一層取り組む必要がある。
117	46		福祉 子ども みらい 局	障害福 祉課	障がい者 の就労移 行支援・ 就労継続 支援	生産活動、職場体験等を通 じ、一般就労に向けた知識・ 能力の向上のための訓練等 を行う就労移行支援事業と、 福祉的就労として生産活動の 機会の提供やその他就労に 必要な知識・能力向上のため の訓練等を行う就労継続支 援事業の利用を支援する。 ・就労移行支援に対する負担 ・就労継続支援に対する負担	就労移行支援及び就労継続支援の 利用に係る費用を給付する市町村に 対し、負担金を交付 ・就労移行支援 ・就労継続支援	
118	47		福祉 子ども みらい 局	障害福 祉課	障害者就 業・生活 支援セン ター事業	職場不適応により離職した者 や離職のおそれがある在職 者など、就職や職場への定着 が困難な障がい者及び就業 経験のない障がい者に対し、 就業及びこれに伴う日常生 活、社会生活上の支援を行う ことにより、障がい者の職業生 活における自立を図る。	障害者就業・生活支援センターの設 置・運営を、継続して実施（全障がい 保健福祉圏域8か所に設置） ・支援対象者登録者数 6,465人 ・相談・支援件数 50,582件	支援対象者の増加 支援体制の維持
119			福祉 子ども みらい 局	障害福 祉課	障がい児 者の相談 支援の充 実	障がい児者の自立した生活 や課題の解決に向けた適切 なサービス利用を図るため、 ケアマネジメントによるきめ細 かな支援を行うサービス等利 用計画の作成や、その後の モニタリング（必要な見直しな ど）を支援する。	・障害福祉サービス利用者へのサー ビス等利用計画の作成やモニタリ ングに要する費用を給付する市町村に 対し、負担金を交付 ・計画相談支援 ・障がい児相談支援	
120			福祉 子ども みらい 局	障害福 祉課	障がい児 者の居宅 生活支援 の充実	障がい児者が地域で安心し てくらせるよう、必要な障害福 祉サービスの利用を支援す る。 ・居宅介護（ホームヘルプ サービス） ・生活介護等 ・短期入所（ショートステイ サービス）	・障がい児者の福祉サービスの利用 に要する費用を給付する市町村に 対し、負担金を交付 ・居宅介護（ホームヘルプサービス） ・生活介護等 ・短期入所（ショートステイサービス）	重度訪問介護等の訪問系サービスについ ては、国が定めた基準額があり、これを超過 した額は市町村が負担する仕組みとなっ ているため、超過負担が発生している市町村 がある。 訪問系サービスについても、他のサービス と同様、市町村に超過負担が生じない制度 とするよう、引き続き国に見直しを要望する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
121			福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者地域活動支援センターに対する支援	地域で生活する障がい者にとって、最も身近な活動拠点となる地域活動支援センターに対し、その機能をより積極的に果たせるようにするため、市町村を通じて補助する。	1 地域活動支援センター機能強化事業（障害者地域生活支援事業費補助（市町村統合補助）の一部） 2 市町村障害者福祉事業推進補助金（障害者地域活動支援センター事業）	
122	52		産業労働局	①雇用労政課 ②産業人材課	障がい者の雇用促進施策	障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	①障がい者の雇用と職場定着の促進 ・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座（個別訪問：799社、出前講座：28回） ・障害者雇用促進に向けたフォーラム（回数：1回、参加人数：312人） ・企業交流会（回数：5回、参加者数162人） ・精神障がい者雇用・職場定着支援セミナー（回数：2回、参加者数205人） ・精神障害者職場指導員設置補助金（交付事業者：16事業者） ・障がい者就労支援力向上研修（回数：8回、参加者数277人）等 ②職業能力の開発 ・神奈川障害者職業能力開発校における職業訓練（12コース99人）及び民間教育訓練機関等への委託訓練（26コース93人）を実施	①平成30年4月に精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に加えられ、法定雇用率が2.2%に引き上げられた。また、令和3年3月には、法定雇用率はさらに0.1ポイント引き上げられ、2.3%になった。 令和4年6月1日現在の県内民間企業の障がい者の雇用率は2.20%で、法定雇用率は下回っているが、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新した。 令和4年度は、依然コロナ禍ではあるが、令和2～3年度に実施してきたすでに障がい者を雇用している企業への訪問を見直し、法定雇用率未達成企業への訪問をその必要性が高まっていることから再開した。企業や就労支援機関を対象とした研修や出前講座等については、対面形式・オンライン形式・ハイブリット形式（対面とオンラインの併用）のいずれかが適切か、検討しながら実施した。 ②神奈川障害者職業能力開発校において精神障がい者向け訓練コースの定員が2018年度は30人だったが、精神障がい者の求職者数の増加を踏まえ、定員を70人に拡大し、より多くの就職希望者を支援できる体制を整えた。 なお、神奈川障害者職業能力開発校・委託訓練とも、定員充足率が低いコースがあるため、更なる周知広報に努める。
123			県土整備局	公共住宅課	県営住宅における障がい者に配慮した住宅の整備	障がい者に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	・建替団地4団地10戸の整備を行った。	既存住宅の改善を行う、トータルモデル事業は令和元年度で終了し、今後は建替えに集中し、障がい者に配慮した住宅の整備を推進していくこととなった。 2018年度から比べ、建替え戸数は、増加しているが、建替えの時期を迎える団地が今後も増えることから、建替え戸数の平準化を実施し、計画的に整備を進めていく必要がある。
124			県土整備局	住宅計画課	公的賃貸住宅における障がい者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、障がい者に配慮した住宅への改良を進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行った。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行い、障がい者に配慮した住宅への改良を進めた。
④外国人女性に対する支援								
125			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	多言語によるDV相談の実施	民間団体と連携し、配偶者暴力相談支援センターで多言語によるDV相談を実施する。	8ヶ国語（英語、中国語、韓国語・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語）によるDV相談を実施。	・令和3年度にベトナム語を追加し、8ヶ国語によるDV相談とした。 ・引き続き実施する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
126			国際文化観光局	国際課	多言語情報の提供	言葉による情報獲得の障壁をなくすため、外国籍県民にとって、必要な行政情報を多言語や、やさしい日本語で、情報紙やインターネットなどにより提供する。 ・外国籍県民のための多言語情報紙の発行 ・ホームページによる多言語情報の提供	○多言語情報紙「こんにちは神奈川県」の発行・年3回発行・発行部数：1回あたり20,300部・対応言語：英語ほか5言語・配布場所：県機関・市町村等約800箇所 ○県が提供する多言語情報をホームページに随時掲載	○県の施策や生活情報を多言語情報紙やホームページで提供することで、外国籍県民等への情報支援を推進することができた。 ○引き続き、より多くの外国籍県民等の情報格差の解消に貢献し、外国籍県民等に必要行政情報の効果的な提供に努める。
127-1			国際文化観光局	国際課	外国籍県民相談の実施	外国籍県民の生活を支援するため、相談・助言、情報提供を行う。	○外国籍県民一般・法律相談 ・実施場所：地球市民かながわプラザ、川崎県民センター、県央地域県政総合センター ・対応言語：英語、中国語、韓国語、朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語（実施場所により対応言語が異なる） ・実績：1,429件 ○外国籍県民教育相談 ・実施場所：地球市民かながわプラザ ・対応言語：中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、やさしい日本語 ・実績：2,382件	○外国籍県民等への情報提供や相談対応を行うことで、言語や文化、習慣等の違いにより生じる生活上の諸問題の解決につながることができた。 ○2020年度にはSNS（Facebook Messenger）での相談受付を開始し、2021年度には横浜窓口においてベトナム語を追加するなど、ニーズに応じた対応を行った。 ○相談員研修会を実施することで、相談員のスキルアップや相談員相互の連携づくりの場を提供することができた。 ○関係機関との連絡会を開催し、各機関との連携・協力体制を強化することで、相談事業の充実を図った。
127-2			国際文化観光局	国際課	外国籍県民情報支援の実施	外国籍県民の生活を支援するため、多言語支援センターを開設運営し、各種事業を実施する。また、災害時等において緊急情報を多言語化して発信する。	○多言語支援センターかながわの運営 ・対応言語：11言語、問合せ対応件数：21,683件 ○外国籍県民支援人材育成研修の実施：7回 ○希少言語等専門人材の確保・育成 ○一般通訳支援事業の実施 ・通訳派遣件数：504件、通訳協力者への研修：12回 ○災害時外国籍県民支援 ・災害時通訳ボランティア等研修の実施：3回	○外国籍県民等の生活を支援するため、各種研修や通訳派遣等の事業を実施した。 ○多言語支援センターかながわでは、対応言語を6言語から11言語に拡大し、ニーズの高い言語の対応日を増やす等の体制強化を行い、2018年度には2,860件であった問合せ対応件数は、2022年度には21,683件に増加し、5年間で65,000件を超える外国籍県民等への情報支援を行うことができた。 ○また、2020年度以降は、コロナ禍における外国籍県民等への情報提供として、関連する情報を多言語化し、県ホームページ等で発信した。 ○今後も外国籍県民等の増加が見込まれることから、引き続き、多言語での情報支援の充実に取り組む必要がある。
128	49		産業労働局	雇用労政課	外国人労働相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	かながわ労働センター（本所）においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。相談件数：366件	・事業の性質上、実績値によって初年度との比較および全体を通しての結果及び原因等について記載することはできない。 ・引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。

⑤生活困窮者等の自立に向けた支援

129	98		福祉子どもみらい局	①③共生推進本部室 ②女性相談所	女性保護事業の実施	関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基づき、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。	①、②一時保護、自立支援の実施 ③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受けけるとともに、無料低額宿泊所を含む場所への訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また、支援従事者育成のための研修を行った。	①困難な問題を有する女性の状況は複雑化しており、引き続き支援の充実が必要な状況である。 ②様々な複合的困難を抱えた女性の意思を尊重し、関係機関との円滑な連携・調整による着実かつ切れ目のない、安心・安全な支援を実施する。 ③民間団体に委託し、様々な課題を抱えた女性から相談を受けけるとともに、訪問支援、同行支援及び居場所の提供を実施した。また、支援従事者育成のための研修を行った。 令和3年度（8月事業開始）相談受付1,207件、訪問支援10件、同行支援152件、居場所の提供13人、研修2回実施。 令和4年度：相談受付3,221件、訪問支援31件、同行支援507件、居場所の提供43人、研修2回実施。
-----	----	--	-----------	---------------------	-----------	---	--	--

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
130			福祉子どもみらい局	女性相談所	女性電話相談の実施	日常生活上、様々な問題を抱える女性のための電話相談業務を実施する。	「女性電話相談室」相談受付	女性からの様々な相談に広く応じ、課題の解決・軽減を図る。
131	48		福祉子どもみらい局	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	全県を対象とした生活困窮者自立支援制度の周知や相談支援員の資質の向上等に取り組む。 生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村在住の生活上の困難に直面している者に対し、地域において自立した生活ができるよう自立相談支援を実施する。	・制度周知用のチラシを10,000部作成し、各市町村や関係機関に配布し、自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・コロナ対策のため、リモートにより県内の生活困窮者自立支援制度に係る従事者向けの研修を6回、生活困窮者支援に携わる団体や行政機関を対象としたネットワーク会議を4回開催したほか、対面とリモートのハイブリッド形式により県内各市の担当課長会議を開催するとともに、リモートにより担当者会議を実施し、制度に関する情報共有や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。 ・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響により急増していた相談件数は落ち着きを見せはじめたが、コロナ前と比較すると依然として件数は多い状況にある。 直近では物価高騰の影響により生活の困窮を訴える方や、食糧支援などの緊急的な支援を求める声も多くあり、生活困窮者の課題は多岐にわたるため、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めていく必要がある。
⑥性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援								
132	220		福祉子どもみらい局 ①②福祉子どもみらい局 ③健康医療局 ④産業労働局	①共生推進本部室 ②青少年課 ③がん・疾病対策課 ④雇用労政課	NPO法人との協働事業の推進	NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。	①令和元年度で事業終了。 ②事業は令和元年度で終了。青少年センターで実施する指導員研修での講師依頼や、神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等の依頼で連携。 ③令和元年度末をもって事業を終了した。 ④令和2年度末をもって事業を終了した。	①基金終了後の令和2年度もLGBTの子供のための自立・就労支援事業の広報に係るチラシ配布等、引き続き普及啓発への協力を行った。 ②青少年センターで実施する指導員研修等において、必要に応じ、講師依頼をする。神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等をお願いしたい。 ③令和元年度に基金が終了した。基金終了後の令和2年度以降も、引き続き、普及啓発への協力を行う。
133			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	人権施策推進事業	性的マイノリティ(LGBT等)を含めた、人権がすべての人に保障される地域社会の実現のため、性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。	性的マイノリティ支援として次の事業を実施した。 ・派遣型個別専門相談として相談員の派遣 44件 ・当事者向け交流会の開催 8回 ・企業及び団体向け研修の実施 1回【オンライン開催】 ・児童福祉施設の職員向け研修の実施 2回 ・性的マイノリティ講師派遣 8回	派遣相談、交流会、研修及び講師派遣等の幅広い事業を実施し、当事者支援と県民への啓発を両立しながら、理解の促進を図ることができた。 新型コロナウイルス感染症の影響で開催回数を減らした事業もあるが、オンライン開催が可能な事業についてはオンラインに切り替えるなどして、柔軟に対応しながら実施することができた。
134			福祉子どもみらい局	①青少年センター ②青少年課	子ども・若者総合相談事業	かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）における電話、来所及びSNSによる相談を実施する。	性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについて電話、来所及びSNS(※)による相談を実施した。 【令和4年度実績】 性的マイノリティの相談事例 ・電話相談3件、面接相談0件、LINE相談13件 (かながわ子ども・若者総合相談センター、県西部青少年サポート相談室、県地域青少年相談窓口の総計)	性的マイノリティをはじめ、さまざまな「生きにくさ」などの悩みに対して、その背景を理解し、寄り添い、共に考えていく相談支援ができるよう、相談員を対象とする各種研修やケース検討会議等を充実させていく。
135			健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについての電話相談において対応。	相談件数も少なく、性的マイノリティに特化していないため、傾聴を基本とする一般的な対応となる。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
136			教育局	総合教育センター	教育相談事業	電話、来所、Eメールによる相談への対応	・学校や家庭における子どもの様々な悩みや問合せについて、電話相談は5,891件、来所相談は3,577件、Eメール相談は262件に対応。	生活、不登校、いじめなど様々な相談に、電話、来所、Eメール等により対応した。引き続き、相談者のニーズに応えられるよう相談を実施する。
137	再掲	190 216	教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催（人権教育担当者等26名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施）	順調に進捗している。
138	再掲	191	教育局	行政課	人権教育研修講座の実施	人権問題に対する正しい理解を深めるために人権教育担当者等に研修を実施する。	・県市町村人権教育担当者研修会（人権教育担当者等31名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全4回の実施）	・順調に進捗している。

施策の基本方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援

①女性の健康に対する支援

139			健康医療局	医療課	周産期救急医療システムの充実	ハイリスクの妊婦から新生児までに対応する高度な救急医療体制を確保するため、県内を6ブロックに分けて周産期救急医療システムを整備するとともに、システムに参加する受入病院の運営費に対して助成する。	・周産期救急医療システムの安定的な運用	・周産期救急医療システムの安定的な運用
140			健康医療局	健康増進課	生涯を通じた女性の健康相談等の充実	生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、思春期・更年期等の女性のライフステージに応じた健康に関する相談を実施するとともに、不妊・不育に関する相談体制を整備する。また、健康状態に応じた的確な自己管理を行うことができるよう健康教育を実施する。	・保健福祉事務所事業実績等健康教育 39回 延べ参加人数 4807人 思春期相談 46回 女性一般相談156件 専門相談23件 ・不妊・不育専門相談センター 27回開設 相談回数98回 相談者数112人 対面面接12回 オンライン面接38回 電話相談48回	思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康相談や健康教育について、身体的な問題のみならず、心の悩みも含めて安心して相談できる体制づくりや、コロナ禍においても、妊娠・出産に関する正しい知識の普及を着実に推進していくため、教育機関等と連携し取組を推進していく。 不妊・不育相談センターは、オンラインでの相談を増やしたところ、相談が増えているため今後もオンラインでの相談を継続し、相談しやすい体制作りをしていく。
141			健康医療局	健康増進課	妊娠・出産等に対する事業	・県ホームページにおける「妊娠SOSかながわ」の運営により、思いがけない妊娠に関する相談窓口等の情報提供を行う。 ・妊娠・出産の正しい知識の啓発のため、「丘の上のお医者さん」ホームページによる情報提供を行う。	・若年妊婦等支援等相談事業（妊娠SOSかながわ）の実施 電話相談（毎週月・水・金）：相談者実人数148件 延べ相談件数212件 LINE相談（毎週火・木・土）：相談者実人数588件 延べ件数633件 ・妊娠・出産の正しい知識に関する啓発の実施。 特設サイト「丘の上のお医者さん」による情報提供 特設Webサイト「丘の上のお医者さん」のアクセス数 990,053件 月平均アクセス数 99,005件	妊娠SOSかながわは、セーフティネットとしての役割があることから、相談件数そのものが事業評価につながるものではないが、支援が必要な対象へ情報が届くよう、引き続き相談窓口周知に力を入れる。令和2年度よりLINE相談を開始後、相談件数が増えおり相談内容を精査し今後の対応を検討していく。 また、産む・産まないに関わらず、経済問題が影響する事例が多く、また引き続き子育て支援や再発防止支援が必要となる事例も多いため、相談者の居住自治体等の関係団体との連携を強化する必要がある。
142			健康医療局	健康増進課	妊娠・出産に関する知識の普及啓発	妊娠・出産に関する知識の普及啓発と、それらを踏まえたトータルのライフプランの構築を支援するために、各保健福祉事務所において、高校、大学や企業などにおける講演会を開催する。	健康教育 39回 延べ参加人数 4807人	コロナ禍においても、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を着実に推進していくため、関係機関と連携しオンラインやオンデマンド配信等の手法を取り入れながら取組を推進していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
143			健康医療局	健康増進課	未病女子対策推進事業	若い世代を中心に、痩せすぎや、女性特有のがんの増加など、女性の健康課題に対する関心呼び起こすため、普及啓発イベントの開催やインターネット等による普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性の健康・未病サイト「未病女子navi」の運用等、普及啓発を実施 ・企業と連携し、「未病女子セミナー2023オンライン」をオンデマンド配信し、女性の健康課題について普及啓発。（令和5年3月1日から31日まで配信。累計再生数1,940回。） 	<p>【振り返り】 「未病女子navi」とそれに連動するSNS公式アカウントについて、情報の追加・拡充を図った結果、717,928件(2019年度から2021年度)のアクセスがあり、未病に関する情報を発信することで、女性が自らの健康課題に気づき、改善を実践する取り組みが進みました。</p> <p>【課題等とその対応の方向性等】 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対面以外での啓発方法の強化など、啓発の工夫を図る必要があります。</p>
144			健康医療局	がん・疾病対策課	がん(子宮頸・乳房)予防の推進	がんを早期発見するために、がん検診の受診促進などの普及啓発やがん検診従事者の研修を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診を普及啓発するリーフレットの作成・配布(50,000部) ・がん対策推進員制度の運用 ・がん検診企業研修(全15回) ・「ピンクリボンライトアップ2022inかながわ」の開催 ・普及啓発イベント「リレー・フォー・ライフ・ジャパン横浜2022」への参加 	<p>プラン期間中にあたっては、各普及啓発事業や研修会等を実施していたが、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ピンクリボンかながわの集合型イベント等が中止となるなど、イベントや研修会の中止・縮小が続いた。</p> <p>令和4年度は、徐々にコロナ以前の規模で事業を実施できるようになってきたところであるが、今後もコロナ禍でのがん検診の受け控えによる健康リスク等の影響が懸念されるため、引き続き受診啓発を積極的に進めていく。</p>
145	再掲	150	スポーツ局	スポーツ課	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。	比較的若い世代の女性のスポーツ実施率が低い傾向にあるため、R1年度にスポーツ庁の補助金を活用して普及啓発事業を実施した。引き続き、様々なライフステージに応じた普及啓発方法を検討していく。
146	再掲	151	健康医療局	健康増進課	未病対策普及啓発事業	健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組を促進するため、未病センターの設置促進やインターネット等による普及啓発等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ未病改善ナビサイト」の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 ・未病チェックシートの公開 ・未病センターの認証 累計86か所 	<p>【振り返り】 「未病センター」の設置や設置者による利用促進が進んだことで、2019年度から2021年度に「未病センター」の登録数が50か所増加、利用者は全センターで680,720人となり、県民が未病改善に取り組める環境を広げることができました。</p> <p>【課題等とその対応の方向性等】 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対面以外での啓発方法の強化など、啓発の工夫を図る必要がある。</p>
147	再掲	152	健康医療局	がん・疾病対策課	自殺対策事業	「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)4回開催(対面2回、書面2回)※計画改定年のため ・地域部会3回開催 ・自殺対策に係る庁内会議3回開催(対面1回、書面2回)※計画改定年のため 	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う自殺リスクの高まり、「かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。新型コロナウイルス感染症の影響、若者、女性の自殺者数が増えていることを鑑み、より一層自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深め、相談体制の整備と周知に努めた。</p> <p>令和4年度に「かながわ自殺対策計画」の改定を行った。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
148	再掲	153	健康医療局	精神保健福祉センター	自殺対策事業	自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策の理解を深めてもらうための普及啓発事業や自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺対策推進センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会など、関係機関、団体等と連携した自殺対策事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○こころといのちのサポート事業（自殺対策）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防に関する普及啓発（街頭キャンペーン）中止 ・自殺対策講演会9/3（土）オンラインで実施。67名参加 ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修 10/23（日）65名、10/30（日）40名。2回実施105名参加 ○かながわ自殺対策推進センター事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成研修 11,824名養成 ○多職種による包括相談会（電話）の実施 10/15（土）7名、3/11（土）8名 ○こころ・つなげよう電話相談事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・こころの電話相談（フリーダイヤル対応） 7,455件 ○うつ病セミナー 2/24（木）オンラインで実施。82名参加 	全市町村が自殺対策計画を策定した。県として広域的な推進と市町村の支援をする地域支援の事務量も増えたが、地域格差のないよう支援していくことが求められ、今後は改定に向けての支援が課題。
149	再掲	154	健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころの電話相談」は、神奈川県全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）9時から21時まで（受付20時45分まで）7,455件 ・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16時30分まで（祝日を除く）200件 	電話がつながりにくいことが課題であったため、令和4年度に時間帯の拡充を行った。
②男性の健康に対する支援								
150	145		スポーツ局	スポーツ課	スポーツ推進計画に基づくスポーツ推進の取組み	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。	比較的若い世代の女性のスポーツ実施率が低い傾向にあるため、R1年度にスポーツ庁の補助金を活用して普及啓発事業を実施した。引続き、様々なライフステージに応じた普及啓発方法を検討していく。
151	146		健康医療局	健康増進課	未病対策普及啓発事業	健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組を促進するため、未病センターの設置促進やインターネット等による普及啓発等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ未病改善ナビサイト」の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 ・未病チェックシートの公開 ・未病センターの認証 累計86か所 	<p>【振り返り】</p> <p>「未病センター」の設置や設置者による利用促進が進んだことで、2019年度から2021年度に「未病センター」の登録数が50か所増加、利用者は全センターで680,720人となり、県民が未病改善に取り組める環境を広げることができました。</p> <p>【課題等とその対応の方向性等】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対面以外での啓発方法の強化など、啓発の工夫を図る必要がある。</p>
152	147		健康医療局	がん・疾病対策課	自殺対策事業	「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議（政令市と共同開催/親会議）4回開催（対面2回、書面2回）※計画改定年のため地域部会3回開催 ・自殺対策に係る庁内会議3回開催（対面1回、書面2回）※計画改定年のため 	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う自殺リスクの高まり、「かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。新型コロナウイルス感染症の影響、若者、女性の自殺者数が増えていることを鑑み、より一層自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深め、相談体制の整備と周知に努めた。令和4年度に「かながわ自殺対策計画」の改定を行った。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)~2022(R4)年度の成果等
153	148		健康医療局	精神保健福祉センター	自殺対策事業	自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策の理解を深めてもらうための普及啓発事業や自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺対策推進センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会など、関係機関、団体等と連携した自殺対策事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 〇こころといのちのサポート事業(自殺対策)の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン)中止 ・自殺対策講演会9/3(土)オンラインで実施。67名参加 〇かかりつけ医うつ病対応力向上研修 10/23(日)65名、10/30(日)40名。2回実施105名参加 〇かながわ自殺対策推進センター事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成研修 11,824名養成 〇多職種による包括相談会(電話)の実施 10/15(土)7名、3/11(土)8名 〇こころ・つなげよう電話相談事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・こころの電話相談(フリーダイヤル対応) 7,455件 〇うつ病セミナー 2/24(木)オンラインで実施。82名参加 	全市町村が自殺対策計画を策定した。県として広域的な推進と市町村の支援をする地域支援の事務量も増えたが、地域格差のないよう支援していくことが求められ、今後は改定に向けての支援が課題。
154	149		健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころの電話相談」は、神奈川県全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)9時から21時まで(受付20時45分まで)7,455件 ・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16時30分まで(祝日を除く)200件 	電話がつながりにくいことが課題であったため、令和4年度に時間帯の拡充を行った。
③エイズ・性感染症等に対する支援								
155			健康医療局	医療危機対策本部室	エイズ対策促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染予防を推進するため、かながわレッドリボン運動、青少年エイズ・性感染症の予防講演会、啓発イベントなどを実施し、県民のエイズ(性感染症を含む)に関する正しい理解と行動への普及啓発を図る。 ・HIV感染者・エイズ患者の歯科診療推進のため、医療機関の紹介や研修を行い、県内のHIV歯科診療体制の充実を図る。 ・HIV感染者・エイズ患者の診療推進のため、研修を行い、医療従事者の意識啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわレッドリボン運動:検査普及週間と世界エイズデーにあわせ強化月間を設定し、保健福祉事務所で臨時検査及びイベント実施をとおして推進を図った。 ・青少年エイズ・性感染症の予防講演会:中学・高校にて開催し予防啓発を図った。 ・地域エイズ予防啓発事業:各保健福祉事務所・センターを中心として、地域に根差した予防啓発を図った。 ・エイズ歯科診療推進事業:医療体制の構築及び歯科診療紹介制度の推進を図った。(神奈川県歯科医師会委託) ・エイズ治療症例研究会開催事業:医療従事者向け研修を実施し、診療体制の充実を図った。(神奈川県歯科医師会委託) 	新型コロナウイルスの感染拡大により、講演会や研修会が一部中止となっており、予防啓発の機会が減少していることが課題として挙げられる。今後の対応の方向性については、マスクの着用及び手指消毒、体調確認、換気など感染予防策を適切に行った上で実施する他、オンライン形式での開催を検討する。
156			健康医療局	医療危機対策本部室	HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業	HIV感染の予防及び早期発見や、感染者及びその家族の社会的・精神的問題を軽減するため、即日検査事業やカウンセリングを実施し、HIV・検査相談体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・HIV保健センター設置数:1ヶ所(医療危機対策本部室)要請に応じてカウンセラーを派遣 ・HIV検査を6ヶ所で実施(保健福祉事務所・センター5ヶ所とHIV即日検査センター1ヶ所) 	新型コロナウイルスの感染拡大により、HIV検査が一部中止となっており、検査の機会が減少していることが課題として挙げられる。今後の対応の方向性については、マスクの着用及び手指消毒、体調確認、換気など感染予防策を適切に行った上で実施する。
157			教育局	総合教育センター	性に関する指導・エイズ教育の推進	性に関する指導・エイズ教育について研修し、教育の指導力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・性に関する指導・エイズ教育に関する研修講座(全1回、半日日程、オンライン(同期型))の実施(受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の総括教諭、教諭、養護教諭)140名受講 	・研修内容や実施時期について検討する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
④「人生100歳時代」に向けた取組み								
158			政策局	いのち・未来戦略本部室	「人生100歳時代の設計図」推進事業	人生100歳時代において、子どもから大人まで生き生きと充実した人生を送ることができるよう、県が市町村、大学、民間企業、NPO等と連携し、「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを行う。	<p>○かながわ人生100歳時代ネットワークの運営</p> <p>【定例意見交換会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「この指とまれプロジェクト」の提案やネットワークメンバー同士の交流の場として「定例意見交換会」をオンラインで開催した。(12回) ・意見交換テーマ数:55(高齢者のデジタルデバインド問題等) ・参加者数:延べ459人 <p>【この指とまれプロジェクトの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流拠点の活用や高齢者の社会参加を促す取組など、計16件の提案があった。 <p>【ネットワークメンバーの拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度(155団体)※23団体追加 <p>○【神奈川県×Peatix特設ページ「好きかも！を見つけよう※」での情報発信】</p> <p><内容></p> <p>(1)人生100歳時代の生き方の参考となる著名人インタビュー</p> <p>(2)イベント・コミュニティへの参加で意識や行動が変わった人の「ストーリー」</p> <p>(3)県内のおすすめイベント・コミュニティ</p> <p>※年間ページビュー数:34,089</p> <p>※「かながわ人生100歳時代ポータル」は2019年度で休止。2020年度以降は、PeatixJapan(株)(2019年8月21日に県と協定締結)が運営するイベント・コミュニティ運営サービス「Peatix」の中に開設された特設ページ「好きかも！を見つけよう」にコンテンツを移管。</p>	<p>(成果)</p> <p>○ ネットワークの参加機関数が25団体(2017年度)から155団体(2022年度)まで拡大するとともに、メンバーによる自発的なプロジェクト「この指とまれプロジェクト」が順調に進捗している。</p> <p>○ また、コロナ禍でも「定例意見交換会」をオンラインでの実施に切り替えることで、ネットワークメンバー同士のコミュニケーション機会をつくり、メンバー同士の連携を促した。</p> <p>○ さらに、生涯学習などの「学びの場」の情報と、各種ボランティアなどの「活動の場」の情報を総合的に提供するために開設したポータルサイトについては、2020年度以降、イベント・コミュニティ運営サービス「Peatix」内に開設した特設ページに機能を移管し、より効果的かつ持続可能な発信につなげることができた。</p> <p>(今後に向けて)</p> <p>○ 参加団体や地域が抱える課題やニーズを的確に把握するとともに、団体間の連携をより一層促進させるため、コミュニケーションの場を定期的に設けていく必要がある。</p> <p>○ また、「この指とまれプロジェクト」については、2023年度以降もより多くの様々なプロジェクトがネットワークの中から生み出され、広く展開し、地域課題の解決につなげていく必要がある。併せて、そこで得た成果をネットワークメンバーはもとより、メディア等とも連携しながら効果的に発信する必要がある。</p> <p>○ こうした、具体的な取組→地域課題の解決→PRを行うことで、ネットワークの価値向上に寄与し、結果として参画メンバーの拡大にもつながると考える。</p>
159	223		政策局	かながわ県民活動サポートセンター	かながわボランティア活動推進事業	「かながわボランティア活動推進基金21」を活用した事業による支援を通して、公益を目的とした事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を推進する。	<p>【令和4年度対象事業ベース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働事業負担金事業の実施 →採択11件(応募21件) ・ボランティア活動補助金事業の実施 →採択6件(応募18件) ・ボランティア活動奨励賞事業の実施 →表彰5件(推薦13件) ・ボランティア団体成長支援事業の実施 →選考1件(提案2件) 	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に伴い、対面相談や伴走支援を実施している団体は、オンライン形式に変更し実施するなど、円滑な事業実施に向けて取り組んだ。今後、各団体が対面とオンラインを同時に行うハイブリット方式を採用したり、YouTubeによる活動内容の公開など、さらに強化する必要がある。</p>
160	224		政策局	かながわ県民活動サポートセンター	コミュニティ・カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取組みを行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・主催講座 23講座実施 ・連携講座 10講座実施 ・特別講座 1講座実施 	<p><延べ受講者数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度 1,331名 ・2019年度 1,445名 ・2020年度 797名 ・2021年度 932名 ・2022年度 1,003名 <p>令和2年度(2020年度)より、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた上で、講座を実施した。今後も引き続き、オンライン講座の実施など、より県民のニーズに応じた講座編成を行っていく必要がある。</p>

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
161			産業労働局	産業振興課	シニア起業家支援事業	人生100歳時代を見据えて、シニア層による起業を積極的に生み出していくため、シニアを対象としたビジネスコンテスト等を開催する。	令和2年度からは事業未実施。シニア層からの起業に関する相談があった際は、神奈川県産業振興センターや各地の産業振興財団の窓口を案内した。また県が実行委員として参画している、神奈川県産業振興センター主催の「かながわビジネスオーデション」にて、シニアからの応募も受け付けている。	平成30年度から令和元年度において、シニア起業家向けのセミナーやビジネスグランプリを実施。これらの事業への参加をきっかけに起業し、売上が1,000万円を超える企業を創出できていることから、シニア層の起業支援という観点からは一定の成果があった。一方で、起業した全ての企業が1～2名で事業を実施しているため、雇用の創出に繋がっているとは言い難い。今後はシニアに特化した事業は実施しないものの、起業のステージに合わせた支援事業を引き続き実施する。
162			教育局	高校教育課	ハイスクール人材バンク事業	学校の教育力の向上を図り、生徒一人ひとりに目の行き届いた教育支援を推進するため、専門的・実践的な知識を有する民間企業経験者や豊富な社会経験を有する地域人材などを活用する。	県立高校36校で「かながわハイスクール人材バンク」を活用し、学習支援員やスクールキャリアカウンセラーによる、学習支援や進路支援を行い、きめ細かな指導を実現するとともに、教員の業務負担の軽減を図った。	かながわハイスクール人材バンクを更に活用するため、引き続き、学校のニーズと登録者の適切なマッチングが課題である。また、国庫補助金を活用した事業であるため、申請通りに補助がなされない場合、十分な配置ができないことも課題である。今後、学校のニーズと登録者のマッチングを工夫していくとともに、国の動向を見据えながら、十分な財政措置を講じるよう国へ要望していく。
163			教育局	生涯学習課	県立社会教育施設の取組み	多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、金沢文庫や生命の星・地球博物館などの県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座を実施するなど、生涯学習を推進する。	県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座等を実施した。なお実施の可否は、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて判断し、実施する場合は感染防止対策に万全を期した上で実施した。	・各施設の機能や特色を生かし実施した社会教育施設公開講座については、受講者アンケートを取った結果、5年間を通して9割以上が「満足」又は「やや満足」と回答しており、高い評価を得た。
164			教育局	県立図書館	「人生100歳時代」を支える県立図書館事業	「人生100歳時代の設計図」における「学び直し」の視点から県立図書館の強みを生かした施策展開をする。	県立図書館新本館の開館に合わせて、学びを深める仕掛けとして、新規事業「Lib活 after5ゼミ」を開始した。また、「学び直し」にかかる資料は、「自分に相応しいテーマを見つける」ための資料として、各分野の課題や最新状況が判るような入門書、平易な論文集などを収集した。	・講座「大人の社会科」事業を引き継ぐ形で、令和4年度より、新規事業「Lib活」講座を展開した。 ・「学び直し」にかかる資料は、当館が従来収集してきた専門資料への橋渡しのものでもあるため、今後とも収集・整備していく。
165	再掲	2039178	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア（生涯にわたる生き方）を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校生向けに啓発冊子をデータにて配布 ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣（派遣回数：2大学2回） ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施（実施回数：1高校1回） ・中学におけるライフキャリア出前講座の実施（実施回数：4中学校4回）	コロナ禍で感染状況を鑑み、外部講師派遣、出前講座が実施できない状態が続いたが、R4年度は外部講師派遣、出前講座を共に実施することができた。特に、中学向けの出前講座は試行以外での初めての実施であり、実施校には教師、生徒共に一定の評価を得られた。引き続き、外部講師派遣、出前講座を実施を促していく。
166	再掲	5163110	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング（総合相談）（延べ利用者数7,043人） ・専門相談（創業、年金税金など）（相談件数：106件） ・再就職支援セミナー（36回実施、受講者延べ1,117人） ・適性診断 ・地域出張相談 など シルバー人材センターの育成指導	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施し、総合相談件数は過去最高を記録した。令和5年度も、引き続き中高年の就業を支援する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
重点目標4 男女共同参画社会実現に向けた意識改革と基盤整備								
施策の基本方向1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革								
①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成								
167			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	メディアにおける男女共同参画社会実現のための施策の推進	メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は極めて大きいため、男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの側の人権に関する正しい理解と社会への影響力の認識、それに基づく適切な対応が不可欠であることを鑑み、国に対して提案を行う。	メディアに対し、男女共同参画に関する理解や自主的取組みを促すなど、働きかけを強化することについて、国へ提案を行っていたが、メディアへも男女共同参画が一定程度普及していると考えられるため、国への提案は行わなかった。	
168	222		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画施策推進者研修・会議	かながわ男女共同参画センターの事業及び各市町村の事業について情報等を共有するとともに、男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施し、効果的な事業展開を図るとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携強化を図る。	男女共同参画施策推進者研修実施（研修1回/42名）	・コロナ禍においてもオンラインを活用して研修を実施することで、市町村と男女共同参画に関する情報共有及び相互の連携を強化することができた（令和2年度はコロナのため実施せず）。 ・令和4年度は研修テーマを防災関連としたことから、各市町村の男女共同参画担当部署の職員だけでなく、防災担当部署の職員も研修に参加し、防災分野における男女共同参画の重要性について周知できた。 ・今後もオンラインを活用しながら、研修等を実施する。
169			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画フォーラム	男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題について、男女共同参画社会の実現を推進するため、講演会等を実施する。	令和4年度、事業計画なし。	コロナの影響等により、事業を中止したが、市町村連携事業等を通して、男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題についても啓発が可能であることから、本事業は市町村連携事業と統合する。
170	177		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	市町村や学校等において、男女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることのできる研修用教材を提供する。	男女共同参画について一般向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。	・希望に応じて研修用教材を提供することで、あらゆる組織での男女共同参画の取組を推進した。 ・令和4年度は内容の見直しを行い、「アンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」を作成し、日常における様々なアンコンシャス・バイアスの事例を取り入れることで、より広い範囲で活用できるよう教材を更新した。 ・引き続き希望に応じた研修用教材を提供する。
171	再掲	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	・全体会議の開催（1回/21名） ・啓発講座等の実施（4回/844名） ・かながわ女性の活躍応援団員企業等担当者交流会（1回/25名） ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,000部） ・女性の活躍応援サポーター登録の推進（59名（令和5年3月31日時点）） ・応援サポーター企業 セミナー＆交流会（1回/17名）	・コロナの影響等により、事業の中止・縮小があったが、オンラインツール等の活用により、交流会や全体会議、啓発講座等を開催し、県内企業等の女性活躍推進を継続的に後押ししてきた。また、冊子の作成等を通して、コロナ禍における応援団企業等の先進的な取組を県内企業等に向けて発信した。 ・近年のジェンダー平等への意識の高まりや多様な性の考え方を考慮し、女性活躍推進のみならず、ダイバーシティ推進に関する取組についても検討する必要がある。
172	再掲	217	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	地域における男女共同参画活動の促進	地域における男女共同参画社会の実現に向けて市町村やNPO等と連携して、地域の実情に応じた講演会や講座等の啓発事業を実施する。	男女共同参画推進市町村連携事業の実施（19回/675人、動画視聴回数310回）	・コロナ禍においても必要に応じて、オンライン等を活用することにより、男女共同参画社会の実現に向けて、市町村やNPO等と連携して地域の実情に応じた講演会や講座等の啓発事業を実施できた。 ・引き続き今日的課題解決の手がかりとなる視点も含め、地域の実情に応じた講演会等の啓発事業を実施する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)～2022(R4)年度の成果等
②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供								
173			福祉子どもみらい局	共生推進本部	男女共同参画に配慮した行政刊行物の作成	行政自らが行う広報や県民に提供する刊行物等について、人権や男女共同参画の観点から適切な表現をするように配慮する。	男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談を実施した。 相談件数:2件	LGBTQへの理解の広がりをはじめ社会の多様化が進んでいる一方、男女の固定的な性別役割分担意識の考え方はまだ根強い。引き続き、男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談を実施するとともに、多様化に合わせた表現等にも配慮する必要がある。
174			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する行政資料等の提供	男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民の利用に供する。	・男女共同参画などに関する行政資料等の収集、整理を行い、情報提供や貸出を実施 ・インターネットを活用し蔵書検索や資料・交流コーナー情報を提供 ・講座、セミナー等開催時に関連した図書を紹介	・コロナによる休館もあったが、男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理を行い、資料・交流コーナーの運営を通して、男女共同参画に関する情報提供を行った。 ・引き続きより多くの県民の利用に供することができるよう、ホームページ等により所蔵している図書等の周知を行う。
175			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」の発信	男女共同参画についての情報と、かながわ男女共同参画センターの事業等を掲載した広報誌「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信する。	かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」を作成し、ホームページ上で発信(3回)	・男女共同参画についての情報と、かながわ男女共同参画センターの事業等を掲載した広報誌「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信した。 ・引き続き必要な情報を定期的に発信する。
176			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する調査研究・情報発信	男女共同参画の推進を図るため、当センターや関係部局、市町村等の施策や事業に必要なデータの提供や、男女共同参画社会を推進するための課題解決に向けた調査研究・情報発信を行う。	・「かながわジェンダーダイバーシティ・データベース」の更新・公表 ・職場のためのパパの育休ガイドを作成し、ホームページ掲載により情報提供を実施	・県内女子中高生の理工系志望を促進・支援する出前講座の効果調査、男性の育休取得啓発冊子作成、女性の就業継続・キャリアアップの取組みに関する日本と欧州諸国の比較など、課題解決や施策・事業に活かせる調査研究を実施した。 ・引き続き優先度の高い今日的テーマに関する調査研究を行う。
177	再掲	170	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	市町村や学校等において、男女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることのできる研修用教材を提供する。	男女共同参画について一般向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。	・希望に応じて研修用教材を提供することで、あらゆる組織での男女共同参画の取組を推進した。 ・令和4年度は内容の見直しを行い、「アンコンシヤス・バイアス～男女共同参画の視点から～」を作成し、日常における様々なアンコンシヤス・バイアスの事例を取り入れることで、より広い範囲で活用できるよう教材を更新した。 ・引き続き希望に応じた研修用教材を提供する。
施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発								
①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成								
178	2039165		福祉子どもみらい局	共生推進本部	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校生向けに啓発冊子をデータにて配布 ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣(派遣回数:2大学2回) ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:1高校1回) ・中学におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:4中学校4回)	コロナ禍で感染状況を鑑み、外部講師派遣、出前講座が実施できない状態が続いたが、R4年度は外部講師派遣、出前講座を共に実施することができた。特に、中学向けの出前講座は試行以外での初めての実施であり、実施校には教師、生徒共に一定の評価を得られた。 引き続き、外部講師派遣、出前講座し、ライフキャリア教育の支援を行う。
179	21		福祉子どもみらい局	共生推進本部	男女共同参画教育の推進	子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校に配布する。	男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布した((29,930部作成、394校に配布)。	・男女共同参画教育参考資料を横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校(5年生を対象)に配布してきたが、2019年度末配布時より、アンケートを実施。アンケートでは(概ね好意的な)評価をいただいているが、改善点の意見もあり、反映可能なものから対応していく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
180			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	メディアリテラシー講座の開催	人権の尊重や固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るための講座を実施する。	メディアリテラシー講座（中高生向け）の実施（8回/905名）	・人権の尊重や固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るための講座を実施した。 ・例年、アンケート結果も良好であるため、引き続き、参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
181			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	若年層向け普及啓発事業	今後の働き方を考えてもらう機会とするため、「かながわ女性の活躍応援団」と連携して啓発講座等を実施する。	・進路説明会等を活用した出前講座の実施（2回/715名）	・講座の実施により、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供することができた。 ・例年、アンケート結果も良好であるため、引き続き、参加者アンケートの意見を活かした事業を展開する。
182			福祉子どもみらい局	青少年課	青少年有害情報閲覧防止等対策の促進	青少年がインターネット上の有害情報を閲覧すること等を防ぐため、青少年に利用させるスマートフォン等インターネット利用端末にフィルタリングを設定する等の措置を設けるよう、事業者への指導や保護者への周知啓発を実施する。	①立入調査等の実施 青少年保護育成条例に基づくインターネットカフェ等への立入調査・指導等の実施 ②広報啓発 条例周知用リーフレット作成・配布 ・小学1年生向けちらし 114,000部 ・中学1年生向けちらし 97,500部 ・同リーフレット 103,700部	スマートフォン利用の若年層化が進む中、終わりの無い啓発であり、引き続き、新たにスマートフォンに接する小学生、使用率が高くなる中学生を対象とした啓発を行った。
183			教育局	高校教育課	キャリア教育の推進[生徒向け]	生徒の望ましい勤労観・職業観を育てるとともに、生徒一人ひとりが、固定的な性別役割にとらわれず、個性と適性に応じて進路を選択できるよう、各校ごとのキャリア教育実践プログラムや就業体験などの体験活動の充実を進めるとともに、かながわキャリア教育体験発表会の開催などの取組を通じて、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。	・全県立高校におけるキャリア教育の推進 ・「県立高等学校等進路指導説明会」の開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、説明会や就業体験活動を実施。	今後も事業を継続し、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえたキャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。
184			教育局	生涯学習課	家庭教育の重要性への理解を深めるための支援	子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う「家庭」の教育力の充実のための学習資料を発行し、男女平等意識などについても中学生の保護者等に対し必要な情報提供・啓発を行う。	家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成と配付 ・内容 思春期の特徴、子どもと保護者の関係、保護者の役割等 ・配付対象 中学新入生の保護者（政令市を除く） ・発行部数 41,500部	「家庭教育ハンドブックすこやか」を配付し、アンケートを行ったところ、家庭教育の推進に役に立つと思うとの回答が約9割（2018年度～2022年度）であり、保護者の役に立てることができた。 子育てに関し悩みや不安を抱える保護者の方に向けて情報提供による支援をする必要があるため、今後もハンドブックの作成、配付を継続し、普及啓発を図っていく。
185			選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙啓発事業	各種選挙が公正かつ適正に行われるように、選挙人、特に若年層の政治意識を高めるために行う。	・児童・生徒を対象としたポスターコンクールの実施。2,123点の応募があった。 ・県ホームページ内「18歳選挙権特設ページ」による啓発を行った。	引き続き実施
186	再掲	54	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	「職場における男女共同参画」研修用教材の提供	市町村職員等が職場における男女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることのできる研修用教材を提供する。	「職場における男女共同参画」及び「職場におけるアンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」の研修用教材を、それぞれ希望に応じて提供	・希望に応じて研修用教材を提供することで、各組織での男女共同参画の取組を推進した。 ・令和4年度に「職場におけるアンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」については事例を追加し、職場だけでなくあらゆる組織で活用できるよう教材を更新した。 ・引き続き希望に応じた研修用教材を提供する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
②学校現場における基盤整備								
187			教育局	①行政課 ②総合教育センター	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組む。	県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組む。	① ・教職員向け啓発資料を全県立学校へ配付 ・教育実習生向け啓発用チラシを全県立学校へ配付 ・県立学校掲示用の啓発ポスターを全県立学校へ配付 ・県立高等学校（全日制・定時制・通信制）、県立中等教育学校（後期課程）、県立特別支援学校（高等部）のすべての生徒（約118,400人）を対象に、アンケートを実施。 ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援 ・外部講師への報償費の負担、講師の派遣 ② ・県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口による相談を実施。Eメール相談は22件、電話相談は22件、合計44件に対応。 ・児童・生徒向け啓発資料の配付	① 順調に進捗している。 ② 被害者の救済を最優先に考え、被害者を含む当事者にとって、適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持ち相談に応じた。被害を深刻化させたり拡大させたりしないように、正確な情報収集と迅速かつ適切な対応を心掛けた。相談内容をまとめ、関係課と情報共有することで、再発防止につなげた。引き続き、相談の内容を予防や再発防止に繋げられる手立てを模索していく。 ・総合教育センターより県立学校・教育事務所・市町村教育委員会・相談窓口掲載機関・教育機関に送付
188			教育局	行政課	人権教育の推進	人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校・地域等において、より充実した人権教育が推進できるよう人権教育の指導者を養成することを目的とした人権教育指導者養成研修講座を実施し、その中に「女性の人権について」というテーマを設ける。また、県立学校人権教育校内研修会に対し、講師の派遣などの支援を行う。	・人権教育指導者養成研修講座（人権教育担当者等26名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施） ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援 外部講師への報償費の負担、講師の派遣 ・人権教育ハンドブックをホームページに掲載し研修会等で活用。県立学校掲示用の啓発ポスターを配付。高校生向け人権学習ワークシート集の配付。	・順調に進捗している。
189			教育局	行政課	男女共同参画推進教育の充実	教職員の意識啓発と男女共同参画教育を実践する上での課題解決を図るため、男女共同参画教育についての研修を行う。	・人権教育指導者養成研修講座（人権教育担当者等26名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施） ・県市町村人権教育担当者研修会（人権教育担当者等31名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全4回の実施）	・順調に進捗している。
190	137 216		教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催（人権教育担当者等26名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施）	順調に進捗している。
191	138		教育局	行政課	人権教育研修講座の実施	人権問題に対する正しい理解を深めるために人権教育担当者等に研修を実施する。	・県市町村人権教育担当者研修会（人権教育担当者等31名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全4回の実施）	・順調に進捗している。
192			教育局	高校教育課	性差によらない名簿の導入の推進	学校での活動全般にわたり、男女平等・人権尊重の基盤に立った人間形成を図るため、性差によらない名簿の導入を進める。	全ての学校で「性差によらない名簿」を導入	既に実現済みであるため廃止（行政課と調整済みです）

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022(R4)年度事業実績	2018(H30)～2022(R4)年度の成果等
193			教育局	総合教育センター	男女平等教育研修の充実	男女平等教育についての意識の啓発を図り、学校においてその推進に役立てるため、男女平等教育に係る研修講座を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「初任者研修講座」講義「人権教育」をオンライン(オンデマンド型)にて実施(受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭) 946名受講 ・「中堅教諭等資質向上研修講座」講義「人権教育」をオンライン(オンデマンド型)にて実施(受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、自立活動教諭、栄養教諭) 930名受講 ・「新任教頭研修講座(県立学校)」講義「人権教育の推進」(全1回50分程度)の実施 61名受講 ・「新任指導主事研修講座」講義「人権教育の推進」(全1回1時間50分程度)の実施 99名受講 	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修の弾力化等を踏まえ、講座の形態や実施時期、受講する年次等について検討する。 ・研修内容や実施時期について検討する。
194			教育局	総合教育センター	教育相談の実施	学校・家庭・地域における、いじめや不登校、子育てに伴う保護者の悩みや教育上の課題について、助言や情報の提供、カウンセリング、コンサルテーション、医療相談等を通して、教育的・心理的な支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・発達等に関する教育相談を電話、来所、Eメール、学校訪問等で受け、計10,208件に対応。 ・コンサルテーションとして、学校訪問を32校で実施。 ・教職員等が精神科医に相談する医療相談を27件実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても、相談者のニーズに応え、安心・安全を第一に相談を実施した。感染予防を徹底しながら、学校や家庭における子どもの様々な悩みや困りごとへ丁寧に対応した。また、学校訪問相談等を通して、子どもを支える学校や教職員の相談に対応した。 引き続き、相談者のニーズに応えられるよう相談を実施する。
195			教育局	総合教育センター	キャリア教育の推進 [教員向け]	県立学校及び中等教育学校において、固定的な性別役割にとらわれることなく、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育てるキャリア教育プログラムの充実を図るため、キャリア・シチズンシップ教育に係る教員研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「キャリア・シチズンシップ教育研修講座」(全1回、半日日程)をオンライン(オンデマンド)型にて実施(受講対象者 高・中等教育の総括教諭または教諭、各課程1人) 160名受講 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容や実施時期について検討する。
施策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備								
①育児等の基盤整備								
196			福祉子どもみらい局	共生推進本部	講座・フォーラム等における託児室の設置促進	子育て期の親が、育児を心配することなく講座・フォーラム等に参加できるよう、託児の設置を促進するため、「県が実施する事業における託児に関する方針」の周知を行うとともに、実施状況等について把握・周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「県が実施する事業(講座、フォーラム等)における託児に関する方針」の周知を行った。 ・託児室設置状況調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
197			福祉子どもみらい局	次世代育成課	保育所等の整備促進	待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援する。	待機児童の削減のため、引き続き保育環境の整備を推進していく市町村を支援	保育所等利用待機児童数は減少しているものの、解消にはいたっていないため、事業を継続する。
198	79		福祉子どもみらい局	次世代育成課	県条例による企業の子育て支援の促進	県条例に基づき、子育て支援の取組を進める企業の認証制度に取り組む。	従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図った。(R4年度認証件数…6件)	仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図るため、引き続き事業を継続する。
199			福祉子どもみらい局	次世代育成課	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、保育所が行う延長保育、病児保育などの保育サービスの拡充を図る。	保護者等の就労の有無にかかわらず、すべての子育てで家庭や子どもに対する子育て支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村が地域のニーズに合った事業を円滑に行うことができるよう、市町村に対して支援を行った。	保育ニーズの多様化に対応するため、事業を継続する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
200			福祉子どもみらい局	次世代育成課	放課後児童対策の充実	保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童等に放課後の居場所を提供する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施推進する経費を市町村に対して助成する。	放課後児童クラブを設置・運営している市町村に対し、放課後児童クラブの運営費助成を行った。	放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、今後も需要の増加が見込まれることから、引き続き事業を継続する。
201			福祉子どもみらい局	次世代育成課	保育士をはじめとした子育て支援人材の確保育成	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回目の保育士試験として、国家戦略特区を活用した県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士確保を図る。 ・一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、虐待、乳児保育など各分野のスペシャリスト(保育エキスパート)等を養成し、保育の質の公表と就業継続の支援を図る。 ・子育て支援分野の各事業に従事する子育て支援員や放課後児童クラブに配置が必要な放課後児童支援員等の資格を付与する研修を実施する。 	<p>全国共通の試験(年2回)に加えて、年3回目となる県独自の地域限定保育士試験を実施し、2,781人の受験者、371人の最終合格者があった。</p> <p>保育エキスパート等研修を、8分野計60講座、定員6000人規模で実施した。</p> <p>保育エキスパート等研修を実施するにあたっての、保育士が研修に出席する際の代替保育士の雇用経費を補助した。</p> <p>保育士・保育所支援センターにより、計6回の就職相談会や就職支援セミナーを開催し、無料職業紹介事業も含めた採用実績は、計60名であった。</p> <p>子育て支援員研修を、4期、計23コース研修を開催、1,304人が受講した。</p> <p>放課後児童支援員認定資格研修を5地域において年14回開催し、1,241人の修了認定を行った。</p>	地域限定保育士試験や子育て支援員研修等の実施により人材確保に努めているが、今後もニーズの増加が見込まれるため、引き続き保育士等の子育て支援人材の確保が必要であり、併せて保育の質の向上を図るため、事業を継続する。
202			福祉子どもみらい局	次世代育成課	待機児童対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業の卒園時の受け皿を確保するとともに保育の質の向上を図るため、保育所・認定こども園に加え、新たに幼稚園を対象に、連携に要する経費の一部を補助する。 ・0歳児の保育所等への受入れを促進するため、年度途中に定員超過して受け入れるための保育士を年度当初から雇用する保育所等に対し、保育士の雇用経費を補助する。 ・待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備や認定こども園の整備等を支援する市町村に対して補助する。 ・認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修の実施や、睡眠中、食事中の重大事故が発生しやすい場所での巡回指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助は廃止 ・低年齢児受入対策緊急支援事業費補助事業の実施により、待機児童の多くを占める0歳児の待機児童解消を図った。 ・賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借料の実勢価格と公定価格の額が乖離している地域について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資した。 ・引き続き保育所の緊急整備等を支援する市町村に対して補助することで、保育の受け皿確保を図った。 ・死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援を行った。 <p>研修参加人数61名。 巡回実施施設数267施設(目標達成率99.6%)</p>	保育所等利用待機児童数は減少しているものの、解消にはいたっておらず、また保育の質のさらなる向上を図るため、事業を継続する。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
203			福祉子どもみらい局	次世代育成課	幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等	・市町村が実施する保育所・幼稚園・認定こども園への給付費の一部を負担する。 ・病気や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等の付設スペースで預かるための施設整備や事業に取り組む市町村に対して補助する。 ・保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に放課後の居場所を提供するため、放課後児童クラブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助する。	・子ども子育て支援法に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するよう支援した。 ・病児保育事業を行うために必要な施設整備等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図った。 ・放課後児童クラブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助を行った。	幼児期の教育・保育の提供体制の維持のため、事業を継続する。
204			健康医療局	医療課	院内保育の推進	看護職員等の子育てを支援することにより、看護職員等の就業の継続や再就職の促進を図るため、院内保育事業運営費のうち、保育士等の給与費の一部を補助する。	・補助対象：日赤、厚生連、共済組合、学校法人、医療法人等 ・補助件数：116施設	早朝・夜間の勤務が生じる医療従事者が、子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備を支援するため、引き続き補助を継続していく必要がある。
205			産業労働局	雇用労政課	家事支援外国人受入事業	女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応等の観点から、国家戦略特別区域制度を活用して、外国人家事支援人材の試行的受入れを行う。	「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行った。	・特定機関における外国人家事支援人材の受入人数の増加や家事支援サービスの利用回数の増加等の事業実績を上げてきた中で、「第三者管理協議会」は監査等によって、事業の適正かつ確実な実施体制を確保してきた。 ・今後も継続して、「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行っていく。
206			福祉子どもみらい局	私学振興課	私立幼稚園等の地域開放事業の促進	地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う私立幼稚園等に対し補助する。	地域開放を実施する私立幼稚園等に対して補助した。	地域の方々に対する子育て支援の一層の充実が図られた。
207			福祉子どもみらい局	私学振興課	私立幼稚園等の預かり保育の促進	保護者の保育ニーズに応えるため、預かり保育を実施する私立幼稚園等に対し補助することにより、保護者及び私立幼稚園等の経費負担の軽減を図る。	預かり保育を実施する私立幼稚園等に対して補助した。	多様な保育ニーズに対応することで子育て支援の向上が図られた。
②介護の基盤整備								
208			福祉子どもみらい局	地域福祉課	介護支援専門員の業務の支援	介護保険制度運営の要である現任の介護支援専門員に対して継続的に研修を実施することにより、その資質の向上を図る。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践することのできる主任介護支援専門員を養成する。	・専門研修の実施 専門研修課程Ⅰ 7回／専門研修課程Ⅱ 17回 ・再研修の実施 2回 ・主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の実施 各2回	引き続き、各研修を毎年度実施し、受講希望者の受講機会を確保することで、介護支援専門員の資質の向上及び主任介護支援専門員の養成を図る。
209			福祉子どもみらい局	地域福祉課	訪問介護員の養成	介護員養成研修を行う民間事業者等の指定を行い、研修の受講機会を確保することにより、養成に努める。また、研修の指定にあたっては、一定の基準に基づく研修事業者の指定や指定事業者の指導を通じて、質の高い人材の養成を目指す。	・初任者研修事業者及び研修の指定 ・初任者研修の実施 505回 ・初任者研修修了者数 5,095名 ・生活援助従事者研修事業者及び研修の指定 ・生活援助従事者研修の実施 2回 ・生活援助従事者研修修了者数 13名	引き続き、一定の基準に基づく研修事業者の指定を行い、研修の受講機会を確保していくとともに、指定事業者の指導を通じた質の高い人材の養成に努める。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
210			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	老人福祉施設等の整備	人口の高齢化が急速に進行し、在宅での介護が困難な高齢者の増加が見込まれる中、老人福祉施設等を着実に整備するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の民間老人福祉施設等の整備に対し助成する。	・特別養護老人ホームの整備	補助を行うことにより施設整備を促進して、入所待機者の減少に資する。
211			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	高齢者虐待防止の取組みの推進	高齢者虐待の相談や事実確認、養護者の支援等の対応に関わる市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所の職員を対象に、より専門的かつ実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施する。	虐待防止関係職員研修の実施（年1回） ※オンライン開催	研修テーマについては、高齢者虐待防止部会における委員意見を参考とし、高齢者虐待に精通した、大学教授や弁護士、警察官などを講師に招いた。高齢者虐待の対応に必要な考え方や警察との連携など市町村職員の実務に役立つ研修を実施することができた。高齢者虐待は年々増加傾向にあり、また対応困難事例も多い現状から、引き続き当該事業について継続する。
212			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域包括支援センター職員に対する研修	地域包括支援センターに配置される職員を対象に、事業実施に必要な知識・技術を修得するための研修を実施する。	地域包括支援センター（初任者・現任者）研修の実施	コロナ禍でも動画配信やZoomでの実施を工夫し、地域共生社会の実現に向けたテーマ等地域包括支援センター職員に必要な知識・技術等の習得を図る内容の研修を毎年検討しながら実施することができた。引き続き地域包括支援センター職員に役立つ研修を実施していく。
213			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	認知症対策の推進	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実する。	「かながわ認知症コールセンター」による電話相談の実施 （相談件数887件、開設日数154日）	「かながわ認知症コールセンター」により、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐことにより、精神面も含め様々な支援をすることができた。引き続き、コールセンター事業を実施し、認知症の人や家族等からの相談を受け付けていく。
214			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	認知症高齢者地域対策事業	高齢者自身の認知症への不安や、家庭における介護負担を軽減するため保健福祉事務所では、認知症高齢者やその家族に対して、医師や保健師が専門性を活用した相談や訪問指導を行う。	・認知症疾患相談・訪問・支援事業の実施（定例相談回数50回 随時相談件数1032件・訪問件数延59件） ・専門職派遣事業の実施（25回）	高齢者の処遇困難事例への対応が課題となっているため、研究会や事例検討会等や、市町村が実施する初期集中支援チーム会議等へ専門職を派遣するなど、市町村を支援するとしていたが、コロナ禍になり研修会などは中止した。しかし認知症相談では、対面での相談件数は新型コロナの影響により減少したが、電話での随時相談件数は増加している。高齢者の増加、コロナによる外出自粛などの影響から認知症への不安が増加する中、高齢者や家族の不安等に対応できるよう、今後も継続していく。
215			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域支援事業交付金の交付	高齢社会の進展に対応して、要支援・要介護状態になることを予防・軽減等するため、地域支援事業として介護予防事業や家族介護支援、日常生活支援のための事業を推進するとともに地域における包括的・継続的マネジメント機能を強化していく。	市町村が地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）として実施する下記事業に対し、交付金を交付。 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他生活支援サービス ・一般介護予防事業 等	引き続き、要支援・要介護状態になることを遅らせ、軽減し、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援していく。
216	再掲	137 190	教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催（人権教育担当者等26名が参加し、男女共同参画社会実現に触れた1回を含む、全8回の実施）	順調に進捗している。

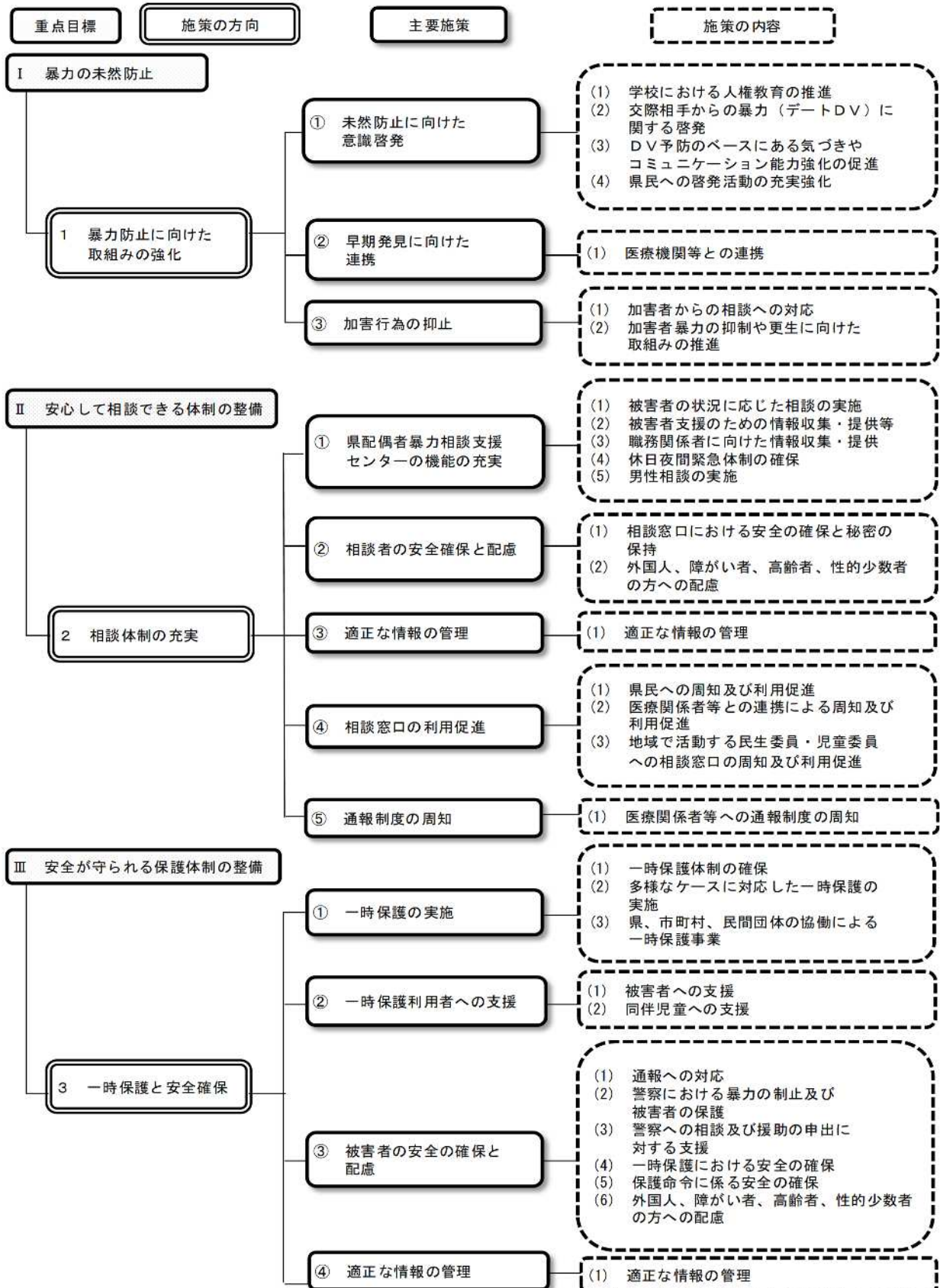
通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
重点目標5 推進体制の整備・強化								
施策の基本方向1 多様な主体との協働								
217	172		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	地域における啓発活動の促進	地域における男女共同参画社会の実現に向けて市町村やNPO等と連携して、地域の実情に応じた講演会や講座等の啓発事業を実施する。	男女共同参画推進市町村連携事業の実施（19回/675人、動画視聴回数310回）	・コロナ禍においても必要に応じて、オンライン等を活用することにより、男女共同参画社会の実現に向けて、市町村やNPO等と連携して地域の実情に応じた講演会や講座等の啓発事業を実施できた。 ・引き続き今日的課題解決の手がかりとなる視点も含め、地域の実情に応じた講演会等の啓発事業を実施する。
218	17		政策局	NPO協働推進課	NPO活動への支援や情報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催（法人設立事務説明会5回開催・34名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会3回開催・20名出席）	特になし
219	再掲	31	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言	県防災会議が災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。	随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。	引き続き、随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行う。
220	再掲	132	①福祉子どもみらい局 ③健康医療局 ④産業労働局	①共生推進本部室 ②青少年課 ③がん・疾病対策課 ④雇用労政課	NPO法人との協働事業の推進	NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。	①令和元年度で事業終了。 ②事業は令和元年度で終了。青少年センターで実施する指導員研修での講師依頼や、神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等の依頼で連携。 ③令和元年度末をもって事業を終了した。 ④令和2年度末をもって事業を終了した。	①基金終了後の令和2年度もLGBTの子供のための自立・就労支援事業の広報に係るチラシ配布等、引き続き普及啓発への協力を行った。 ②青少年センターで実施する指導員研修等において、必要に応じ、講師依頼をする。神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等をお願いしたい。 ③令和元年度に基金が終了した。基金終了後の令和2年度以降も、引き続き、普及啓発への協力を行う。
221	再掲	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	・全体会議の開催（1回/21名） ・啓発講座等の実施（4回/844名） ・かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会（1回/25名） ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,000部） ・女性の活躍応援サポーター登録の推進（59名（令和5年3月31日時点）） ・応援サポーター企業 セミナー＆交流会（1回/17名）	・コロナの影響等により、事業の中止・縮小があったが、オンラインツール等の活用により、交流会や全体会議、啓発講座等を開催し、県内企業等の女性活躍推進を継続的に後押ししてきた。また、冊子の作成等を通して、コロナ禍における応援団企業等の先進的な取組を県内企業等に向けて発信した。 ・近年のジェンダー平等への意識の高まりや多様な性の考え方を考慮し、女性活躍推進のみならず、ダイバーシティ推進に関する取組についても検討する必要がある。

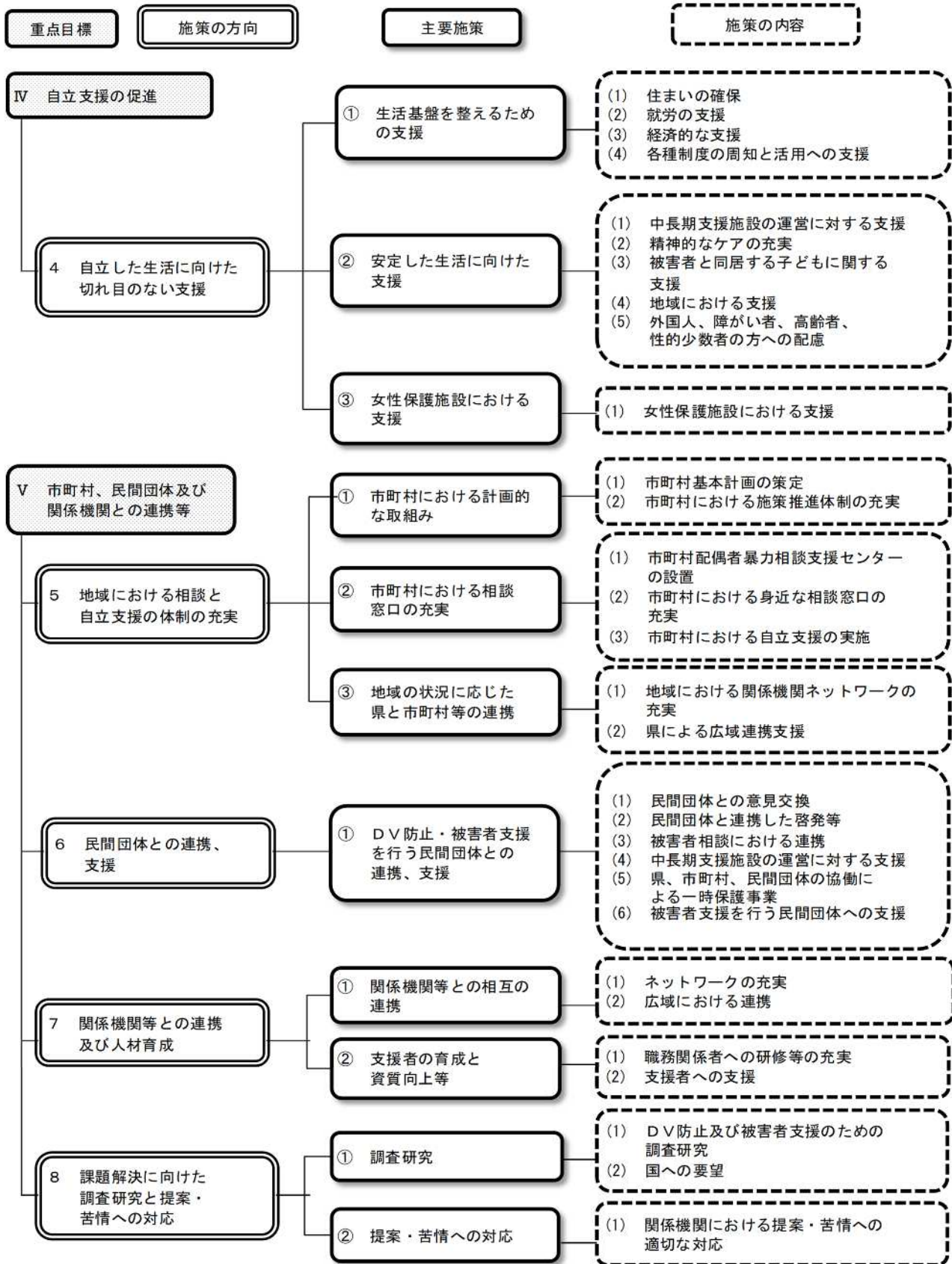
通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
222	再掲	168	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画施策推進者研修・会議	かながわ男女共同参画センターの事業及び各市町村の事業について情報や、事業を進める上での悩みを共有することにより、効果的な事業展開を推進するとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携強化を図る。	男女共同参画施策推進者研修実施（研修1回/42名）	・コロナ禍においてもオンラインを活用して研修を実施することで、市町村と男女共同参画に関する情報共有及び相互の連携を強化することができた（令和2年度はコロナのため実施せず）。 ・令和4年度は研修テーマを防災関連としたことから、各市町村の男女共同参画担当部署の職員だけでなく、防災担当部署の職員も研修に参加し、防災分野における男女共同参画の重要性について周知できた。 ・今後もオンラインを活用しながら、研修等を実施する。
223	再掲	159	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	かながわボランティア活動推進事業	「かながわボランティア活動推進基金21」を活用した事業による支援を通して、公益を目的とした事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を推進する。	【令和4年度対象事業ベース】 ・協働事業負担金事業の実施 →採択11件（応募21件） ・ボランティア活動補助金事業の実施 →採択6件（応募18件） ・ボランティア活動奨励賞事業の実施 →表彰5件（推薦13件） ・ボランティア団体成長支援事業の実施 →選考1件（提案2件）	新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に伴い、対面相談や伴走支援を実施している団体は、オンライン形式に変更し実施するなど、円滑な事業実施に向けて取り組んだ。今後、各団体が対面とオンラインを同時に行うハイブリット方式を採用したり、YouTubeによる活動内容の公開など、さらに強化する必要がある。
224	再掲	160	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	コミュニティ・カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取組を行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	・主催講座 23講座実施 ・連携講座 10講座実施 ・特別講座 1講座実施	<延べ受講者数> ・2018年度 1,331名 ・2019年度 1,445名 ・2020年度 797名 ・2021年度 932名 ・2022年度 1,003名 令和2年度（2020年度）より、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じた上で、講座を実施した。 今後も引き続き、オンライン講座の実施など、より県民のニーズに応じた講座編成を行っていく必要がある。
225	再掲	15	産業労働局	雇用労働課	神奈川なでしこブランド事業	神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品（モノ・サービス）を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」として認定する事業を実施する。	・「神奈川なでしこブランド」認定件数：14件 ・「なでしこの芽」認定件数：1件	コロナ禍でイベント開催等の対面でのPRが難しい中、SNS等を活用した広報を実施することで、若干ではあるが「神奈川なでしこブランド」応募件数、認定件数共に増加した。 しかし、個人（女性起業家）からの応募が増加傾向にあるため、神奈川なでしこブランドの認知度向上を図り企業にとって認証されるメリットを作ると同時に、企業の経営者等に向けた広報を実施することで、県内企業からの神奈川なでしこブランドへの応募を増やし、県内企業における女性の登用・活躍を促進する必要がある。 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2、3年度の認定事業は、中止とした。)
226	再掲	72	教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭の教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配布するほか、子ども職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報	・県と締結している事業者の取組内容を紹介する家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」の発行により、事業者を通じて従業員の家庭の教育向上を支援した。 ・県は締結事業者のロゴが入ったポスターを1,600部作成し、県機関や県内学校へ配付し、広報を行った。	・家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」の発行により、事業者を通じて従業員の家庭の教育向上を支援した。 ・締結事業者のロゴが入ったポスター等の広報による協定締結事業者数が増加した。（5年間の新規締結事業者数：12社） ・社会全体で家庭教育に取り組む機運の醸成が必要であるため、協定締結事業者がその従業員に対して、家庭教育の重要性について資料での周知をさらに推進するよう働きかけていく。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2022（R4）年度事業実績	2018（H30）～2022（R4）年度の成果等
施策の基本方向2 男女別統計の促進								
227			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	ジェンダー統計の推進	男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施にあたっては可能な限り男女別データの把握に努めるよう、国や県庁内に働きかける。	・専門家へ意見を伺い、また、他の都道府県へ取組状況の照会を行った。 ・ジェンダー統計の推進のため、引き続き国へ、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施することを要望した。	・ジェンダー統計の理解を深めるため、専門家へ助言を求めた。また、他の都道府県へ、ジェンダー統計の取組状況について照会を行った。 今後は、理解促進のため、共生推進本部室及び統計を扱う関係部署とジェンダー統計に関する情報共有、研修の実施について検討していく。 ・引き続き、国の動向を把握しつつ、必要に応じて要望を行う。
施策の基本方向3 進行管理								
228			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	かながわ男女共同参画推進プランの進行管理	年次報告書等によるプラン進捗状況を公表する。	男女共同参画の県の取組や進捗状況を取りまとめた年次報告書の作成、神奈川県男女共同参画審議会への報告及び県民への公表	令和元年版より、県男女共同参画審議会での委員の意見を公表することとした。 令和2年版は、新型コロナウイルス感染症の関係で調査の実施ができなかったため、令和3年版で、令和元及び令和2年度の事業実績2年度分を掲載した。また、令和3及び令和4年版では新型コロナウイルス感染症を受けての事業の影響についてとりまとめた項目を設け公表した。 令和5年版では、男女共同参画推進プラン（第4次）の最終年度であることから、計画期間である2018～2022年の成果の項目を設け、5年間の振り返りを行ったが、第5次プラン継続事業に引き継がれるようにする。
229			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村の男女共同参画計画策定状況等について、「見える化」により取組みを促進する。	市町村の男女共同参画計画策定状況等について、「見える化」により取組みを促進する。	県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）及び市町村男女共同参画施策状況調査の結果に基づき、取組促進を働きかけた。	引き続き、県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）及び市町村男女共同参画施策状況調査の結果に基づき、取組促進を働きかける。
230	再掲	53	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業の男女共同参画の取組みの促進（条例届出）	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組みを促進する。	県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施（届出事業所496件）	・男女共同参画推進状況の届出の集計及び分析を行い、結果を公表することで、県内事業所の男女共同参画の取組を促進した。 女性管理職（部長相当職＋課長相当職）の割合 平成30年度 7.8% 令和4年度 9.2% ・対象事業所の把握が困難であり、届出事業所数が減少傾向にあることなど課題に対する対応を検討する必要がある。

IV かながわDV防止・被害者支援プランの推進状況

1 かながわDV防止・被害者支援プランの体系





2 かながわDV防止・被害者支援プランの進捗状況と評価

○2023年5月に実施した調査に基づき作成しており、その時点での最新の実績値を記載しています。

○「2022年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の末尾の〔 〕内に記載されている数字は、「かながわDV防止・被害者支援プランの2022年度事業実績」(P72～95)の事業の通し番号です。

【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価】

- 被害者支援について、LGBTの視点を持ち、相談窓口や一時保護など、性的マイノリティの方への配慮を加えるべき。
- 被害者の意思を尊重し、被害者が逃げる支援だけでなく、自宅にとどまりながら回復を目指すような支援も検討するべき。

重点目標Ⅰ 暴力の未然防止

2022年度の県の主な取組み 【事業実績の通し番号】	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等において、交際相手からの暴力の防止に資するよう、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育の取組みを行いました。 ○人権教育指導者養成研修講座(1回)、県立学校人権教育校内研修会(9校)において、交際相手からの暴力の問題について取り上げました。 ○各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談も受け付けました(46件)〔1〕 ○DV及びデートDV被害防止のための啓発冊子や窓口案内カードを作成し、関係機関のほか県内中学校・高校で配布するとともに、デートDVの気づきを促す短編動画の配信やデートDV防止啓発講座(2022年度10回実施 延1,510人参加)、DV被害を防止する啓発講座(2022年度4回実施 延47人参加)を実施しました。〔2,4,6,8,9〕 ○被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、啓発まんがを活用して周知広報を行いました。〔5〕
---	--

【「重点目標Ⅰ 暴力の未然防止」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- 若年層への広報について、冊子媒体では届かない。ネットで見られる動画などが増えるとよい。
- 数値目標としてDVへの理解度を調査しているが、どう分析するのか評価が難しい。調査のあり方が課題である。
- 10代、20代に向けたデートDVの周知は、学校での取組を促進しており評価できる。

重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備

2022年度の県の主な取組み 【事業実績の通し番号】	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センターにおいて、専門相談や多言語相談を含むDV被害者相談を実施するとともに、自立支援のための相談や適切な情報提供を行いました。〔14,15,16,18〕また、休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、男性に対する相談も実施しました。〔22,23,24,25,26,27〕 ・ DV相談:2022年度 5,271件(参考)DV相談:2021年度 5,410件(以下の相談を含みます) ・ 法律相談 44件、精神保健相談 7件、メンタルケア 40件、 ・ 多言語相談件数 528件 ・ 週末ホットライン相談 244件 ・ 男性被害者相談 625件、DVに悩む男性相談 49件 ○県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修等で関係者向けに相談窓口における安全確保に関する情報交換・情報提供を実施しました。〔30〕 ○外国籍被害者向けの8言語による啓発リーフレットの作成・配布や多言語相談を実施するとともに、障がい者等に対しても、適切な関係機関についての情報提供を行うなどの対応を行いました。〔31〕 ○DV相談窓口の案内カード等について、県施設、市町村のみならず、各警察署、病院等に配布しました。〔36〕 ○電話での相談が難しい方への支援を充実させるため、SNSを活用したDV相談窓口の受付時間を拡充しました。〔38〕 ・かながわDV相談LINE:2022年度 3,213件(参考)かながわDV相談LINE:2021年度 3,075件
---	--

【「重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- LINE相談、多言語相談、男性被害者相談が多く利用されており、多様な相談窓口体制を整えていることは評価できる。
- LGBTの方の相談窓口を明確に示すべき。

重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備

<p>2022年度の県の主な取組み〔事業実績の通し番号〕</p>	<p>○一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護を行いました。〔42〕</p> <p>・一時保護:2022年度143件(参考)一時保護:2021年度160件</p> <p>○市町村、県警及び民間団体と連携し、休日夜間を含めた受入体制及び一時保護体制の確保に努めました。〔43,44,45〕また、必要に応じて一時保護委託を行うなど、子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人被害者等、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行いました〔46〕。さらに、県、市町村、民間団体間で協定を締結して行う三者協働一時保護も併せて実施しました。〔48〕</p> <p>○一時保護利用者に対して、看護師及び心理判定員による健康面や心理面のケアを行うとともに、同伴児童を伴う利用者に対しては、保育士及び教育指導員による日中保育や学習機会の提供を行いました。〔49,50,55〕また、児童相談所と連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努め、必要に応じて児童相談所の一時保護の活用を図りました。〔58〕</p> <p>○相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供を依頼するなどの被害者の安全確保に努め、通報内容によっては児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供や、市町村に通報する等し、連携して対応しました。〔60,62,63〕また、警察とも緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めました。〔69〕さらに、被害者に対し保護命令制度について説明を行い、申立ての際に安全に制度利用できるよう助言、相談を行いました。〔72〕</p>
----------------------------------	---

【「重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- 一時保護施設では携帯電話が使えないことで、弁護士との連絡すら取りづらくなる。安全第一の中で、必要な連絡がとれる環境づくりを検討する必要がある。
- 一時保護の受入体制が整備されてきたことは評価できる。
- 一時保護件数は減少傾向にあるため、必要な人が利用しやすいよう、利用の障壁となっている原因を検証し、多くの方が利用できる体制を整えるべき。

重点目標Ⅳ 自立支援の促進

<p>2022年度の県の主な取組み〔事業実績の通し番号〕</p>	<p>○民間団体等との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保のための適切な情報収集及び情報提供を行いました。〔85〕就労支援については、相談窓口での県・市町村の制度やハローワークを活用するための情報提供を行うとともに、資格取得を目指し職業訓練等を受講する母子家庭の母等に対し給付金を支給することで、母子家庭の母等の経済的自立を支援しました(母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談1,225件、就業支援講習会18回)。〔89,90,91〕また、関係機関と連携し、生活保護が必要な被害者に対して申請に基づき適切な保護を実施した一方、扶養義務者に対し扶養の可能性を調査する際には、被害者の安全確保の観点から配慮の上、支援を実施しました。〔94〕</p> <p>○一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行うとともに、連絡会議を開催(2022年度2回)し、情報共有など連携に努めました。〔104,105〕</p> <p>○被害者の精神的なケアの充実のため、メンタルケアの実施回数等の拡充を行いました。〔107〕</p> <p>○同伴児童に対する支援については、児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、心のケアを行い〔110,111,112,113,114〕、併せて入学検定料や入学料等の減免をしたり、転校先等の情報を厳重に取扱うなどの配慮を行いました。〔118,119,120〕</p> <p>○女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行いました。〔133〕また、非常勤心理士を2名配置し、被害者や同伴児童・同伴者への心理的な支援や、退所者支援事業担当職員による退所者への支援を実施しました。〔134,135〕</p>
----------------------------------	---

【「重点目標Ⅳ 自立支援の促進」の進捗に関する男女共同参画 審議会の評価】

- 自立支援は、令和5年の法改正でも重要視されている。DV被害者の特性に配慮した自立支援を行っていくことが重要である。
- 急性期から自立期への移行がスムーズに進むよう、移行支援の施策を充実させる必要がある。
- 民間団体等との連携も含め、急性期から自立期まで支援の全体像が分かるよう示すべき。

重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等

<p>2022年度の県の主な取組み〔事業実績の通し番号〕</p>	<p>○県内市町村のDV主管課長会議や地域DV対策情報交換会議等で情報提供・情報交換を行い、市町村の基本計画策定及び市町村の庁内外の連携を支援し、31市町村で基本計画を策定しました。〔137,138〕また、市町村相談員対象の拡大事例検討会等(4回)と女性問題研修会(4回)を実施し、市町村の被害者相談窓口の充実を図りました。〔144,145,146,147〕</p> <p>○被害者支援に取り組んでいる民間団体との意見交換会・連携会議の開催や、民間団体職員を対象とした研修を実施し連携を強化するとともに、団体の行う自立支援活動等に対する補助を行いました。〔179,181,182,185〕</p> <p>○女性問題研修会や事例検討会を開催するなど、支援者の資質向上と連携強化に取組みました。〔202〕</p> <p>○DV防止及び被害者支援のための調査として、相談窓口登録者へのアンケートを行い、その結果を踏まえてLINE相談窓口の充実を行う等施策に反映させました。〔207〕また、DV防止や男性被害者支援及び加害者対応プログラム、困難女性支援新法に伴う体制・環境整備等について、国へ要望を行いました。〔210,211,212〕</p>
----------------------------------	--

【「重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- 民間団体及び関係行政機関と連携に努めていることは評価できる。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、市町村は市町村基本計画の策定に努めるよう規定された。これを契機に、DV防止法に関する基本計画も県内全ての自治体で策定するよう働きかけるべき。

<参考>数値目標の達成状況

目標	No.	項目	目標値 (目標年 度)	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	DVプラン 策定時 (年度)
	1	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合						
		①「平手で打つ」【身体的暴力】	100% (2022)	78.8%	-	-	-	87.7% (2017)
		②「何を言っても長時間無視し続ける」【精神的暴力】	100% (2022)	54.9%	-	-	-	59.3% (2017)
		③「大声でどなる」【精神的暴力】	100% (2022)	59.8%	-	-	-	64.1% (2017)
		④「生活費を渡さない」【経済的暴力】	100% (2022)	72.1%	-	-	-	61.3% (2017)
		⑤「交友関係や電話を細かく監視する」【社会的暴力】	100% (2022)	53.7%	-	-	-	23.4% (2017)
		⑥「いやがっているのに性的な行為を強要する」【性的暴力】	100% (2022)	86.9%	-	-	-	82.2% (2017)
	2	恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」ということについての周知度						
		①全年代	100% (2022)	27.9%	-	-	-	26.1% (2017)
		②10・20代	100% (2022)	54.1%	-	-	-	39.1% (2017)
	3	DV被害者相談窓口の周知度	100% (2022)	77.8%	-	-	-	77.5% (2017)
	4	男性向けDV被害者相談窓口の周知度	100% (2022)	25.2%	-	-	-	37.2% (2017)
	5	DV防止や被害者支援に関する基本計画の策定市町村数 (対象:県内19市・14町村)	33市町村 (2023)	31市町村	31市町村	30市町村	29市町村	27市町村 (2017)

3 かながわDV防止・被害者支援プランの2022（令和4）年度事業実績

※グレーは再掲事業

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
重点目標Ⅰ 暴力の未然防止						
施策の方向1 暴力防止に向けた取組みの強化						
主要施策① 未然防止に向けた意識啓発						
施策の内容(1) 学校における人権教育の推進						
1		教育局	①行政課 ②行政課(県立学校) ③高校教育課 ④特別支援教育課 ⑤生涯学習課	学校等において、暴力はどんな場合でも人権侵害であるということについての教育を推進します。	学校等において、交際相手からの暴力の防止に資するよう、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育の取組み 交際相手からの暴力への対応に関する啓発の実施及び相談窓口の周知	①各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(9校) ②生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した資料を配付した。 各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談も受け付けた(46件) ③県立高等学校及び県立中等教育学校において、生徒対象に人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく教育の取組を実施した。 ④・県立特別支援学校において男女平等の理念に基づく教育を実践した。 ・人権教育の実践。 ⑤社会教育関係団体主催の研修及び定例会等において人権尊重の啓発を行った。
施策の内容(2) 交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発						
2		①②福祉子どもみらい局 ③教育局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③行政課(県立学校)	かながわ男女共同参画センター等は、中学生・高校生向けの交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発資料を配布するほか、メディアリテラシー講座等と合わせてデートDV防止啓発講座を実施するなど、若年者向け事業を強化するとともに、相談窓口を周知します。	若年者向けの交際相手からの暴力に関する啓発の実施及び相談窓口の周知を行う。	①・Twitter広告等を活用して、LINE相談窓口を周知した。 ・デートDV防止のための大学向けのライフキャリア教育啓発資料(DVD)を県内の大学等に配布した。 ②・デートDV(交際相手からの暴力)防止啓発冊子を作成し、県内の高等学校(高校1年生)等に配布した。 ・デートDVに気づいてもらえるよう短編動画をR2年度に作成し引き続き配信した。 ・デートDV防止啓発講座を10回実施した。(延1,510人参加) ③生徒向けデートDV防止啓発及び相談窓口を掲載した資料を配付した。 各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談も受け付けた(46件)。
3		教育局	行政課	県立高校において、教職員に向けて、交際相手からの暴力(デートDV)を含む人権研修を実施します。	教職員に向けて、交際相手からの暴力をテーマとした人権研修を実施する。	各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(9校)
施策の内容(3) DV予防のベースにある気づきやコミュニケーション能力強化の促進						
4		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターは、DVの発生しない幸せな家庭を築くために必要な、向き合うべき課題への気づきやコミュニケーション能力の身につけ方に関する啓発冊子の発行やトレーニング・セミナーなどを進めます。	暴力の未然防止のための、啓発冊子の作成・配布を行うとともに、「アサーティブコミュニケーション能力トレーニング」や「アングーマネジメントセミナー」、「メンタル回復トレーニング」等によるDV予防対策を進める。	DV発生予防のための啓発冊子を配布した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
施策の内容(4) 県民への啓発活動の充実強化						
5		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	共生推進本部室等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、身体的暴力を除く暴力について実例を収集・分析した結果をとりまとめた啓発冊子を作成する。	被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、啓発まがの周知広報を行った。
6		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	共生推進本部室等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布及びインターネットの活用などにより、暴力防止の周知啓発を実施する。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館、医療機関等で配布した。また、外国籍県民向けに、多言語DV相談窓口の案内リーフレットを作成し、出入国在留管理庁、警察署等で配布した。
7		くらし安全防災局	くらし安全交通課	共生推進本部室等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	犯罪被害者週間にあわせた広報、啓発事業等を通じて、DV被害者を含めた犯罪被害者についての理解の増進を図ります。	県内5箇所において「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施。
8		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターは、女性向けDV気づき講座や男性向けDV防止啓発講座など、DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等を開催し、DVについて広く県民に周知するなど、啓発活動の充実に努めます。	DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等の実施による、啓発活動の充実(女性向けDV気づき講座・男性向けDV防止啓発講座)	DV被害を防止する啓発講座を4回実施した。(延47人参加) 第4回は男性被害者向けのDV防止啓発講座をオンラインで実施した。
9		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②共生推進本部室	かながわ男女共同参画センター等は、DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)についての理解を深めるための啓発を行います。	DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)について理解を深めるための啓発を行う。	①面前DVは子供への虐待であり、DV被害防止啓発冊子「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」等を活用し必要に応じて面前DVについても周知啓発を行った。 ②面前DVについて記載した啓発まがの周知広報を行うとともに、研修や情報交換の場で、面前DVについて理解を深めた。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
主要施策② 早期発見に向けた連携						
施策の内容(1) 医療機関等との連携						
10	39	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。
主要施策③ 加害行為の抑止						
施策の内容(1) 加害者からの相談への対応						
11	27	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。	DVに悩む男性相談を継続して実施した。DVに悩む男性相談 49件
施策の内容(2) 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進						
12		県警察本部	人身安全対策課	警察は、加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、事態の沈静化を図るよう努めます。	加害者の更生のための指導	事態の沈静化を図る観点から、加害者に対して加害行為をしていることの自覚を促した。必要に応じて、親族等に連絡し、監督を依頼した。
13	211	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。	加害者更生に関する調査研究の充実の国への要望と、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等の把握を行う。	加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。
重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備						
施策の方向2 相談体制の充実						
主要施策① 県配偶者暴力相談支援センターの機能の充実						
施策の内容(1) 被害者の状況に応じた相談の実施						
14		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者支援のための相談を実施します。	被害者支援のための相談を実施する。	被害者支援のための相談を継続して実施した。DV相談 5,271件
15	165へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施します。	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施する。	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を継続して実施した。法律相談 44件 精神保健相談 7件 メンタルケア 40件 (DV専門相談件数 計91件)
16	32、166、177再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。多言語相談件数 528件
17	198	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
施策の内容(2) 被害者支援のための情報収集・提供等						
18		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者の支援に必要な情報を収集し、被害者や市町村・福祉事務所、民間団体等に提供します。	県の配偶者暴力相談支援センターにおける自立支援等の情報収集・情報提供事業を実施する。	相談窓口等において自立支援のための相談や適切な情報提供を行った。
19		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	被害者支援に関して、ホームページ等により情報提供を行います。	被害者支援に関して、ホームページを活用した情報提供を実施する。	ホームページ・Twitter広告等を活用して、DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等について情報提供を実施した。
20		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	保護命令の申し立てに関する助言や、書面の作成を行います。	保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行う。	①保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行った。 ②保護命令の申し立てに関する請求はなかった。
施策の内容(3) 職務関係者に向けた情報収集・提供						
21		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	DVに関する情報を収集し、市町村・福祉事務所、民間団体等へ提供します。	DVに関する情報を収集し、国等作成マニュアル・資料等、市町村・福祉事務所、民間団体等への情報提供を行う。	県内市町村のDV対策主管課長会議等の場や職務関係者からの問い合わせに対し、情報提供等を行った。 国作成マニュアル、調査報告書等を市町村等に配布した。
施策の内容(4) 休日夜間緊急体制の確保						
22	169 へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、被害者の緊急相談に対応する。	休日夜間のDV相談を実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00
23	171 へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。 休日夜間緊急対応人員を確保する。	夜間宿直体制による対応を行い、休日・夜間における緊急対応人員の確保に努めた。
24	172 へ再掲	県警察本部	人身安全対策課	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察本部及び警察署における体制の確立	休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。
25	170、176 再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。	週末ホットライン相談を継続して実施した。 週末ホットライン相談 244件
施策の内容(5) 男性相談の実施						
26	167 へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性被害者相談を実施します。	男性被害者相談を実施する。	男性被害者相談を継続して実施した。 男性被害者相談 625件
27	11、168 再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。	DVに悩む男性相談を継続して実施した。 DVに悩む男性相談 49件

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
主要施策② 相談者の安全確保と配慮						
施策の内容(1) 相談窓口における安全の確保と秘密の保持						
28		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、加害者が窓口に来ることも想定し、安全確保の対策を必要に応じ実施する。	警備員の雇用により安全確保を行った。被害者の来所相談は入退室にも注意し面接室を使い実施した。
29		県警察本部	人身安全対策課	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	被害者等が相談しやすい環境の整備(配偶者からの暴力の特性に関する理解)	被害者等の安全の確保及びプライバシー保護に配慮して対応した。
30		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	会議・研修などの機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供等を実施する。	県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修など、会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。
施策の内容(2) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮						
31		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に適切な対応ができるよう、各種相談窓口の周知を行う。	外国籍被害者に対しては、8言語による配偶者等からの暴力防止啓発リーフレットを作成し、配布するとともに、多言語相談窓口等において相談対応を行った。障がい者等に対しても、相談対応の中で障がい者等であることがわかった場合には、適切な関係機関について情報提供を行うなどの対応を行った。
32	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	民間団体に委託し、外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。
33	37	国際文化観光局	国際課	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	多言語相談窓口の啓発への協力	県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。
34	76	福祉子どもみらい局	女性相談所	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討し、適切な対応をするよう配慮を行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
主要施策③ 適正な情報の管理						
施策の内容(1) 適正な情報の管理						
35		①② 福祉子どもみらい局 ③ 県警察本部	① かながわ男女共同参画センター ② 女性相談所 ③ 人身安全対策課	相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。	相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、適正な情報管理を図る。 被害者等が相談しやすい環境の整備(被害者等に係る情報の保護)	①② 公務員としての守秘義務に努めるとともに、相談票の取扱い等について個人情報の適切な管理に努めた。 被害者等の個人情報については、第三者に知られないよう配慮するなど、本人に安心をもって相談してもらうように配慮を行った。 ③ 被害者等の個人情報について、加害者に知られないよう配慮するなど、取扱いに十分留意した。
主要施策④ 相談窓口の利用促進						
施策の内容(1) 県民への周知及び利用促進						
36		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。	県の被害者相談窓口リーフレット等の配布やインターネット等の活用により、相談窓口の周知を行う。	県のDV相談窓口の案内カードについて、県施設、市町村のみならず、協力を得られた民間施設や各警察署、病院等に配布した。 また、リーフレット「かなテラスDV相談窓口のご案内」のほか、DVに悩む女性向けの啓発冊子、8言語による外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発リーフレット、学生向け「ちよーカンタン デートDVの基礎知識」を作成し、県内市町村、警察署、公立図書館ほか関係機関、関係施設に配布するとともに、主催あるいは出席した会議等で周知・配布依頼をした。
37	33へ再掲	国際文化観光局	国際課	県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。	多言語相談窓口の啓発への協力	県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。
38		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討を行います。	SNSを活用したDV相談窓口を開設し、若年者や電話をかけることが難しい方が利用しやすい相談環境を整備する。	・電話での相談が難しい方への支援を充実させるため、SNSを活用したDV相談窓口の受付時間を拡大した。 ・Twitter広告等を活用し、相談窓口の周知を行った。 ・かながわDV相談LINE 相談件数3,213件
施策の内容(2) 医療関係者等との連携による周知及び利用促進						
39	10へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。
施策の内容(3) 地域で活動する民生委員・児童委員への相談窓口の周知及び利用促進						
40		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知し、相談に繋がるように努めます。	地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知する。	必要に応じて、DV相談窓口の案内カード等を民生委員・児童委員に追加送付した。
主要施策⑤ 通報制度の周知						
施策の内容(1) 医療関係者等への通報制度の周知						
41		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者等に対し、通報制度の周知を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。
重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備						
施策の方向3 一時保護と安全確保						
主要施策① 一時保護の実施						
施策の内容(1) 一時保護体制の確保						
42		福祉子どもみらい局	女性相談所	市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な被害者に対して、本人の意思を尊重し、迅速かつ適切な一時保護を実施します。	市町村や民間団体と連携し、迅速かつ適切な一時保護を実施する。	一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護を行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
43	69 へ再掲	福祉子どもみらい	女性相談所	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	休日夜間の支援体制と人員を確保し、一時保護に対応する。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めた。
44	70 へ再掲	県警察本部	人身安全対策課	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	被害者等の保護措置	関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。
45		福祉子どもみらい局	女性相談所	休日夜間の受入れ体制など、被害者を適切に一時保護する体制を確保します。	休日夜間の受入体制及び一時保護体制を確保する。	休日夜間の受入体制及び一時保護体制の確保に努めた。
施策の内容(2) 多様なケースに対応した一時保護の実施						
46	81 へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等について、一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。	民間委託団体と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。
47	82 へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用を努めます。	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた一時保護委託を実施する。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。
施策の内容(3) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業						
48	180 再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護を実施する。	県内市町村と協定を締結して実施した。必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。
主要施策② 一時保護利用者への支援						
施策の内容(1) 被害者への支援						
49		福祉子どもみらい局	女性相談所	看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを行います。	看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを実施する。	女性相談所において、看護師や心理判定員による被害者の健康面や心理面のサポートを行った。
50		福祉子どもみらい局	女性相談所	保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	保育士による日中保育や預かり保育を実施する。	保育士による日中保育や預かり保育を行った。
51		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	民間団体が行う同伴児童の保育への補助を行う。	民間団体に対して、同伴児童保育への補助を行った。
52	77 へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。	外国籍被害者支援として、外国籍被害者支援を行う民間団体の通訳等の人材の活用、福祉事務所への情報提供、及び民間団体への一時保護委託を行った。
53	78 へ再掲	国際文化観光局	国際課	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介	県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。(504件)
54		福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者の個々の状況に応じ、県、市町村、民間団体の連携によるケースカンファレンスを行い、支援方針を決めます。	被害者の個々の状況に応じケースカンファレンスを実施し、支援方針を決定する。	被害者本人・関係機関でケースカンファレンスを実施し、被害者の意向を踏まえた支援方針の決定を行った。
施策の内容(2) 同伴児童への支援						
55		福祉子どもみらい局	女性相談所	教育指導員を配置し、より適切な学習の機会を提供します。	教育指導員を配置し、同伴児童への学習の機会を提供する。	学習の機会を提供した。
56		福祉子どもみらい局	女性相談所	心理判定員を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実に努めます。	心理判定員を配置し、同伴児童の心理的サポートを図る。	心理判定員等による心理面のサポートを行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
57		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	DV環境下にある児童の個々の状況に応じ、女性相談所等と連携し、児童の支援に努める。	個々の状況を見極め、必要に応じて医学的見地からの助言を求めたり、心理面接を行う等の支援を実施した。
58		福祉子どもみらい局	①女性相談所 ②児童相談所	DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	女性相談所と児童相談所との連絡会やケースカンファレンスを実施するなど、連携して同伴児童への支援を実施する。	児童相談所と連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努め、必要に応じて児童相談所の一時保護の活用を図った。児童相談所との連絡会を開催して、連携強化を図った。
59		福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が利用しやすい環境の整備に努めます。	一時保護施設における、同伴児童が利用しやすい環境の整備を行う。	プレイルームや学習室の維持管理と環境整備に努めた。
主要施策③ 被害者の安全の確保と配慮						
施策の内容(1) 通報への対応						
60		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努める。	相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(市町村や警察のDV相談窓口等)を依頼するなど、被害者の安全確保に努めた。
61		県警察本部	人身安全対策課	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。	危険性等の判断と即応態勢の確立	被害者等から加害者の具体的言動等を引き出し、危険性等を判断した。被害者等の安全確保のための措置を最優先に講じた。
62	79 へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、必要に応じ市町村に通報を行うなど、市町村と連携し通報に対応する。	相談窓口に通報があった場合、通報者に対して被害者への児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供を依頼した。
63	80 へ再掲	県警察本部	人身安全対策課	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	子ども、高齢者、障がい者に関する情報への対応 人権を尊重した対応	事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。被害者の人権を尊重し、対応した。
施策の内容(2) 警察における暴力の制止及び被害者の保護						
64		県警察本部	人身安全対策課	警察は、通報等により暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止にあたりるとともに、応急の救護を要すると認められるときは被害者を保護します。	被害者等の保護措置の徹底	被害者等を安全な場所へ速やかに避難させた。避難できない場合には、被害者等の身辺の警戒等の措置を行った。
65		県警察本部	人身安全対策課	警察は、被害者の状況に応じ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど暴力による被害の発生を防止するための措置を講じます。	加害者に対する指導警告等の実施	事件化又は加害者に対して指導警告を行った。
施策の内容(3) 警察への相談及び援助の申出に対する支援						
66		県警察本部	人身安全対策課	警察は、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう配慮するとともに、被害防止を念頭に置いた適切な措置を講じます。	心情等への配慮 制度等の情報提供	被害者の心情等を理解し対応する。活用できる制度、自衛手段等について、教示した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
67		県警察本部	人身安全対策課	警察は、身体に対する暴力を受けている被害者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定める必要な援助を行います。	警察本部長等の援助の申出への対応	被害者の所在地が加害者に特定されないための必要な対応を行った。
施策の内容(4) 一時保護における安全の確保						
68		健康医療局	保健福祉事務所	被害者の安全のため、相談窓口等から一時保護施設まで被害者に同行します。	被害者の同行支援	安全確保のため同行支援を実施した。
69	43	福祉子どもみらい局	女性相談所	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	休日夜間の支援体制と人員を確保し、一時保護に対応する。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めた。併せて、移送に関しては、警察署の理解・協力を得ることによって実施を行った。
70	44	県警察本部	人身安全対策課	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	被害者等の保護措置	関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。
71		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②女性相談所	被害者の安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、被害者の利便を必要以上に制限することがないような環境づくりについて、国の調査研究及び検討会の動向などを注視しながら検討します。	被害者の安全を守るために行う通信機器の利用制限について、それぞれの被害者の状況に応じた環境を提供することが出来るか、国の調査やあり方検討会等の動きを踏まえ、検討する。	①通信機器の利用制限について、国の調査やあり方検討会等の情報収集を行った。 ②物件情報の閲覧等、使用目的を限り、一時保護の間、通信機器等の利用を行った。
②通信機器等の利用制限について、引き続き検討を行っていく。						
72		①②福祉子どもみらい局 ③県警察本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所 ③人身安全対策課	被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、関係機関と連携を図りながら、安全の確保に関する助言等を行います。	保護命令制度についての情報収集と相談対応を行う。 保護命令制度の説明 関係機関への連絡 被害者との連絡体制の確立と情報提供	①②保護命令制度についての説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度利用できるように助言、相談を行った。裁判所から書面提出を請求された際には速やかに回答を行った。②保護命令の請求は無かった。 ③被害者に対して、保護命令制度について説明した。 裁判所からの書面提出請求に、回答した。 発令後、速やかに被害者と連絡をとり、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。
73		県警察本部	人身安全対策課	警察は、加害者に対して保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。	加害者に対する指導警告	加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告を行った。
74		福祉子どもみらい局	女性相談所	配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	保護命令に関する市町村等関係機関への連絡と、市町村、警察との連携による、被害者への助言等を行う。	裁判所からの保護命令に関する申立書の請求は無かった。
75		県警察本部	人身安全対策課	配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	親族等との連絡体制の確立と情報提供	被害者の親族等に対して、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
施策の内容(6) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮						
76	34、132へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討し、適切な対応をするよう配慮を行った。
77	52	福祉子どもみらい局	女性相談所	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。	外国籍被害者支援として、外国籍被害者支援を行う民間団体の通訳等の人材の活用、福祉事務所への情報提供、及び民間団体への一時保護委託を行った。
78	53	国際文化観光局	国際課	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介	県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。(504件)
79	62	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、必要に応じ市町村に通報を行うなど、市町村と連携し通報に対応する。	相談窓口に通報があった場合、通報者に対して被害者への児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供を依頼した。
80	63	県警察本部	人身安全対策課	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	子ども、高齢者、障がい者に関する情報への対応 人権を尊重した対応	事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。 被害者の人権を尊重し、対応した。
81	46	福祉子どもみらい局	女性相談所	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等について、一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。	一時保護委託事業所と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。
82	47	福祉子どもみらい局	女性相談所	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用に努めます。	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた一時保護委託を実施する。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。
主要施策④ 適正な情報の管理						
施策の内容(1) 適正な情報の管理						
83		①福祉子どもみらい局 ②県警察本部	①女性相談所 ②人身安全対策課	被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報管理に努めます。	被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報管理を図る。 被害者等に係る情報の保護に配慮した。	①公務員の守秘義務を含め、適正な情報管理に努めた。 ②被害者等に係る情報の保護に配慮した。
84		①②③福祉子どもみらい局 ④県警察本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所 ③共生推進本部室 ④人身安全対策課	職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。	職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、適正な情報管理を図る 支援者等の関係者の安全の確保	①相談に関する情報について適正な管理を行った。 ②公務員の守秘義務を含め、適正な情報管理に努めた。 ③随時、市町村や民間団体への情報管理の徹底を呼び掛けた。 ④被害者を支援している者等に係る情報の保護に配慮した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
重点目標Ⅳ 自立支援の促進						
施策の方向4 自立した生活に向けた切れ目のない支援						
主要施策① 生活基盤を整えるための支援						
施策の内容(1) 住まいの確保						
85		①②福祉子どもみらい局 ③健康医療局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所 ③保健福祉事務所	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報の収集、提供により自立を支援する。情報の収集、提供による相談対応。引き続き関係機関との連携を密に図り、支援が発生した際に安全かつ適切な支援を実施できるよう体制を維持していく必要がある。	①相談者から住居についての相談を受けたときは、関係機関等の情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。 ③関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。
86		健康医療局	保健福祉事務所	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度等を活用した民間住宅の利用支援	関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。
87		県土整備局	住宅計画課	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	賃貸住宅の家主から、DV被害者等の住宅確保要配慮者(以下、「要配慮者」という。)の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を提供。	令和4年度までに累計38,939戸のセーフティネット住宅の登録を行うとともに、セーフティネット住宅の周知や利用等について、県民へ情報提供を行った。また、単身高齢者等、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、入居支援を行う地域の支援団体や不動産関係団体、市町村職員等に対し、居住支援の知識習得と意識強化等を図るための講座を実施した(1回、28名参加)。
88		県土整備局	公共住宅課	県営住宅における、被害者の住まいの確保に努めます。	・県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行う。 ・DV被害者については、県営住宅募集において単身者でも応募可能とする。	県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行った。
施策の内容(2) 就労の支援						
89		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	県・市町村の就労支援や、ハローワークの活用に関する情報を収集し、被害者に提供します。	就労支援について、情報の収集、提供により自立を支援する。	①相談窓口として県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。
90		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。	母子家庭等就労支援事業(母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援等) 母子家庭自立支援給付金等による、職業訓練のための支援	母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談1,225件、就業支援講習会18回
91		産業労働局	産業人材課	被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。	職業技術校等における職業訓練	職業技術校で実施する訓練及び民間教育訓練機関等に委託して実施する訓練の定員の約一割に、母子家庭の母等を対象としたひとり親家庭優先枠を設定し、受講生を募集した。優先枠での入校者はそれぞれ12名と47名であった。
92		①福祉子どもみらい局 ②健康医療局	①生活保護課 ②保健福祉事務所	生活保護を受給している被害者のための就労支援を実施します。	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉事務所とハローワークが連携し、就労・自立に一定程度以上の意欲がある生活保護受給者等に、個々の状況やニーズ等に応じた就労支援を実施した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
施策の内容(3) 経済的な支援						
93		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、被害者に助言等を行います。	情報の収集、提供による経済的な自立に向けた支援を行う。	①相談窓口として経済的な自立に向けた支援に関する情報を提供するとともに具体的な助言を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。
94		①福祉子どもみらい局 ②健康医療局	①生活保護課 ②保健福祉事務所	福祉事務所において、生活保護の円滑な運用を行います。	福祉事務所は、生活保護が必要な者に対して適切に保護を実施する。被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮し、円滑な運用を行う。	①各福祉事務所に対し、生活保護が必要な者に対しては、適切に保護を実施することや、被害者の生活保護の決定に必要な調査について、被害者の安全確保の観点から必要な配慮をするよう、会議や監査において周知を図った。 ②関係機関と連携し、生活保護が必要な者に対して、申請に基づき適切な保護を実施した。被害者から生活保護の申請を受け、扶養義務者に対する扶養の可能性を調査する際には、方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮のうえ、支援を実施した。
95		①くらし安全防災局 ②福祉子どもみらい局 ③県警察本部	①くらし安全交通課 ②かながわ男女共同参画センター ③人身安全対策課	犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報提供を行います。(国の制度)	犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報の収集、提供による相談対応を行う。	①かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談窓口において犯罪被害給付制度の情報を提供した。 ②相談窓口として、必要に応じ、犯罪被害給付制度の情報を提供する態勢をとっていたが、実績はなかった。 ③申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めた。
96		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者の経済的支援のために、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について、被害者に助言等を行います。	被害者の経済的支援のために、貸付金等の活用について、情報の収集、提供による相談対応を行う。	①相談窓口として各種貸付制度の情報を提供した。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。
施策の内容(4) 各種制度の周知と活用への支援						
97		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行する。	①相談者が安全に自立できるよう、社会保険など各種手続きについての相談・情報提供を行うほか、申し出によりDVセンターとして手続きに必要な証明書の発行を行った。 ②証明書の発行については迅速かつ、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関に確認を行う等正確な事務処理に努めた。
98		健康医療局	医療保険課	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。	国民健康保険の手続きに関して、制度の周知に努める。	引き続き、指導・助言等を保険者に対して実施することにより、保険者を通じて制度の周知に努めた。
99		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者が法的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行います。	法的な支援について、情報の収集、提供による相談対応を行う。	①相談者が法的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、法テラスの活用等適切な情報提供に努めた。
100		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	住民基本台帳の閲覧や警察への捜索願等の扱いに関し、被害者を保護する観点から措置がとられていることなどについて必要な情報収集を行うとともに、被害者に情報提供等を行う。	①②相談窓口として住民基本台帳閲覧制限等の制度についての情報を提供した。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績	
101		政策局	市町村課	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応するとともに、閲覧等制限の制度等の周知に努めます。	住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応し、また、周知を行った。	
102		教育局	高校教育課	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	被害者の同伴児童の転校先等について、特に厳重に情報の管理を行う	各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を厳重に管理した。	
103		教育局	教育事務所	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報取扱いの厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努める	管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。	
主要施策② 安定した生活に向けた支援							
施策の内容(1) 中長期支援施設の運営に対する支援							
104	178	福祉子どもみらい局	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体を支援する。	中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。
105	179	福祉子どもみらい局	福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)	連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。(2回)
施策の内容(2) 精神的なケアの充実							
106		福祉子どもみらい局	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	精神的なケアなど、民間団体が実施する自立支援活動を支援します。	精神的なケアなど、民間団体の自立支援活動を支援する。	民間団体の自立支援活動へ補助を行った。
107		福祉子どもみらい局	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	心理カウンセラーによるメンタルケアを実施し、被害者の精神的なケアの充実を図ります。	心理士によるメンタルケアを実施する。	R4メンタルケア実施 相談40件 自助グループ立ち上げ支援事業休止に伴い、メンタルケアを充実させた(月4枠→月6枠)。
108		福祉子どもみらい局	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	自助グループの立ち上げを支援します。	自助グループ立ち上げを支援する。	参加者数の減少等から自助グループ立ち上げ支援事業については休止し、同じ心理学的援助という目的を持ち、希望者の多いメンタルケアを充実させた。
109		福祉子どもみらい局	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供に努めます。	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関等の情報の収集、提供による相談対応を行う。	相談窓口として医療機関についての情報収集及び情報提供を行った。
施策の内容(3) 被害者と同居する子どもに関する支援							
110		福祉子どもみらい局	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	子どもの心のケアについて、適切な相談窓口の情報提供による相談対応を行う。	①相談窓口として児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報を提供した。 ②子どもの心身の状況などの情報提供に努め、児童相談所や市町村児童相談窓口との情報の共有を図った。
111		福祉子どもみらい局	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	児童手当における広域連携	DVによる心理的虐待の相談受付件数798件であり、児童の状況に応じて学校等との連携を行なった。
112		教育局	教育局	子ども教育支援課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等による相談	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等を行った。
113		教育局	教育局	学校支援課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等(県立高等学校、中等教育学校)	スクールカウンセラーによる相談を22,800件、スクールソーシャルワーカーによる対応を8,741回行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
114		教育局	総合教育センター	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	総合教育センターに配置されている臨床心理の専門家等による相談対応	総合教育センターでは、来所による相談(3,577件)、電話による相談(5,891件)、メールによる相談(262件)等に応じた。
115		福祉子どもみらい局	女性相談所	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	子どもを同伴している被害者に対し、必要な情報提供、相談対応を行う。	母子生活支援施設の利用が必要な方については、福祉事務所に必要な働きかけたり、通知を発行し、利用の促進を図った。
116		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	母子生活支援施設の広域利用の促進を図る。	母子生活支援施設の広域利用を図った。(令和4年度における県保健福祉事務所の県外施設への広域入所措置件数:89件)
117		健康医療局	保健福祉事務所	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行った。
118		教育局	財務課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	別居中で実質的に年収が低い場合等へ配慮した円滑な運用	【入学検定料、入学金、修業年限超過者の授業料について】生活保護受給者、児童福祉施設入所者、保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯については全額を免除した。また、県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が85,500円未満の場合は半額を免除した。 【授業料について】令和3年度の保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円(年収約910万円)未満の世帯に対し、授業料の負担をなくすために就学支援金を支給した。(令和2年7月以降、それ以前は前年度通り) 【算定式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額※ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算 【高校生等奨学給付金について】生活保護受給世帯又は保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、返還不要の給付金を支給した。 いずれの場合においても、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入により審査を行うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。
119		教育局	高校教育課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	被害者の同伴児童の転校先等について、特に厳重に情報の管理を行う	各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を厳重に管理した。
120		教育局	教育事務所	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努める	管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
121		福祉子どもみらい局	私学振興課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	別居中で実質的に年収が低い場合等へ配慮した円滑な運用	【授業料について】 「就学支援金」「学費補助金」の申請により授業料が軽減される世帯(保護者(親権者)の算定基準額が基準額の範囲内)について、手続きを周知し、補助金を交付した。 【高校生等奨学給付金について】 平成26年4月以降に高等学校等に入学生徒を扶養している生活保護受給世帯又は県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額非課税世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、手続きを周知し、返還不要の給付金を支給した。いずれの審査についても、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入として扱うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。
122		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童手当における広域連携	DV被害者の居住する自治体からの情報提供が128件あり、配偶者の居住する自治体との連携を図った。
123		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供、相談対応を行う。受給のための証明書を発行する。	相談者に対して各種制度に関する情報提供を行った。また、証明書の発行にあたっては、迅速かつ正確な事務処理に努めた。
124		健康医療局	保健福祉事務所	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供等。福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。	児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供をするとともに連絡、調整を行い、住民票を異動することなく施設入所や居宅設定したものに對しては、住居地との調整をする等、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護を実施した。
施策の内容(4) 地域における支援						
125	150へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、他の都道府県等との連携を行う。	福祉事務所と連携し、必要な支援を協議するとともに、もに、新たな地域で自立生活が送れるよう後方支援を行った。
126	151へ再掲	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	自立に向けた支援として、相談を実施する。	①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所と連携し、被害者の生活面や心理面の相談を実施した。
127	152へ再掲	健康医療局	保健福祉事務所	自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	町村と県保健福祉事務所との連携	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。
128	153へ再掲	健康医療局	保健福祉事務所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	被害者の同行支援	行政機関等へ同行支援を行った。
129	154へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	各種制度の手続きなどを行う際の同行支援の実施に努める	必要な各種制度を福祉事務所と協議し、支援の実施機関に同行支援を依頼した。
130	155へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	民間団体の同行支援への補助を行う。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
131		福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護施設を退所し、地域で生活する被害者のためのサポート相談を実施します。	一時保護後に地域で自立生活することについて相談を実施する。	一時保護後に必要なサービスや相談窓口等の情報提供を行った。
施策の内容(5) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮						
132	76	福祉子どもみらい局	女性相談所	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討し、適切な対応をするよう配慮を行った。
主要施策③ 女性保護施設における支援						
施策の内容(1) 女性保護施設における支援						
133		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	就労支援や退所者支援などにより自立に向けた支援を行います。	女性保護施設における就労支援事業を実施する。	女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行った。
134		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	就労支援や退所者支援などにより自立に向けた支援を行います。	女性保護施設における退所者支援を実施する。	退所者支援事業担当職員を指定し、退所者支援を実施した。
135		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、環境の充実に努めます。	女性保護施設における心理的な支援を実施する。	非常勤心理士を2名配置し、心理的な支援を実施した。
136		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、環境の充実に努めます。	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、女性保護施設の利用して、障がい者や母子の受け入れに対応した。	障がい者用居室や母子用居室を利用して、障がい者や母子の受け入れに対応した。
重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等						
施策の方向5 地域における相談と自立支援の体制の充実						
主要施策① 市町村における計画的な取組み						
施策の内容(1) 市町村基本計画の策定						
137		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、DV防止や被害者の支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、基本計画策定を支援する。	県内市町村のDV主管課長会議での情報提供等により、プラン策定の支援を行った。 31市町で基本計画策定
施策の内容(2) 市町村における施策推進体制の充実						
138		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	県内市町村のDV対策状況調査、他県や国の情報提供などにより、市町村の庁内外連携を支援する。	他県や国の制度等について、県内市町村のDV主管課長会議において情報提供を行い、市町村の庁内外連携を支援した。
139		健康医療局	保健福祉事務所	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議への参加	地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議に参加した。(一部コロナにより中止)
140		福祉子どもみらい局	児童相談所	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議への参加	コロナの情勢を踏まえつつ、各市町村の実情に応じてDV主管課との情報交換等を実施した。
141		教育局	教育事務所	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議への参加	【湘南三浦・県央・県西】 必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議へ参加した。 【中・県西】 児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
主要施策② 市町村における相談窓口の充実						
施策の内容(1) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置						
142		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者が身近な地域で相談や自立の支援を受けられる窓口として、市町村は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談や自立支援の充実強化に努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、DVセンター設置を支援する。	市町村課長会議において、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、県内の市のDVセンター設置を支援した。
143		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する権限の強化や財政的な支援について、国へ要望します。	市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望する。	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において、市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望した。
施策の内容(2) 市町村における身近な相談窓口の充実						
144		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	市町村は、被害者相談窓口の充実に努め、県はこれを支援します。	市町村の被害者相談窓口の充実のため、研修実施・情報提供等により支援する。	①相談員対象の研修を実施し、また機会を捉えて情報提供を行った。 ②職員研修を実施するなど、関係機関を対象とした研修を行った。
145		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、被害者と接する相談窓口職員の研修の充実を図り、庁内連携会議の設置や庁内マニュアルの作成等により、その連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、市町村の取組みを支援する。	市町村課長会議において、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、市町村における身近な相談窓口の充実を支援した。
146	206へ再掲	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	市町村の相談窓口職員への支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。	市町村相談員を対象とした拡大事例検討会(4回)と女性問題研修会(4回)を実施した。
147	198	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止した。
148	199	福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、共生推進本部室が開催する研修に職員を派遣する。	関係機関を対象とした研修の講師対応を行った。
施策の内容(3) 市町村における自立支援の実施						
149		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県内市町村のDV対策状況調査、地域DV対策情報交換会議の開催、他県や国の情報提供などを実施する。	県内市町村のDV対策状況調査、地域DV対策情報交換会議の開催、他県や国の情報提供などを実施する。	・市町村の自立支援の実施について、県内自治体他県や国の情報を提供した。また、県福祉事務所を中心とした地域情報交換会が開催できるよう協力した。
150	125	福祉子どもみらい局	女性相談所	新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、他の都道府県等との連携を行う。	福祉事務所と連携し、協議を行うとともに、後方支援を行った。
151	126	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	自立生活を始める被害者の生活面や心身の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	自立に向けた支援として、相談を実施する。	①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所と連携し、相談等を行う等相談者の情報の共有に努めた。
152	127	健康医療局	保健福祉事務所	自立生活を始める被害者の生活面や心身の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	町村と県保健福祉事務所との連携	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
153	128	健康医療局	保健福祉事務所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	被害者の同行支援	行政機関等へ同行支援を行った。
154	129	福祉子どもみらい局	女性相談所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	各種制度の手続きなどを行う際の同行支援の実施に努める	必要な各種制度案内等を福祉事務所と協議し、引き続き支援の実施機関に依頼を行った。
155	130	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	民間団体の同行支援への補助を行う。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。
主要施策③ 地域の状況に応じた県と市町村等の連携						
施策の内容(1) 地域における関係機関ネットワークの充実						
156		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等へ参加する。	地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の各種会議に情報提供などを行う等し、連携強化に努めた。
157		健康医療局	保健福祉事務所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加	地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等を開催・参加した。
158		福祉子どもみらい局	児童相談所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加	コロナ情勢を踏まえながら、5所で管内医療機関との連絡会を実施。管内警察署との連絡会は5所のみ実施。スクールソーシャルワーカー連絡会(2回)に参加。
159		教育局	教育事務所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加	学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加した。
160		県警察本部	人身安全対策課	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	関係機関との連携協力	各種会議等に参加し、関係機関との連携に努めた。
施策の内容(2) 県による広域連携支援						
161		福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者の居住する市町村等と調整し、被害者が必要な支援を受けることができるよう努めます。	被害者の居住する市町村との連携・情報提供等を行う。	連携に努め、必要な情報提供を行った。
162		健康医療局	保健福祉事務所	県保健福祉事務所等は、町村と連携して被害者の相談や自立支援を行います。	県保健福祉事務所に女性相談員を配置 町村職員と連携して被害者の支援を実施	・郡部を管轄する県保健福祉事務所に女性相談員を6人配置した。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、足柄上、厚木) ・町村職員と連携して被害者の支援を実施した。
163		福祉子どもみらい局	女性相談所	県保健福祉事務所等は、町村と連携して被害者の相談や自立支援を行います。	女性相談員研修会を開催する。	女性相談員向けの研修会を開催した。(1回)
164		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	県及び市町村配偶者暴力相談支援センターの連絡会議を設置し、連携を強化します。	県及び政令市が持ち回りで開催する拡大DVセンター会議を開催又は参加する。	四縣市DVセンター連絡会に参加した。(1回)

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
165	15	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施します。	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施する。	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を継続して実施した。 法律相談 44件 精神保健相談 7件 メンタルケア 40件 (DV専門相談件数 計91件)
166	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数 528件
167	26	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性被害者相談を実施します。	男性被害者相談を実施する。	男性被害者相談を継続して実施した。 男性被害者相談 625件
168	27	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。	DVに悩む男性相談を継続して実施した。 DVに悩む男性相談 49件
169	22	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、被害者の緊急相談に対応する。	休日夜間のDV相談を実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00
170	25	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。	週末ホットライン相談を継続して実施した。 週末ホットライン相談 244件
171	23	福祉子どもみらい局	女性相談所	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。 休日夜間緊急対応人員を確保する。	夜間宿直体制による対応を行い、休日・夜間における緊急対応人員の確保に努めた。
172	24	県警察本部	人身安全対策課	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察本部及び警察署における体制の確立	休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。
施策の方向6 民間団体との連携、支援						
主要施策① DV防止・被害者支援を行う民間団体との連携、支援						
施策の内容(1) 民間団体との意見交換						
173		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	取組みの充実に向け、被害者支援に取り組んでいる民間団体との定期的な意見交換を実施します。	被害者支援に取り組んでいる民間団体と定期的な意見交換を実施する。	被害者支援に取り組んでいる民間団体と意見交換会を開催した。
施策の内容(2) 民間団体と連携した啓発等						
174		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	啓発資料等は、民間団体に蓄積された被害者支援のノウハウ等を踏まえて作成します。	被害者の支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携し、啓発資料等を作成する。	デートDVに関する支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携して作成した中学生向けデートDV啓発冊子を県内の中学校に配布するほか、民間団体と連携して作成した各種啓発資料を県民に配布した。
175		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	被害者への適切な支援の実施のため、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、職務関係者の研修を開催します。	弁護士、精神科医、大学教授等々を講師とした研修を開催	弁護士、民間団体スタッフ等との協働により研修を開催した。
施策の内容(3) 被害者相談における連携						
176	25	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。	週末ホットライン相談を継続して実施した。 週末ホットライン相談 244件
177	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数 528件
施策の内容(4) 中長期支援施設の運営に対する支援						
178	104	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体を支援する。	中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
179	105	福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)	連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。(2回)
施策の内容(5) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業						
180	48	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護を実施する。	県内市町村と協定を締結して実施した。必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。
施策の内容(6) 被害者支援を行う民間団体への支援						
181		福祉子どもみらい局	女性相談所	民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施します。	民間委託シェルタースタッフ研修を実施する。	民間団体職員を対象とした研修を実施した。(2回)
182		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援します。	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援する。	民間団体に対して、団体の行う研修事業等に補助を行った。(メニュー補助)
183		福祉子どもみらい局	女性相談所	民間委託団体に出向き、ケースカンファレンスを実施します。	民間委託団体に対し、ケースカンファレンスへの助言を行う。	職員がケースカンファレンスに参加して、助言等を行った。
184		福祉子どもみらい局	女性相談所	民間委託団体へ同伴児童の学習面に関する支援の助言を行います。	民間委託団体の行う同伴児童の学習面に関する支援について、教育指導員による助言を行う。	同伴児童の学習面に関する支援について、助言等の依頼はなかった。
185		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者の自立支援活動等を行う民間団体の取組みを支援します。	被害者の自立支援活動等を行う民間団体を支援する。	・民間団体に対して、団体の行う自立支援事業等に補助を行った。 ・民間団体に対して、団体が新たに実施する先進的な取組への補助を行った。
186		福祉子どもみらい局	女性相談所	民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理的ケアなど、専門家による支援を行います。	民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理判定員による助言を行う。	心理判定員による助言等の依頼はなかった。
施策の方向7 関係機関等との連携及び人材育成						
主要施策① 関係機関等との相互の連携						
施策の内容(1) ネットワークの充実						
187		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	DV対策推進会議の開催や民間団体との意見交換会の実施により連携を強化する。	DV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努める予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。民間団体との意見交換会を開催した。
188		福祉子どもみらい局	女性相談所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	女性相談所、福祉事務所、民間委託シェルターによるケースカンファレンスを実施する。	各種会議、カンファレンスにより、連携の強化に努めた。
189		福祉子どもみらい局	児童相談所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	女性相談所と児童相談所との連絡会議の充実	女性相談所との連絡会に参加。互いの情報共有や事例を通しての意見交換などを通じて、連携強化を図った。
190		健康医療局	保健福祉事務所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	ケースカンファレンスへの参加	参加要請があれば、ケースカンファレンスに参加し、被害者の自立支援について検討した。
191		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	通報制度や保護命令制度を活用した被害者支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。	医療、法律などの関係機関・関係団体との連携の強化を図る。	DV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努める予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。民間団体との意見交換会を開催した。
192		県警察本部	人身安全対策課	通報制度や保護命令制度を活用した被害者支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。	関係機関等との連携	事案に応じ、関係機関等と連携して対応した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
193		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	被害者の子どもへの接近禁止命令が発令される場合もあることから、保護命令制度の趣旨及び概要について、会議の場やホームページ等を通じて教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。	保護命令制度について、周知を行う。	DV被害防止啓発冊子をホームページに掲載することなどにより、保護命令の内容等を広く周知した。
194		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	関係機関・関係団体が連携し、被害者が自立した生活を続けるための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。	長期にわたる切れ目のない支援を行うため、民間団体との意見交換や自立支援活動への補助を実施する。	庁内関係部署や民間団体との意見交換会を行い、関係機関等との連携を図った。被害者支援を行っている民間団体に対して、自立支援活動への補助を行った。
195		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	関係機関・関係団体が連携し、被害者が自立した生活を続けるための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。	長期にわたる切れ目のない支援のため、関係機関との連携に努める。	情報提供・情報交換の場として市区関係課等が主催する各種会議に出席するなど、必要な情報を関係機関と共有を行った。
施策の内容(2) 広域における連携						
196		福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者の支援に当たっては、必要に応じて、県外の婦人相談所や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用など、都道府県域を越えた連携に努めます。	被害者の円滑な広域支援を行うために、全国知事会の申し合せに沿って、一時保護について他県との必要があれば連携、調整に努める。	都道府県と連携が必要なケースはなかったが、都道府県をまたがるケースの調整に努めた。
197		県警察本部	人身安全対策課	関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県警察と連携します。	関係場所が複数の都道府県にわたる事案への対応	事案に応じ、関係都道府県警察と連携し情報を共有して対応した。
主要施策② 支援者の育成と資質向上等						
施策の内容(1) 職務関係者への研修等の充実						
198	17、147へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止した。
199	148へ再掲	福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、共生推進本部室が開催する研修に職員を派遣する。	関係機関を対象とした研修の講師対応を行った。
200		福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者への適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。	福祉、警察、医療、法律、教育関係者、人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者への制度の趣旨の周知、啓発、研修の実施	関係機関を対象とした研修や講師の派遣を行った。
201		教育局	行政課	被害者への適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。	関係職員を対象とした研修の実施	各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(9校)
202		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	県・市町村の被害者の相談や一時保護等を担当する職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いて研修を行います。	職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いた研修を実施する。	①女性問題研修会や事例検討会で研修を実施した。 ②新任の行政職員、管理職を対象に支援に関する基礎知識やDVの理解に関して研修を行った。(1回)

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
203		①② ③福祉子どもみらい局 ④県警察本部	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所 ④人身安全対策課	被害者支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を行います。	情報管理等の危機管理に関する研修を実施する。	①県警と共同で行う「DV被害者支援のための県警・行政連携ワークショップ」において、情報管理等の危機管理に関する研修を実施した。 ②かながわ男女共同参画センターで実施する研修において、情報管理等に関する研修を実施した。 ③女性相談所の主催研修において、情報管理等の危機管理の内容も含み、研修を実施した。 ④各種研修会を実施した。
204		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	県及び市町村における被害者支援等に関するノウハウについて、相互に情報交換することにより、資質向上に努めます。	被害者支援等に関するノウハウについて、会議等の場を活用した市町村との情報交換を実施する。	①県内市町村のDV対策主管課長会議等を開催し県及び県内市町村の情報交換を行った。 ②③会議や研修等を通して情報交換を行った。
施策の内容(2) 支援者への支援						
205		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者支援に携わる相談員等の精神的安定を図り、より良い被害者支援を実施できるよう、組織内でのスーパービジョンを実施するなど、メンタルヘルスキアの充実に努めます。	組織内での事例検討会を実施するなど、相談員等のメンタルヘルスキアの充実に努める	SVを中心としたスーパーバイズを行い、組織的に相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。
206	146	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	市町村の相談窓口職員への支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。	市町村相談員を対象とした拡大事例検討会(4回)と女性問題研修会(4回)を実施した。
施策の方向8 課題解決に向けた調査研究と提案・苦情への対応						
主要施策① 調査研究						
施策の内容(1) DV防止及び被害者支援のための調査研究						
207		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	DV防止や被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。	配偶者暴力に関する意識調査や被害の実態調査などの調査研究を実施し、県内関係機関で共有、DV対策・被害者支援に役立てる。	相談・一時保護の現状やアンケート結果を踏まえて、LINE相談窓口の充実等施策に反映させた。
208		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	DV防止や被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。	より適切な被害者支援に向けて、精神的な課題など多様で複合的な課題を抱えている被害者等の実態について、把握する。	多様で複合的な課題を抱えている被害者が増えている現状について、きめ細やかに把握し課題解決に努めた。
209		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	国等の調査・研究の情報を収集し、調査研究に活用するとともに、関係機関へ情報提供します。	国等の調査・研究の情報を収集し、関係機関へ情報提供する。	国等の調査・研究の情報を収集し、施策の検討に活用するとともに、関係機関へ情報提供した。
施策の内容(2) 国への要望						
210		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性に対する暴力を未然に防止するための取組みの充実や、近年増加がみられる男性被害者に対する支援体制の枠組みの構築などについて、国へ要望します。	DV防止や男性被害者相談等に関する支援体制等について国へ要望する。	DV防止や男性被害者相談等の支援について、国へ要望した。
211	13 へ再掲	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。	加害者更生に関する調査研究の充実の国への要望と、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等の把握を行う。	加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。
212		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	困難を抱える女性達の自立に向けた支援を適切に行うことができるよう、売春防止法の抜本的改正または女性の保護に関する新たな法整備について、国へ要望します。	売春防止法の抜本的改正または女性保護に関する新たな法整備について、国へ要望する。	女性保護に関する新たな法整備である困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行にともなう体制・環境整備について、国へ要望した。

通し番号	再掲番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2022(令和4)年度事業実績
主要施策② 提案・苦情への対応						
施策の内容(1) 関係機関における提案・苦情への適切な対応						
213		各所管部局・県警察本部・市町村	全所管部局・県警察本部	県民等からの配偶者等暴力の防止や被害者の支援に関する提案、被害者からの苦情の申出を受けた場合は、被害者の置かれている状況に配慮して、適切・迅速に対応するよう努めます。	被害者の支援に関する提案や被害者からの苦情の申出に対する、適切・迅速な対応	県民等から被害者の支援に関する提案や被害者等からの苦情の申出に対して、適切・迅速に対応した。

V 神奈川県男女共同参画審議会の審議状況

1 神奈川県男女共同参画審議会

(1) 設置目的

附属機関の設置に関する条例に基づき設置された機関で、男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例（平成 14 年神奈川県条例第 8 号）第 14 条第 1 項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理について、知事の諮問に応じて調査審議、結果の報告、又は意見を建議することを目的としています。

(2) 主な審議事項

- ア 男女共同参画社会基本法第 14 条第 1 項の規定による男女共同参画計画の策定、又は改定について
- イ 男女共同参画推進条例及び規則の重要な改正について
- ウ 男女共同参画に関する制度の創設、又は改善について
- エ 県民等から申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うにあたり、特に必要がある事項について

(3) 審議会委員の構成（令和 5 年 9 月現在）

- ア 委員数 12 人（男性 3 人、女性 9 人）
- イ 選出区分の構成（学識経験者 7 人、事業者 3 人、公募 1 人、市町村 1 人）

2 開催状況

神奈川県男女共同参画審議会（第 11 期）の開催・意見聴取状況（令和 4～5 年度）

回	開催日	審議内容
第 11 期 第 4 回	令和 4 年 10 月 11 日 (火)	① かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）の改定について
第 11 期 第 5 回	令和 4 年 12 月 22 日 (木)	① かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）の改定について ② かながわ男女共同参画推進プランの改定に関する答申について
第 11 期 第 6 回	令和 5 年 7 月 21 日 (金)	① かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）の 2022 年度の進捗状況の評価について ② かながわ DV 防止・被害者支援プランの 2022 年度の進捗状況の評価について
第 11 期 第 7 回	令和 5 年 8 月 21 日 (月)	① かながわ困難女性等支援計画（仮称）の骨子案について

第 11 期 神奈川 県 男 女 共 同 参 画 審 議 会 委 員 名 簿 (令 和 5 年 9 月 現 在)

選出区分	分野・団体等	氏名	職業・役職等
学識・経験者	企業経営	いわた きみえ ◎岩田 喜美枝	住友商事株式会社社外取締役／株式会社りそなホールディングス社外取締役／味の素株式会社社外取締役
	ワーク・ライフ・バランス	かわしま たかゆき 川島 高之	NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事／株式会社川島製作所代表取締役社長
	社会学	しらかわ とうこ ○白河 桃子	相模女子大学大学院特任教授
	ライフキャリア教育	すずき のりこ 鈴木 紀子	日本女子大学現代女性キャリア研究所客員研究員
	労働	のむら ひろこ 野村 浩子	東京家政学院大学特別招聘教授
	法律実務	はしもと ようこ 橋本 陽子	弁護士 (神奈川県弁護士会推薦)
	福祉(DV)	ゆざわ なおみ 湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部 学部長・教授・立教学院理事
県民・事業者等	女性団体等	いのうえ まさこ 井上 匡子	特定非営利活動法人かながわ女性会議副理事長 (特定非営利活動法人かながわ女性会議推薦)
	県民	おおた 太田バークレイ ゆい 結斐	公募委員
	事業者団体	きよかわ だいすけ 清川 大輔	株式会社横浜銀行人財部長 (一般社団法人神奈川県経営者協会推薦)
	労働団体	はぎわら ちかこ 萩原 周子	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長 (日本労働組合総連合会神奈川県連合会推薦)
	市町村	やはぎ ひらく 矢作 拓	鎌倉市共生共創部地域共生課担当課長

(50 音順)

◎会長 ○副会長

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

<参考>2022(令和4)年度審議会等の女性委員の登用状況
 (重点目標1 目標値「県の審議会等における女性委員の割合」関係)

<局別>

局	委員 総数	うち女性 委員数	登用率	審議会数
政策局	169	77	45.6%	14
総務局	34	15	44.1%	5
くらし安全防災局	25	14	56.0%	2
国際文化観光局	67	31	46.3%	5
スポーツ局	16	6	37.5%	1
環境農政局	144	48	33.3%	10
福祉子どもみらい局	346	146	42.2%	21
健康医療局	415	147	35.4%	30
産業労働局	58	27	46.6%	5
県土整備局	77	35	45.5%	10
会計局	5	2	40.0%	1
企業局	12	5	41.7%	1
教育局	77	37	48.1%	6
合計	1445	590	40.8%	111

<審議会別>

局	No.	所管所属	名称	2022年度 (2023/3/31時点) ※計画対象外委員を除く		
				総数	女性	比率
政策局	1	総合政策課	神奈川県総合計画審議会	37	16	43.2%
	2	いのち・未来戦略本部室	神奈川県科学技術会議	13	6	46.2%
	3	土地水資源対策課	神奈川県国土利用計画審議会	6	4	66.7%
	4	土地水資源対策課	神奈川県土地利用審査会	7	3	42.9%
	5	情報公開広聴課	神奈川県情報公開審査会	7	2	28.6%
	6	情報公開広聴課	神奈川県個人情報保護審査会	5	2	40.0%
	7	情報公開広聴課	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	10	4	40.0%
	8	NPO協働推進課	神奈川県指定特定非営利活動法人審査会	8	4	50.0%
	9	政策法務課	神奈川県行政不服審査会	9	4	44.4%
	10	市町村課	神奈川県固定資産評価審議会	11	4	36.4%
	11	地域政策課	神奈川県地方創生推進会議	32	14	43.8%
	12	統計センター	神奈川県統計報告調整審議会	8	4	50.0%
	13	かながわ県民活動サポートセンター	神奈川県ボランティア活動推進基金審査会	8	4	50.0%
	14	かながわ県民活動サポートセンター	かながわコミュニティカレッジ運営委員会	8	6	75.0%
	計		169	77	45.6%	
総務局	1	総務室	神奈川県職員等不祥事防止対策協議会	6	4	66.7%
	2	人事課	神奈川県特別職報酬等審議会	10	3	30.0%
	3	行政管理課	神奈川県行政改革推進協議会	7	2	28.6%
	4	行政管理課	指定管理者制度モニタリング会議	5	3	60.0%
	5	文書課	神奈川県公益認定等審議会	6	3	50.0%
	計		34	15	44.1%	
くらし安全防災局	1	消費生活課	神奈川県消費生活審議会	16	10	62.5%
	2	消費生活課	神奈川県消費者被害救済委員会	9	4	44.4%
	計		25	14	56.0%	
国際文化観光局	1	国際課	かながわ国際政策推進懇話会	14	6	42.9%
	2	国際課	外国籍県民かながわ会議	15	9	60.0%
	3	文化課	神奈川県文化芸術振興審議会	16	7	43.8%
	4	観光課	神奈川県観光審議会	16	6	37.5%
	5	観光課	観光の核づくりアドバイザー委員会	6	3	50.0%
	計		67	31	46.3%	
スポーツ局	1	スポーツ課	神奈川県スポーツ推進審議会	16	6	37.5%
	計		16	6	37.5%	

局	No.	所管所属	名称	2022年度 (2023/3/31時点) ※計画対象外委員を除く		
				総数	女性	比率
環境農政局	1	環境計画課	神奈川県環境審議会	16	8	50.0%
	2	環境計画課	神奈川県環境影響評価審査会	18	8	44.4%
	3	大気水質課	神奈川県公害審査会	12	6	50.0%
	4	資源循環推進課	神奈川県美しい環境づくり推進協議会	11	4	36.4%
	5	自然環境保全課	神奈川県自然環境保全審議会	20	4	20.0%
	6	水源環境保全課	水源環境保全・再生かながわ県民会議	24	6	25.0%
	7	森林再生課	神奈川県森林審議会	15	2	13.3%
	8	農政課	神奈川県都市農業推進審議会	12	4	33.3%
	9	農地課	神奈川県中山間地域等振興対策検討委員会	6	2	33.3%
	10	水産課	神奈川県水産審議会	10	4	40.0%
	計			144	48	33.3%
福祉子どもみらい局	1	総務室	神奈川県社会福祉審議会	23	7	30.4%
	2	共生推進本部室	神奈川県男女共同参画審議会	12	9	75.0%
	3	共生推進本部室	かながわ人権政策推進懇話会	18	10	55.6%
	4	次世代育成課	神奈川県子ども・子育て会議	20	11	55.0%
	5	次世代育成課	かながわ子ども支援協議会	11	6	54.5%
	6	子ども家庭課	神奈川県児童福祉審議会	24	15	62.5%
	7	子ども家庭課	神奈川県慢性疾患児童等地域支援協議会	8	3	37.5%
	8	青少年課	神奈川県青少年問題協議会	10	5	50.0%
	9	私学振興課	神奈川県私立学校審議会	15	3	20.0%
	10	地域福祉課	神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会	12	6	50.0%
	11	地域福祉課	神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議	24	10	41.7%
	12	地域福祉課	神奈川県手話言語普及推進協議会	19	9	47.4%
	13	地域福祉課	神奈川県再犯防止推進会議	16	4	25.0%
	14	地域福祉課	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例整備基準見直し検討会議	5	2	40.0%
	15	高齢福祉課	かながわ高齢者あんしん介護推進会議	10	6	60.0%
	16	高齢福祉課	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会 (かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会 及び神奈川県介護予防事業市町村支援委員会)	20	7	35.0%
	17	高齢福祉課	神奈川県認知症施策推進協議会	25	8	32.0%
	18	高齢福祉課	神奈川県地域包括ケア会議	30	11	36.7%
	19	障害福祉課	神奈川県障害者施策審議会	20	7	35.0%
	20	障害福祉課	神奈川県ライトセンターの事業に関するあり方検討会	6	2	33.3%
	21	障害福祉課	神奈川県聴覚障がい児早期支援体制整備推進協議会	18	5	27.8%
	計			346	146	42.2%

局	No.	所管所属	名称	2022年度 (2023/3/31時点) ※計画対象外委員を除く		
				総数	女性	比率
健康医 療局	1	医療危機対策本部 室	神奈川県感染症対策協議会	17	4	23.5%
	2	県立病院課	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評 価委員会	5	2	40.0%
	3	医療課	神奈川県医療審議会	8	2	25.0%
	4	医療課	神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評 価委員会	5	1	20.0%
	5	医療課	神奈川県保健医療計画推進会議	17	6	35.3%
	6	医療課	神奈川県医療対策協議会	15	2	13.3%
	7	医療課	神奈川県在宅医療推進協議会	28	9	32.1%
	8	医療課	神奈川県看護職員の確保及び資質向上推進委員会	9	6	66.7%
	9	医療課	神奈川県循環器病対策推進協議会	13	3	23.1%
	10	医療保険課	神奈川県国民健康保険運営協議会	9	4	44.4%
	11	医療保険課	神奈川県医療費検討委員会	11	4	36.4%
	12	健康増進課	神奈川県生活習慣病対策委員会	11	4	36.4%
	13	健康増進課	かながわ食育推進県民会議	25	8	32.0%
	14	健康増進課	神奈川県たばこ対策推進検討会	11	4	36.4%
	15	健康増進課	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会	16	8	50.0%
	16	健康増進課	神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会	15	4	26.7%
	17	がん・疾病対策 課	神奈川県精神保健福祉審議会	15	6	40.0%
	18	がん・疾病対策 課	神奈川県がん対策推進審議会	16	7	43.8%
	19	がん・疾病対策 課	神奈川県造血幹細胞移植推進協議会	12	4	33.3%
	20	がん・疾病対策 課	神奈川県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会	16	7	43.8%
	21	がん・疾病対策 課	神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会	14	4	28.6%
	22	がん・疾病対策 課	神奈川県肝炎対策協議会	15	5	33.3%
	23	がん・疾病対策 課	神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会	23	9	39.1%
	24	生活衛生課	神奈川県食の安全・安心審議会	16	6	37.5%
	25	生活衛生課	神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会	9	4	44.4%
	26	生活衛生課	神奈川県動物愛護管理推進協議会	16	6	37.5%
	27	生活衛生課	神奈川県水道ビジョン検討会	6	3	50.0%
	28	薬務課	神奈川県薬事審議会	13	4	30.8%
	29	薬務課	神奈川県献血推進協議会	16	6	37.5%
	30	薬務課	神奈川県後発医薬品使用促進協議会	13	5	38.5%
	計			415	147	35.4%
産業労 働局	1	産業振興課	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総 合研究所評価委員会	6	3	50.0%
	2	中小企業支援課	神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会	14	6	42.9%
	3	商業流通課	神奈川県大規模小売店舗立地審議会	8	4	50.0%
	4	雇用労政課	神奈川県労働審議会	15	8	53.3%
	5	産業人材課	神奈川県職業能力開発審議会	15	6	40.0%
	計			58	27	46.6%

局	No.	所管所属	名称	2022年度 (2023/3/31時点) ※計画対象外委員を除く		
				総数	女性	比率
県土整備局	1	建設業課	神奈川県宅地建物取引業審議会	8	3	37.5%
	2	用地課	神奈川県土地収用事業認定審議会	6	3	50.0%
	3	都市計画課	神奈川県都市計画審議会	9	3	33.3%
	4	都市整備課	神奈川県屋外広告物審議会	14	7	50.0%
	5	都市公園課	神奈川県公園等審査会	8	5	62.5%
	6	河港課	神奈川県港湾審議会	4	1	25.0%
	7	住宅計画課	神奈川県住宅政策懇話会	9	5	55.6%
	8	建築安全課	神奈川県開発審査会	6	3	50.0%
	9	建築安全課	神奈川県建築士審査会	7	1	14.3%
	10	建築安全課	神奈川県建築審査会	6	4	66.7%
		計	77	35	45.5%	
会計局	1	調達課	神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会	5	2	40.0%
		計		5	2	40.0%
企業局	1	経営課	神奈川県営水道事業審議会	12	5	41.7%
		計		12	5	41.7%
教育局	1	総務室	県立高校校名検討懇話会	5	2	40.0%
	2	高校教育課	神奈川県産業教育審議会	14	6	42.9%
	3	子ども教育支援課	神奈川県教科用図書選定審議会	16	10	62.5%
	4	学校支援課	神奈川県いじめ防止対策調査会	15	7	46.7%
	5	生涯学習課	神奈川県生涯学習審議会	10	6	60.0%
	6	文化遺産課	神奈川県文化財保護審議会	17	6	35.3%
		計	77	37	48.1%	
合計				1445	590	40.8%

施策又は事業についての提案等をお寄せください。

神奈川県では、県民や事業者の皆さんとともに「一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる」男女共同参画社会の実現をめざしていきたくと考えています。

そのため、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や事業への要望、制度の改善に関して皆さんからのご意見、ご提案等をお受けする専用の窓口を設置しています。

いただいたご提案については、該当する事業等を所管している部署から文書又は電話により回答します。

なお、場合によっては神奈川県男女共同参画審議会の意見を聴くことやご提案等の内容を県の刊行物等に匿名で掲載させていただくことがありますので、ご了承ください。

- 提案できる人は、県内に在住の方、県内に事業所を有する事業者の方、県内に勤務又は在学する方です。
 - 受付窓口 神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室（県庁東庁舎3階）
あて先 〒231-8588（住所記入不要）
専用電話 045-210-3643
ファクシミリ 045-210-8832
フォームメール 神奈川県ホームページの共生推進本部室のページ
（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/jinken/danjo.html>）の「福祉子どもみらい局共生推進本部室へのお問い合わせフォーム」から送信いただけます。
- * 2022年度に、神奈川県男女共同参画推進条例第14条に基づく提案等として受付けたものは0件でした。

2023(令和5)年版 神奈川県の男女共同参画 — 男女共同参画年次報告書 —

令和5年9月発行

編集・発行

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/jinken/danjo.html>

電話 045 (210) 3640 (直通)

ファクシミリ 045 (210) 8832

神奈川県

福祉子どもみらい局共生推進本部室

横浜市中区日本大通 1 丁目231-8588 電話 (045) 210-3640 (直通)